

令和元年第2回定例会

# むかわ町議会会議録

令和元年 6月20日 開会

令和元年 6月21日 閉会

むかわ町議会

## 令和元年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号 (6月20日)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 3  |
| 本日の会議に付した事件                    | 3  |
| 出席議員                           | 3  |
| 欠席議員                           | 3  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3  |
| 事務局職員出席者                       | 4  |
| 開会及び開議                         | 6  |
| 議事日程の報告                        | 6  |
| 会議録署名議員の指名                     | 6  |
| 会期の決定                          | 6  |
| 諸般の報告                          | 8  |
| 町長行政報告及び提出事件の概要説明              | 8  |
| 一般質問                           | 13 |
| 山崎満敬議員                         | 13 |
| 大松紀美子議員                        | 19 |
| 佐藤守議員                          | 29 |
| 野田省一議員                         | 40 |
| 東千吉議員                          | 49 |
| 舞良喜久議員                         | 56 |
| 北村修議員                          | 59 |
| 散会                             | 75 |

### 第 2 号 (6月21日)

|      |    |
|------|----|
| 議事日程 | 77 |
|------|----|

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 本日の会議に付した事件                           | 7 8   |
| 出席議員                                  | 7 8   |
| 欠席議員                                  | 7 9   |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名    | 7 9   |
| 事務局職員出席者                              | 8 0   |
| 開 議                                   | 8 1   |
| 議事日程の報告                               | 8 1   |
| 報告第 7 号から報告第 1 0 号の一括上程、説明、質疑         | 8 2   |
| 諮問第 1 号から諮問第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決     | 9 1   |
| 同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                | 9 3   |
| 議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 9 4   |
| 議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 9 7   |
| 議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 0 3 |
| 議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 0 5 |
| 議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 0 7 |
| 議案第 4 5 号から議案第 4 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 0 |
| 議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 1 2 |
| 議案第 4 8 号から議案第 5 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 7 |
| 議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 4 7 |
| 議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 5 1 |
| 意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 5 2 |
| 意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 5 4 |
| 意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 5 7 |
| 意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 5 9 |
| 意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 1 6 0 |
| 所管事務調査等報告の件                           | 1 6 2 |
| 閉会中の特定事件等調査の件                         | 1 6 3 |
| 議員の派遣に関する件                            | 1 6 3 |
| 閉議及び閉会                                | 1 6 4 |
| 署名議員                                  | 1 6 5 |

むかわ町告示第30号

令和元年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月10日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和元年6月20日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

|      |     |     |    |      |         |        |
|------|-----|-----|----|------|---------|--------|
| 1 番  | 東   | 千 吉 | 議員 | 2 番  | 舞 良 喜 久 | 議員     |
| 3 番  | 山 崎 | 満 敬 | 議員 | 4 番  | 佐 藤     | 守 議員   |
| 5 番  | 大 松 | 紀美子 | 議員 | 6 番  | 三 上     | 純 一 議員 |
| 7 番  | 野 田 | 省 一 | 議員 | 8 番  | 三 倉     | 英 規 議員 |
| 9 番  | 星   | 正 臣 | 議員 | 10 番 | 津 川     | 篤 議員   |
| 11 番 | 北 村 | 修   | 議員 | 12 番 | 中 島     | 勲 議員   |
| 13 番 | 小 坂 | 利 政 | 議員 |      |         |        |

不応招議員（なし）

## 令和元年第2回むかわ町議会定例会

### 議 事 日 程 （第1号）

令和元年6月20日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 東 千 吉 議 員   | 2 番  | 舞 良 喜 久 議 員 |
| 3 番  | 山 崎 満 敬 議 員 | 4 番  | 佐 藤 守 議 員   |
| 5 番  | 大 松 紀美子 議 員 | 6 番  | 三 上 純 一 議 員 |
| 7 番  | 野 田 省 一 議 員 | 8 番  | 三 倉 英 規 議 員 |
| 9 番  | 星 正 臣 議 員   | 10 番 | 津 川 篤 議 員   |
| 11 番 | 北 村 修 議 員   | 12 番 | 中 島 勲 議 員   |
| 13 番 | 小 坂 利 政 議 員 |      |             |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |         |           |         |
|--------|---------|-----------|---------|
| 町 長    | 竹 中 喜 之 | 副 町 長     | 渋谷 昌 彦  |
| 支 所 長  | 齊 藤 春 樹 | 会 計 管 理 者 | 藤 井 清 和 |
| 総務企画課長 | 成 田 忠 則 | 総務企画課参事   | 大 塚 治 樹 |

|                         |       |               |       |
|-------------------------|-------|---------------|-------|
| 総務企画課参                  | 上坂勇人  | 総務企画課主幹       | 梅津晶   |
| 総務企画課主幹                 | 柴田巨樹  | 総務企画課主幹       | 西幸宏   |
| 町民生活課参                  | 飯田洋明  | 町民生活課主幹       | 菊池恵美  |
| 健康福祉課長                  | 高橋道雄  | 健康福祉課主幹       | 今井喜代子 |
| 健康福祉課主幹                 | 藤田浩樹  | 産業振興課長        | 酒巻宏臣  |
| 産業振興課参                  | 太田剛雄  | 産業振興課主幹       | 東和博   |
| 産業振興課主幹                 | 松本洋   | 建設水道課長        | 山本徹   |
| 建設水道課主幹                 | 江後秀也  | 建設水道課主幹       | 相澤秀彰  |
| 建設水道課主幹                 | 佐藤琢   | 地域振興課長        | 石川英毅  |
| 地域振興課参                  | 田所隆   | 地域振興課主幹       | 長谷山一樹 |
| 地域振興課主幹                 | 菅原光博  | 恐竜ワールド戦略室長    | 加藤英樹  |
| 恐竜ワールド戦略室主幹             | 櫻井和彦  | 地域経済課長        | 吉田直司  |
| 地域経済課主幹                 | 高木龍一郎 | 地域経済課主幹       | 西村和将  |
| 国民健康保険<br>穂別診療所<br>事務所長 | 藤江伸   | 教育長           | 長谷川孝雄 |
| 生涯学習課長                  | 八木敏彦  | 教育振興室長        | 田口博   |
| 生涯学習課主幹                 | 上田光男  | 生涯学習課主幹       | 佐々木義弘 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長         | 成田忠則  | 農業委員会<br>事務局長 | 鎌田晃   |
| 農業委員会<br>支局長            | 高木龍一郎 | 監査委員          | 数矢伸二  |

事務局職員出席者

事務局 長 今 井 巧 主 査 長谷山 美 香



---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、舞良喜久議員、3番、山崎満敬議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、6月14日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。  
佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、6月14日に開催しました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は22件で、その内訳は、報告4件、諮問2件、同意1件、議案15件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括と

して議題とする案件は、報告第7号から報告第10号までの4件、諮問第1号から諮問第2号までの2件、議案第45号から議案第46号までの2件、議案第48号から議案第52号までの5件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は7件であり、その内訳は、意見書案5件、報告2件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については2件であり、6月10日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号4番は意見書案第5号として、受理番号5番は意見書案第6号として所定の賛成者をつけ提出されております。

また、陳情文書表の11件については、3月定例会締め切り日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

6月10日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号14番は意見書案第7号として、受理番号15番は意見書案第8号として、受理番号16番は意見書案第9号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号6番から13番の8件については、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会より調査終了に伴う報告書が、経済文教常任委員会より調査終了及び継続調査に伴う報告書及び中間報告書が提出されております。

次に、一般質問については、山崎満敬議員ほか6名から16項目の通告があり、その取り扱いとは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、防災関係で重複する内容がありますことから、質問する方は質問事項が重複しないように配慮をお願いします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から21日までの2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願いを申し上げます。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行によりネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましては、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせをいたします。

以上申し上げて、令和元年第2回議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から21日までの2日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から21日までの2日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第95号のとおりですので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第2回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

まず冒頭ですが、6月18日夜に山形県沖で発生しました最大震度6強の地震により被害に見舞われました新潟県、山形県の方々並びに今回の地震で昨年の発災当初から人的支援をいただいた宮城県、秋田県におきましても、負傷された方々など被害が発生していると伺って

おります。心からお見舞いを申し上げるものでございます。

現地では余震も続いており、これ以上被害が拡大しないことと、一日も早い復旧を願っているところでございます。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして、まず、胆振豊田郵便局の廃止に関する件について御報告いたします。

胆振豊田郵便局につきましては、昨年9月に発生しました北海道胆振東部地震により局舎が被災し、応急措置により営業対応をしておりましたが、建物の耐震性の低下に加え、利用者の減少により、日本郵便株式会社北海道支店は廃止せざるを得ないとの方針を出し、対象地区各戸への訪問等により、地域利用者の方々に対する説明を行ってきたところ、このたび地区住民の皆さんとの合意が整ったことから、本年7月31日をもって営業を終了し、胆振豊田郵便局を廃止するとの報告が先般あったところでございます。

局の廃止という結果は非常に残念ではありますが、胆振豊田郵便局につきましては、昭和14年6月に開設され、これまで80年余りの期間、地域の郵便事業に御尽力いただきましたことに対し、改めて感謝とお礼を申し上げるものでございます。

町としましては、地区住民の皆さんとの合意を得ての措置でもあり、やむを得ない状況と判断せざるを得ませんが、利用者の方々が困らないよう、廃止後もニーズに応えたサービス提供を改めてお願いをしているところでもございます。

今後におきましては、穂別郵便局及び似湾郵便局がサービス事業を引き継ぎ、地区住民の皆さんの不安解消に向け努力すると伺っておりますので、ひとまず安堵しているところでもございます。

以上、穂別豊田地区における胆振豊田郵便局廃止に係る経過についての報告といたします。

次に、町内春日地区においてのゴルフ場としての営業をしておりましたビッグスギゴルフ倶楽部の閉鎖の件について御報告申し上げます。

本ゴルフ場につきましては、ゴルフ場を経営するラベルティ北海道株式会社が1997年に開業し、これまで年間1万人を超える利用者がありましたが、昨年9月の胆振東部地震によりコース内に被害を受け、震災後には一部補修を行い、全18ホールのうち9ホールで営業を続けていたところであります。

ことしに入って、株式会社ラベルティ北海道からは、災害復旧に向けて資金調達のめどが立たず、ゴルフ場としての運営が難しい状況から土地の売却先を検討しており、北海道内において、ゴルフ場跡地を取得し太陽光発電施設に転換した実績のある事業者との間で売買の

協議を行っている旨の報告を受けているところでございます。

以上の経過から、本年3月末には太陽光発電事業者の代表者が本町を訪れ、ゴルフ場跡地取得に向けてラベルティ北海道との間で基本的に合意に至っているとの説明を受けたところであります。5月に入って、正式に当該土地の売買が成立し所有権が移転されたことから、事実上、ゴルフ場につきましては閉鎖に至ったものであります。

なお、今後におきましては、心配される防災関係につきまして、事業者と協議してまいりますので、あわせて報告を申し上げるものでございます。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーの件について報告を申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、6月1日、聖火リレーにおけるルート概要を発表し、2020年3月26日に福島県をスタートし、全国47都道府県を121日間でめぐる計画で、北海道では函館市を起点とし、6月14日から15日の2日間の日程により、胆振東部地震で特に被害の大きな厚真町、安平町、むかわ町を経由し札幌市をゴールとするコース概要を公表いたしました。

本町へは6月15日に苫小牧市をスタートした聖火が到着し、本町から厚真町へと引き継ぐルートとなっております。町内での聖火リレーの実施内容は、今後具体的に協議を進めてまいります。なお、おおむね2キロ程度の距離を10区間に分けリレー形式で行う内容と伺っております。本町にとりましては大変名誉なことであるので、積極的に取り組む姿勢で、内容の充実に向け、窓口であります北海道と協議を重ねてまいります。

なお、実施内容におきましては、確定次第、町民の皆様には改めてお知らせをしたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

次に、富山県砺波市との姉妹都市交流事業について御報告申し上げます。

町民の方々の有志の会が昨年9月に、鵜川神社秋季例大祭に合わせ、砺波市庄川地区の子ども夜高行燈を披露する計画を立てておりましたが、直前に発生した胆振東部地震により中止となったことを受け、ことし6月1日に行われました砺波市むかわ町交流協会総会に合わせ、庄川観光祭に本町の関係者が招待され、むかわ町議会議員、むかわ町商工会長、むかわ町砺波市交流会長とともに砺波市を訪問してまいりました。

砺波市におきましては、発災直後から本町にいち早く職員を派遣いただき、物心両面にわたる心強い支援をいただいたところであり、一層のきずなが深まっているところでもあります。

また、今回の庄川観光祭におきましても、出場の行灯24基全てにむかわ町の復興を願って

「頑張れむかわ町」の応援メッセージが描かれており、祭り会場におきましても、本町から参加している旨の紹介を受けた折には、会場内から盛大な拍手と心温まる励ましの声援をいただいたところでございます。

今後におきましても、砺波市との御縁というのを大切にしながら、さらに交流の輪を広げ、友好を深めてまいりたいと存じますので、一層の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、むかわ町穂別産むかわ竜の件について御報告いたします。

大型植物食恐竜ハドロサウルス科の化石、通称むかわ竜につきましては、本町穂別博物館と北海道大学総合博物館の小林快次教授ら国際チームとの共同研究により、骨の比較研究等の研究成果として、他の恐竜には見られない固有な特徴を持つことを発見し、新属新種の恐竜である可能性が極めて高いことがわかり、6月18日に研究成果を公表いたしました。

系統解析では、むかわ竜がハドロサウルス科の中でもハドロサウルス科亜科エドモントサウルス類に属することが明らかになり、骨内部の組織学の分析により9歳以上の成体であることも判明し、さらに四肢の大きさから体重が二足歩行の場合4トン、四足歩行の場合は5.3トンと推計されることなどがわかりました。

現在、小林教授が研究内容をまとめた論文を学術誌に投稿しており、掲載されると正式に新属新種と認められることになり、むかわ竜に学名がつけられることとなります。

本町におきましては、7月13日から3カ月間、国立科学博物館で恐竜博における展示に先駆け、今月24、25日に穂別地区ゴビサポート工場内、29、30日には四季の館で全身復元骨格等を展示しますので、町民の皆様にはぜひ足を運んでいただきたいと存じます。

以上、第2回定例会に当たりまして、5件の行政報告といたします。

さて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告4件、諮問2件、同意1件、議案15件でございます。

報告第7号から報告第10号につきましては、平成30年度歳出予算の経費のうち、当該年度に支出が終わらない経費について翌年度へ繰り越したため、一般会計、上水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計につきましては、繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

諮問第1号及び第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要であることから意見を求めるものでございます。

同意第2号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、委員の辞任による後任委員の任命につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件につきましては、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、橋梁整備及び林道整備事業の推進について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものでございます。

議案第41号 むかわ町森林環境譲与税基金条例案につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林整備及びその促進に関する費用に企てるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正及び改元に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第43号 むかわ町基本基金条例の一部を改正する条例案につきましては、佐主の沢川砂防工事に伴う町有地の売買に際し、行政財産であります基金山林の用途を廃止し普通財産にするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第44号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第45号 むかわ町穂別地球体験館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案、議案第46号 むかわ町穂別地球体験館サイエンスガイドの報酬及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案、議案第47号 むかわ町穂別地球体験館ギャラリーの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例案につきましては、北海道胆振東部地震による施設内部の大規模損傷により穂別地球体験館を廃止することから、関係条例を廃止するとともに、穂別地球体験館ギャラリーについて条例の全部を改正しようとするものでございます。

議案第48号から議案第52号につきましては、令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）、令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

議案第53号 動産の取得に関する件につきましては、鵒川中学校校務用及び教育用コンピ

ューターの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件につきましては、電子カルテシステム機器等の買入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上につきまして後ほど説明員から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の主要説明を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

#### ◇ 山 崎 満 敬 議員

○議長（小坂利政君） まず、3番、山崎満敬議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。  
まず初めに、学校給食についてであります。

子育て支援策で学校給食について、給食費の負担軽減について以前町長が触れられていました。具体的に実施時期はいつごろを考えているのかということと、給食費についての現行金額に対してどの程度の負担軽減を考えているのかということですが、以前も質問させていただきました。その時期については、ことし、来年という確固たる返事がいただけませんでした。改めて、今どのようなことを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） お答えいたします。

昨年年第2回定例会におきまして、負担軽減の具体的な方法や開始時期につきましては、他市町村の事例等の調査を進め実施するとお答えしているところでございますが、多子世帯



の負担が大きいことから、負担3人目を無償化、2人目につきましても軽減措置等を検討しているところでございます。

実施時期につきましては、震災後の町全体の財政状況を見きわめながら、慎重に判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） やっと3人目が無償化ということで、大変よろしいかと思えます。ただ、今教育長言われたとおり、震災後の財政状況、大変苦しいものがあるかと思えます。その辺について、緊急に無償化にしてくれとかということではなく、やっぱり財政状況を見ながら、できるだけ早くということをお願いを申し上げたいと思えます。

続きまして、2点目に移らせていただきます。

防災無線についてであります。防災無線、防災むかわです。鵜川地区の市街地では防災むかわにより各種情報を発信していますが、以前から言われているように、話している内容が聞きづらいとの指摘を受けています。最近、よく若い方からも指摘を受けます。以前にも提案させていただきましたが、せめて高齢者の方や障害者の方への無線機の無償の取り付けをしていただきたいというようなことで考えていますが、どのようなことで思っておりますでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 2答目の防災無線の前に、学校給食の関係でもう少しやりとりのほうがあるのかなと思ったんですけれども。ちょっと私のほうからお話をさせていただきたい。

議員御承知のとおり、今、震災前からむかわ町におきましては、地方創生、子育てを、そして担い手を、恐竜化石をといたところを柱にしながら実施してきているところでございます。そしてことしの執行方針、震災を受けた後でございますけれども、復旧・復興に推進する際にも地方創生の政策課題というのは、これはもう重要事項といって並行して進めていかなければならないだろうといったことも含めまして、今年度の執行方針には多子世帯への給食費負担の軽減について検討を加えるよというふうな記載をしているかと思えます。現在、先ほど教育長が述べられたように作業が進められております。

復旧復興の全体予算、これはもちろん、これに照らしながら実施時期を定めていきたい。私どもの思いとしましては、可能な限り早い時期ということでございますけれども、できる

限りということで、来年度に向け準備を進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 防災無線の関係について、私のほうからお答えしたいと思います。

防災無線につきましては、以前から御指摘がありますように、家の中で聞き取りづらいということは承知しております。現在さまざまな方法を検討中ですが、6月広報でも周知させていただきましたが、北海道文化放送より無償で地デジ広報を利用できるようになっております。防災無線でお知らせする情報は、北海道文化放送でdボタンを押していただければ見られるように情報提供をまいります。年内には、この伝達方法が有効であるかを検討してまいりたいと考えております。

災害時の情報伝達につきましては、現在もLアラートを利用した避難情報の伝達も行っておりますし、先日の総合水防演習の中でもエリアメールについても配信されますので、二重三重の方法で災害時の情報伝達には努めてまいります。

現在使用している同報系防災無線、先ほど言われた防災むかわですけれども、無線通信の強度の許容値が現在改正されておまして、この条件に適合するように整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） いろいろ考えているということなんですが、私が言うのは、高齢者、障害者はやはり聴覚も落ちてきているし、いろいろなすぐ行動ができないということがあるんで、そういう今言われたものを活用しながらというんですが、至急、大至急、そういう方、大した人数いないと思うんですが、町のほうではそういう該当者を何件ぐらいあるかとかという調べはしたのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 65歳の世帯が鶴川地区の市街地には920世帯ございます。

現在の戸別受信機は1個5万円程度しますので、その事業費だけでも4,600万を超えるというような状況になります。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 4,600万、高いんでしょうか、安いんでしょうか。人命にかかわることなんで。その辺は町民の方に、また議会広報、その他で判断していただきたいと思いますが。

最近60代の人も携帯電話、スマートフォンを持つようになりました。それで、町のいろいろな情報発信、インターネットとかでもあるんですが、最近、他町村でもアプリを開発してすぐ見られるようにということで行っている町村も見受けられます。

以前、ちょっと職員の方と話をして、どうだろうねという話はしたんですが、その辺、前向きな検討は今されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの件についてお答えをしたいと思います。

防災行政無線の聞きづらさというところで、それにかわる伝達方法というお話かと思います。町のほうでも現在、こういった手法が有効なのかというところも検討している状況でございます。防災ラジオですとか、今議員が言われた、アプリを入れた携帯からの情報入手というようなことも有効な手だての一つではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、いろいろな方法で、しかも、やはり経費も安価な形で、有効な形でやれるというところを検討していきたいということで調査検討中ということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） ぜひ、調査検討が長引かないように、至急、何かの形になるように。

今ラジオの話も出ましたが、たしか震災のときにはラジオ局、来てくれましたよね。どうしてあれを生かさなかったのかという反省もあるんですが、そのラジオアプリ、安い方向でということで、できれば今年度中にいろんな方向性を示していただきたいと思いますが、その辺は、今年度中という考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、いろいろ説明をさせていただきましたけれども、今の防災無線自体の方式もちょっと今、並行していく必要もあります。先ほど大塚のほうで申し上げましたけれども、新スプリアス対応というらしいんですけれども、そちらの対応のほうもちょっとございまして、そういったところで、そういう新方式にしたときにどういった方法がいいのかということもちょっと検討を加える必要があらうかと思っています。

いずれにしても、さまざまなルートを使って通知をしていくということでございます。ただ、携帯等もなかなか使えないという方もいらっしゃると思いますので、実際に現場で聞けるような、今の戸別受信機のようなものも当然必要なんだろうというふうに思っています。

そういったことも含めて、こういったニーズというかが住民の方からあるのかということも、ちょっと調査する必要があるだろうというふうに思っています。

そういったことで、今年度中に戸別受信機等に絡みますニーズの調査というのをやって、それらに基づいて、こういった対応が適切かということも早急に判断をしてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） ぜひ、これだという1つに絞らないで、第2、第3で町民の方がいろいろ情報を取れるような方法をぜひ考えていただきたいと思います。

それでは3点目、中央通りの空き地についてということなんですが、今年のあの胆振東部地震により中央通りに空き地が多く見られています。6月議会に復興計画を示したいとの話がありましたが、空き地問題を含めて、復興をどのように今考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 復興計画につきましては、さきに議員の皆さんにもお知らせしておりますように、5つの復興の方向性に対する主な事業をお示しすることとし、復興に向けた課題の整理、それには重点的な取り組みについて、6月中にその原案をお示ししたいと考えております。

町内の中心市街地の空き地の件をお尋ねですが、倒壊した家屋などを解体したことにより、大変多くの損壊等々が見られているところでございます。そのほとんどが民有地であるということから、土地所有者の意向確認、こういったところも行う必要があるんじゃないかと捉えております。具体的な事業化に当たりましては、現在取り組まれています鶴川地区でのむかわ商業懇話会、さらには、穂別地区でのまちづくりを何とかしよう会、こういったところとも議論を踏まえながら、今後、協議、検討を進めていきたいなと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 復興計画、6月中に原案を、大まかな原案で細かいことは出ないと思うんですが、ぜひ6月中に目にして、皆さんに示していただきたいと思います。

1つ提案なんです、空き地の関係なんです、今言ったように民有地、地主さんがいるということなんです、地主さんが許すのであれば、いっそのこと町が買い取ってしまって、今後、先ほど言った商業懇話会、またまちづくり協議会等々でいろいろなお話がなされて、いろんなことが考えられるというの、そういうところが考えることに合致した場合には、町が一時買い取っていたものを、そういう個人なり団体が来て利用したいというときには、同じ金額で分けてあげるといようなことでもできないかというのが一つの提案。

今、土地の値段がどんどん下がっています。もとの三等小路の入り口あたりは400万とかという看板が出ていますが、仮に20カ所、あの程度の大きさのものがあつたとして、全部買い取ったとしても、地主さんの関係で了解が出ればですけども、8,000万で済むんじゃないかという考えもあります。

買い取ったときに、すぐ土地をこういふことで利用したいんだという方が出てこなかったときには、例えば、鶴川ですから、ししゃもとか恐竜にまつわるものを学校、工業の生徒とかいろんなところに頼んで、一つのオブジェ的なものとかそれにまつわるものを自由に飾っていいよとか、また、無名の作家の人に頼んで、将来ビッグになるかもしれないような人を頼んで、そういうオブジェ的なものとか、好きに、その空き地を寂しくしないように飾ってもらうとか、そういう手もあろうかと思うんですよね。その辺について、民有地なんで地主さんの考えもあるんですが、可能であれば、そういうこともできないかと思うんですが、町のほうとしては考える余地はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一つの提案、御意見は御意見として受けとめさせていただきたいかなとは思いますが。

先ほど言いましたように、復興計画の中でまちなかの再編というんでしょうか、そういった考え方、方針というのをお示しをしていきたい。それと、議員も今触れられましたけれども、空き地の基本というのは、これはもう管理は本来所有されている方々の責任のもとで適正に管理されるものというところは原則かと思っています。

しかし、先ほどから言われている今回の震災で、相当数の建物が沿線に集中しているといったことから、まずもって、まずは空き家の、あるいは空き地の正確な現状の把握、それと適正な管理を行うための施策の検討、これを行わなければならないのかなと思います。その

ためにも、先ほど申し上げました両地区の協議体というんでしょうか、組織の皆さんともあわせて、これからそれを進める、考える上での体制の整備、調整といったところも必要とされるかと思います。

具体的にまちなかの再編に当たりましては、土地利用だとか、あるいは施設の整備のあり方とこういったところも含めながら、土地所有者の、重ねてですけども、意向把握というのを急ぎながら復興計画の中で方針を示し、できる限り早くまちなかの全体像、事業化というのに結びつけていければなと思っております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 今町長おっしゃったとおり事業化、できるだけ早く私たちも願うところ です。

町民も、ある程度形が変われば少しは復興したなというのが出てくると思うんで、なるべく早くということで。町民の方からちょっと言われたんですが、象徴空間、またオリンピックということで、人が動くんで、そのときも今のままの空き地である状態より、何かかにか人が来てもらえるような方向であってほしいという願いがありますので、できるだけ早く町長のおっしゃったように検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

---

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） 次に、5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

1つ目は、被災者の住宅支援についてです。昨年9月の震災から9カ月が過ぎました。被災した家屋が解体され、まちの風景は変貌し、この先のまちづくりを想像しがたいものになっています。

仮設住宅での生活を余儀なくされている町民の方々の暮らしも7カ月が過ぎました。仮設住宅で暮らす住民の方の最大の心配事は、仮設住宅退去後、来年の年末です、の住まいのことです。ニーズ調査の結果でも一番に住宅確保への支援を求めています。公営住宅への入居を希望する世帯も47%という結果が出ています。

1つ目に、仮設住宅入居期限後の住宅確保の見通しと確保数はどのように考えているのか。

また建設場所等についても伺います。

2つ目に、町が出している公営住宅等長寿命化計画とのかかわりはどのようになっているのか伺います。

また、大規模半壊、半壊判定の住宅数は、これは4月19日現在の資料しかありませんでしたので、それを見ますと186戸となっています。災害救助法に基づく応急修理制度58万4,000円や、町独自の被災住宅応急修理、補助制度などのほかの町の制度を使い住宅を修理した世帯もあると考えますが、何も手をつけずに住み続けている世帯があったとすれば、2月のような余震が起きたときに、2次災害が起きるのではと心配をしています。

3つ目に、半壊判定を受けながら居住を続けている世帯の現状把握と対策について伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1つ目の仮設住宅入居期限後の住宅の確保の見通しと確保数について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

1月に、建設型の仮設住宅についてはアンケート調査を行っております。今後の見通しについて把握を図りながら、5月9日には穂別地区、それと10日に大原仮設団地、15日に美幸の仮設団地入居者のみなし仮設住宅入居者の方々にも御案内し、懇談会を行っているところで、その中におきましても、今後の住宅の意向を把握させていただいたところでございます。

自力で再建をされている方々、数名いらっしゃいますが、大半が公的な住宅を希望されている方々となっております。できる限り、今仮設住宅等に住まわれている方々の意向に沿った形での住宅確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 2点目の公営住宅等長寿命化計画とのかかわりについて、私のほうから答弁をしたいと思います。

むかわ町公営住宅等長寿命化計画は、平成18年の合併以降、本町における各地域の特性と実情に応じた新たな公営住宅等の施策として、平成24年3月に策定しているところでございます。

この計画は、公営住宅等の予防保全的な改善の計画的な実施により既存公営住宅等のストックを長寿命化を図ることを目的に策定している状況でございます。

計画期間は、中長期的な計画から、平成24年度から令和3年度の10年間を計画期間とし、平成30年6月に軽微な変更を行い、現在に至っております。

被災者の住宅支援におきましては、現段階において想定していない住宅事情における案件のため、現長寿命化計画に登載されていない状況でございます。

今後、住宅建設に係る国庫補助の採択に関しましては、町公営住宅等長寿命化計画における登載が必須条件でございまして、今後の復興計画においての住宅建設計画に合わせ、現長寿命化計画の変更手続を経て住宅建設を進めていくこととなりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 半壊判定を受けながら居住を続けている世帯の現状把握ということですが、半壊判定を受けた住家については、5月31日現在172世帯ございます。現在も住み続けている世帯が90世帯あります。

現在、全戸の訪問を町、社会福祉協議会、NPOが連携して行っておりますので、その中で現状の把握を行ってまいります。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 町長のほうから一番最初に、きちんと住宅は希望に沿った形で、どの答弁も非常に抽象的です。私がここでわざわざ一般質問までしてお聞きしたいのは、当然復興計画が6月中には示したいと、その中で、この住宅の問題でも全部お示しをするということらしいですが、今20日ですよ、もう。この一般質問の中で、そういうことが復興計画の中に当然含まれていく今後の具体的なことを、私たち議員が今なぜやるかといったら、今聞きたいから、今の現状を聞きたいから質問しているんですよ。それを、住宅が困らないようにしますみたいなことは当然ですよ、そんなの。最初からわかっています。

それをあえて聞いているのは、今の時点で町はどのように考えているんですかということ、復興計画が示される前に聞きたいから聞いているんです。それを今のような抽象的な御答弁では困るんですよ。そういませんか。

だから、具体的に、例えば、きょうも北海道新聞だったと思いますけれども、安平町で普通の公営住宅だと、一般の公営住宅だと福祉的なものとして建てるわけですから、所得の面でひっかかる人が大勢いると。だから特定公共賃貸住宅を整備する、こう具体的に出しているんですよ。だけれども、むかわ出ますか、そういうこと。出ませんでしょう。だから、じゃ公営住宅として何戸建てますとかね。この41%の人が公営住宅に入りたいと。民間の借家に入りたい人が6世帯で、新築が、これ出ていますよね、このアンケート。これ、いただき



ましたけれども。そうしたら、これに対して、町として公営住宅は何戸ぐらい建てますとか、そういう具体的な答弁が私は欲しいんですよね。いかがですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 被災者に対する住宅の関係でお尋ねでございます。

先ほど町長も答弁いたしましたけれども、それぞれ仮設住宅にお入りの方々と懇談をして、やはり住宅の問題は最重要課題だということを認識を新たにしているところでございます。

今言われた安平町での特定公共賃貸住宅、これは鵜川地区においては、文京ハイツがそれに当たるかというふうに思います。公営住宅を建ててもその所得要件で入られない方も当然いらっしゃるということでございますので、その辺の所得要件も含めて、今住宅に困っている方の実態をちょっと調査をかけているところでございます。それに見合った形で、住宅というものを整備していかなくちゃならないということも考えておりますので、そういうところで今調査を進めているということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 課長、今、調査を進めていると言いましたけれども、もう今復興計画が今月中に示すと言っているときに、この20日でまだ調査しているんですか。そうじゃないでしょう。町の中では復興計画をつくっていくチームの中では公営住宅、文京ハイツ、特定公共賃貸住宅は何戸建てようと、じゃ、そのほかに公営住宅として何戸必要なのかわかっているでしょう、もう既に。何でここで言わないんですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 復興計画の原案、今月中にお示ししたいと思っております。原案の中身というのか、段階的な計画でございますので、全てが全てそれによって解決できるのではなくて、その方向性、方針というのをお示しするものでもございます。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、住宅の確保の見通し、これについては、3町としても喫緊の課題として捉えているところでもございます。そこは御理解願いたい。

その中において、今、現行制度で指定要件だとかあるいは収入要件、こういったところも出されて、例えば公営住宅、災害救助法の適用する公営住宅、どうなんだといったときには、全戸合わすと500戸以上の全壊だとか、1自治体では200戸とか、こういったところの要件緩和ということも含めて、今、道を通して、国にも要望しているところなんです。

そういった制度要件の緩和、あるいはそこに満たない場合は、引き続き粘り強く行ってい

きますけれども、満たない割合は、私どもとしては今ある仮設住宅、これは東日本もそうです、熊本もそうですけれども、期間が、入居期限が2年ということはどうなのかといったことも含めて、総体的に住宅確保に向けて今進めているところでございますので、先ほど言ったように、むかわ町の復興計画の中で、全て何年に何をやるというタイム的なものを全部が現せるものと、今当面のものと、それから何年後か、あるいは制度改正をどうするかによっても、その扱いは微妙に絡んでくるということで御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 私は、議員を何かばかにされているのかなと、私、今すごく腹が立ってしょうがないんですけれども。もう何を聞いても復興計画に入れますから、復興計画の中で示しますから、こればかりですよ。そんなおかしいでしょう。復興計画が示される前に、議員には町民からいろんな声を聞きながら、このことを早く示してほしい、このことはどうなんだろうかということをやっぱり悩んでいるわけです。

だから、知っていますよ、その一般の公営住宅の財源は幾らだとか、ちょっと私だって調べていますよ。2年という仮設住宅の入居期限だって、町の体制が整わなかったら延期して住んでいただくとか、そんなことしているの知っていますよ、私だって。調べて。

だから、今月中といったらあと10日しかない中で、20日のこの今、町が具体的に、例えば住宅問題こうしますよということがなかったらおかしいでしょう。あることを何で議員に知らせないんですかということとは私は言っているんですよ。そんな、復興計画を示しますから待ってくださいみたいな、こんなのだったら出したって意味ないですよ、一般質問なんてやったって。私はそういう、議員としての立場はそういう立場でいます。

だから、具体的に大原には35、それから公営住宅には18戸で28人、みなし仮設は6世帯で14人、旧教職員住宅には4世帯4人で、合計63世帯115人の方が仮設住宅と言われるところに住んでいると。じゃ、この方々がこの仮設住宅で、すみません、しゃべっていますから、この方々が2年後も来年の年末まで迫っている中で、どうするのかということを、いや、やっているのわかっているんですよ。でも私は議員として、あと10日に出てくる復興計画の中に当然入ってくるであろうことを今出してくださいと。全部出せと言っているんでないんですよ。このことは特別聞きたいからと出しているんですよ。それに、ちゃんとしますから、ちゃんとしますから心配ありませんからと言われたって困るんですよ。そういうことをきちんとやってこそ議会の一般質問じゃないですか。町長だって議員だったことあるんですから、

こんな答弁をされたら腹立ちませんか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭で申し上げましたけれども、復興計画の原案となるものを7月4日ですか、特別委員会、3日、3日の特別委員会に、原案としてさまざまな分野があります、復興計画の中に。そういったものも含めての方向性、考え方と方針について、今の住まいの確保についても課題等を含めながらお示しできればなということで、今準備を進めているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） じゃ、あくまでも本会議ではなくて特別委員会の3日に全て示すということですね。これ以上言っても、きっと出てこないんですよね。

だから、先ほども私は早く方針を示すべきだと。それから、例えば当然私なんかが言う前に皆さんは考えてやっていると思いますけれども、先ほども出ていましたけれども、空いている土地がいっぱいあると。そうしたら、例えば去年の災害のときも、例えば町内会というのはそれぞれ力が弱い。たくさんいて、働く人もいっぱいいる町内会もあれば、高齢者ばかりでだめだ、余り役に立てなかったという町内会もあるわけですよね。町内にいっぱい空き地があって、さっき町は買ったらわという意見もありました。私はそれも一つの方法だと思うんですよ。

ふるさと納税で新聞報道を見ましたら、返礼品の必要な、本当に震災の復旧のために使ってくださいという、そういう寄附が5,500万円あった、むかわ町では。そういうお金を活用しながら、例えば公営住宅、この町のこの空いているこの場所に公営住宅を建てることで人口も増えて、例えば町内会、自治会活動も今よりはちょっとやりやすくなるとかということが考えられるわけですよね。

だから、当然そういう市街地、空いているところをどうやったらいいんだろうということも、この公営住宅や賃貸住宅をどこに配置することで活性化が図れるかとか、そういうものをトータルとして私は考えるべきだと。これは後で言う、布施さんの旅館のことも言いますが、そういうものとして検討すべきだと。だから、そのふるさと納税の5,500万円を使って、空いている土地を買わせていただいて、そして町として活用していくという考えは、私もいいことだなと思って聞いておりました。ぜひそういうことも検討してください。

それから高校の生徒寮も仮設住宅ですよね。あそこ今、いすゞの寮のところはもうきれい

になっていますけれども、あそこは寮を再建するということを報道で知っていますけれども、じゃ、仮設寮である鷺川の高校の生徒寮はどうするのか。これもあれですか、復興計画の中で示すから、今言えないということですか。

〔「これ、問題の、入っていますか」と言う人あり〕

○5番（大松紀美子君） 仮設寮だもの、だって。仮設住宅だもの。

〔「通告の範囲でお願いします」「はい」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前段のほうの、まちなかの再生にかかわるものについては、これからのなりわいだとか、あるいは、そして町としてのにぎわいだとか、それと先ほど言った住まいといった住宅ゾーンだとか、それとか商業ゾーンというんでしょうか。そういったことも含めての動線的な、今大松議員が言われた形態というんでしょうか、への姿というのは進めていかなければならないのかなと思っております。

それと、復興計画原案の中におきましても、仮設住宅の関係で高校の生徒寮のその後、今の仮設から本設置はどういうふうな形でいくのかといったような方向性というのは示していければと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 何とむなしい議会かと思って聞いているんですけども。

全て復興にかかわる問題は、本会議ではなくて委員会の復興の特別委員会の中で示す、そういうふうに言われていると一緒ですから、何とむなしい質問だなというふうに私は思っています。

それから、公営住宅の長寿命化のことはわかりました。ただ1点だけ、長寿命化計画を変えなければ、新しく公営住宅を建設するということはできないということですか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

国庫補助公営住宅等を建設するに当たって、国の補助金もらう形なんですけど、新設公営住宅を今の計画に載せるとなりますと、計画に載っていない案件となりますので、変更手続が必要となるということで御理解していただければと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君）　じゃ変更手続はすぐすれば、それは建てるということは可能だということですか。なかなか許可されないとかじゃなくて、変更手続さえとれば建てられるということでもいいんですか。

○議長（小坂利政君）　江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君）　国庫補助の採択を受ける前に、現行維持、長寿命化計画の変更手続を済ませていることによりまして、採択を受けられるという形となります。

○議長（小坂利政君）　5番、大松議員。

〔5番　大松紀美子議員　登壇〕

○5番（大松紀美子君）　はい、わかりました。

それで、3つ目の半壊の判定を受けて、現在90戸がそのまま住まわれていると。本当にまちなか歩いていても、自分でちょっと補修したりだとか、そんなふうにして住んでいる方もいますけれども、やっぱり昨日も地震起きましたし、むかわも起きないとは限らないわけですよ。そのときに、このまま直すことができなくて暮らしていったら、二次災害やなんか起きては本当に大変だと思うので、ぜひ早く調査をして、何らかの対策を講ずるようなことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁いいです。

それから、2つ目に入ります。

旧布施旅館の跡地についてです。

震災後いち早く保存し、復興のシンボルにしていくとの考えを発信し、各種報道もありました。震災後のまだまだ混乱が続く中で、保存するという、町がその声を発信したことで、それからこれまで住民の方々から、なぜなの、もっとほかにやってほしいことがあるでしょう、などの声が多く寄せられています。住民の理解と納得を得るためには、保存の意義や町民のための活用の考えなど丁寧な説明が必要と考えます。

3つ聞きます。

歴史的建造物として保存する、こういう考えに至った経過について伺います。

2つ目に、活用内容の考え方は。新聞の報道では、さまざま議会の中では示されておられませんけれども、いろんな報道があります。活用内容の考え方。

それから3つ目に、土地取得を含めた財源の見通しについて伺います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　旧布施旅館につきましては、歴史を少しさかのぼりますと、明治25年に当時の行人宿というのが官許の鶴川駅通所となり、解体前の建物となる東側部分、解体前

の、明治43年に建設されております。その後、幾度かの改築を経て解体前の姿となっていたところでもございます。

駅逡所は、議員御案内のとおり、開拓使が設置した北海道独自の交通補助機関であり、交通の便が悪かった当時の北海道の宿泊、運送、通信を支えた仕組みでもあり、その運営、管理方法は開拓使から受け取った取扱人が行う半官半民であり、まさに現代の公設民営方式、P F I を先取りしたような施設ともされております。

このことから、鷗川駅逡所として役割を果たしてきた旧布施旅館につきましては、明治、大正期のむかわ町の風景を現在に伝える大変貴重な歴史的建築物であったと捉えているところでございます。

旅館業として約10年前に営業というのを終えて、老朽化が進んでいくため、歴史的価値、そしてシンボリックなたたずまい、こういったものを生かすように、震災以前から交流人口だとか関係関心人口の拡大にもつなげていくよう、むかわ町のむかわ版の地方創生を推進する施設として活用を模索していたところでもございます。

しかし、昨年の9月の震災によって建物は大きく損壊、むかわ町ひいては北海道の歴史的財産が失われる危機に瀕していたところ、保存に向けた町民の方々の声というのを受けながら、検討の結果、所有者の方の承諾を得た上で、町による解体と明治期の建築資材等の保存を決めたところでございます。

このため、建物解体につきましては、本年2月着手、5月10日に完了をしているところでもございます。町にとっての貴重な建築資材、これを現在旧生田小学校体育館に保存をしているところでもございます。

2点目の今後の活用内容についてでございますが、現在、町におきましては、復旧・復興の途上、まずは被災された方々の生活の再建、公共施設、そしてインフラの復旧というのを優先して進めなければならないと考えております。建物の再建につきまして、その具体的な計画というのは、先ほど申し上げましたように、今後に向けて後ほどお示しすることになるかと思います。

いずれにしましても、これから策定します復興計画、そして、その復興計画も創造と地方創生というのを意識した中の計画でもございます。これから行う優先順位というのを見きわめながら判断してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、再建に係る財源についてでございますが、再建内容が固まっていない現状でありますので、財源等についても今後の検討課題となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

います。

なお、所有者の方からは、土地の寄附をいただく前提で今協議中であることをお知らせしていきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） いまいち、復興のシンボルにするというのが私の心には余り、それがこの布施旅館の駅通であったとか、104年ぐらい建ててから経っている、直し直しですけれども、それは、なぜそれが復興のシンボルになるのかというのは、わかりません。

私に寄せられている御意見の中には、やっぱり圧倒的に、もっと違うことにお金を使うべきだろうと、使えるお金があるんならという感じですよ。ただお一人だけこういう方がいました。町の中がこんなに寂しいと、何でもいから建ってくればいいと。ところがですよ、ここの記事の中に、場所も未定で現地と移転の両面から検討するとかとあるんですよ。こういうのはどこから出てくるのかと。でもこうやって書いているんです。これが違うなら違うと言ってくださったらいいんですけれどもね。こういうことがあります。

そして古民家カフェや博物館を含めとか、こうも載っていますよ。こういう考えをお持ちだから出るんですよ、こういうのね。私たちには、議会には何も言われていませんし、相談もされていませんし、町が一方的に発信しているだけです。これっておかしくありませんか。そして、この前の質問では、復興計画の中にあります、入れますから、3日でしか言えませんと言っているが、この旧布施旅館のことはこういうふうにしますと述べていますよね。おかしいでしょう。

だから、なぜこういうことが、これ、今言ったことは、こんなふうに考えているということとは本当なんですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭、答弁でも申し上げましたけれども、議員質問の歴史的建造物として保存するに至った経過というのは申し上げたとおりでございます。つけ加えるならば、地方創生の絡みでございますけれども、2016年12月に国のほうで、各地の歴史的な資源を活用したまちづくりを支援する方針というのが出されているところでもございます。

具体的には、例えば、今ある古民家再生というんでしょうか、そういったことの方針が提起されたかと思います。布施旅館としての固有名詞についてはこの間、提示はしておりませんでしたが、これは所有者の方の利害といったものも出てくるということから、具体的に提

示はしておりませんが、むかわ版の地方創生での文化財等の保全あるいは市街地内での、先ほど議員のほうからも提案がありました、町民の方も申し上げられていたかと思います、空き家だとか空き店舗というのが増えているといったことから、こういうことも対策として、昨年度から執行方針の中におきましては、関心関係人口の拡大といったような表現の中で、この辺は提示させていただいたところでもございますが、質問の中にもございましたように、復旧復興と歴史的建造物の再建と、これについては、今回の質問、先ほど議員のほうから言われました発信の時期がどうだったのかと。災害に瀕している応急、さらには復旧といった段階というんですか、フェーズというんですか、そういったときに住まいだの暮らし、そして復旧再建が急がれている中で、なぜそこに復興のシンボルだとか歴史的建造物といったところの再建の見出しが、なぜ今なのかということの御質問があったかと思います。

そういった中の住民の皆さんの声というのもいただいているところでもございます。御存じのとおり、むかわ町で言えば中心市街地、鶴川地区で言えば、例えばですけれども、1キロの東西にわたって20戸以上の建物が損壊して、今ほとんど更地となっているところでございます。繰り返しますけれども、そういったところの町並みというよりはまちなかを、これからそのにぎわいだとかあるいはなりわいといったものを意識する中において、ここの立ち上がる一つの拠点的な歴史を持った施設というのも生かした中でのまちなかの再編というのはできないものだろうか。そういったことの思いも含めまして、まちなか再生と歴史的建造物の継承、さらには、継承するだけでなく、それを活用する相乗効果というのが見込まれる取り組みについて、その考え方というのをこれから具体的にさらに煮詰めていければなと思っているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 私に寄せられる町民の方の御意見というのは厳しいものです。この布施旅館を残していくの、歴史的建造物として、町長が今言われるような考え方が果たして町民の皆さんの中に受け入れられていくかというのは私はわかりません。それを、あくまでもこのことをやっていくということであれば、やはりきちんと町民の皆さんと向き合って御意見を聞いて、何でもそうですけれども、このことに限らずそうですけれども、やっていただきたいということを申し上げて終わります。

---

◇ 佐 藤 守 議員



○議長（小坂利政君） 次に、4番、佐藤 守議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） それでは、4番議員から一般質問を行いたいと思います。

特養施設における人財確保について。ここで人財の財、財産の財を使っているんですが、これは人は財産ということで当て字で使わせてもらいましたので、ちょっと御理解をお願いしたいと思います。

そこで、まず最初に、町内特養施設においては、介護職員不足から深刻な状況になっております。待機者は増加傾向にあり、人材不足から新規入所者の受け入れが困難となっております。稼働率の大幅低下による収支状況が悪化していますので、そんな中で介護職員の見通しが全く立たない状況を行政としてどう捉えているのかお伺いをしたいと思います。

次に、人材確保のため、特定技能合格者の外国人労働者を採用できる環境整備の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 特養施設の介護職員不足につきましては、その影響から入所者数が定員以下で現在推移するなど、年々深刻な状況となっているところでございます。

それぞれの事業所におきましては、人材紹介事業所と連携し、説明会の開催あるいはパンフレットを作成し、各養成学校を訪問するなど人材確保の努力をしているところでございますが、就業につながる方が少ないのが現状となっているところでございます。

町としましては、今あります地域ケア推進会議で出されております現状と課題から、改善策の意見交換を実施しております。その中で出された御意見というのをもとに、人材の確保と育成に係る対策につきましても、それぞれの事業所と連携し、協議を進めているところでございます。

2点目の外国人労働者の関係につきましては、外国人労働者の仕事、そして生活を支援する体制というのが必要であることから、複数の事業所、そして広域的な体制整備などを含めて、介護事業所と緊密な連携を図りながら調査研究してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 町長のほうからは、いろんな地域ケアでの意見交換、そういったいろんなことを行っているにもかかわらず、なかなか人材確保ができていないという、そういう

お話でございますけれども、本当に特養における人材不足というのは深刻な状況になっております。

高齢者の共同生活住宅グループホーム、この辺は公設ですから、仮に空床があった場合にについては町の補填がありますけれども、慶寿苑とか愛誠会、法人の本部というのは、事業者努力で実施をしなければならないという状況の中では、チラシを入れたり、ハローワーク、それから奨学金制度、こういったものも独自に設けているんですけれども、正直、今の時点では電話一本の問い合わせもないと。そういう状況できているのが実態でございます。老後の町民がお世話になる大切な施設でありますし、それが慢性的な人材不足から、ショートステイの新規利用者も受け入れ中止だとか、愛誠会においては昨年11月まで全くの中止という、そういう状況の中で、今日において何とかショートステイが動いているという、こういう状況なんです、この短期入所、これらに対しての考え方といいますか、ちょっとお聞きをしたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） ショートステイにつきましての御質問かと思えます。

ショートステイにつきましては、議員おっしゃるとおり、新規の受け入れがなかなか困難であったりとか、入れられないという状況がずっと続いてはおりましたが、ここ最近のところにつきましては、慶寿苑のほうにおきましても、新規の方の受け入れも少しできるような体制は整ってきているところではあります。

ただ、今の状況としましては、入所者と同じような形で、介護人材の不足によりましてなかなか増やすことはできないという状況がありますので、希望したいところですぐに入れるかというとなかなかできないというところは把握しております。やはりその原因としては、介護人材の不足というところが一番の大きな要因になっていると思いますので、その部分を事業所と一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 短期入所、ショートステイについて、どうしてお伺いをしたかという、これ、非常に意義があると思うんですね。というのは、施設、特養に入所した場合に、とにかく第一声、私もおふくろ入っていますけれども、まず帰りたい、帰りたい、いつ迎えにきてくれるんだという意識がはっきりしているうちは、そういう親子の会話というのは結構あるんですよ。

ところがこのショートステイをすることによって、その施設のなれだとか職員とのなれだとか、こういったものが非常に大きな意義があるものですから、施設の満床になることもさることながら、満床になるということはショートステイ、短期入所もこれ実施できるということになるんですけれども、そういった意味合いから、何とか人材確保でこういったものにも目を向けられるような、そういう感じになってほしいということで、ちょっと今考え方をお伺いしたんですが、そういう中で、先ほど町長のほうからは、それぞれの施設が満床に至らない状況が続いているということなんですけれども、慶寿苑は80床の受け入れが今約60床。愛誠園が100床のうち大体70床ぐらいということで、それぞれ待機者というのはどちらも30人前後いるんですけれども、その中で介護4から5という方が、依然入れないという状況もあるんですね。

私の知り合いにも1人いるんですけれども、今のところ、最低でも半年以上は待たなかったらということで、奥さんも亡くなって男手一つでもってお年寄り90代前後、抱えているんですけれども、非常に苦労しているんですけれども、とにかくケアマネ、いろんな方と話ししても、とにかく入れないと。ある程度順番を待たなければならないという、そういう状況が続いているんですね。それで、どちらの施設も大体介護職員10人前後足りない。それぐらいいると、それぞれ80床、100床の満床というものが実施できるという、そういう状況になっております。

それで、人材不足が解消されれば待機者もゼロになりますし、ショートステイも可能になりますし、特養の収支も改善されて全てうまくいくという、そういう状況にはなるんですね。

そこで伺いますけれども、第7期の高齢者介護事業者には、課題として介護施設の充実というふうにありますけれども、この人材確保をどうするのか。先ほど町長のほうからは、いろんな人材紹介の研修だとか地域ケアでの意見交換、こういったものを事業者とやっていますということなんですけれども、ちょっと意見が食い違うのかもしれませんが、こういった我々町民にとって避けて通ることのできない施設の人材確保のために、官民挙げた協議会的なものを、これが町長が言う、やっていますよということであれば、それとダブるのかもしれませんが、定期的な人材確保を真剣に考える協議会的なものというか組織といますか、そういったものをつくることができないのか、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） ただいま議員のほうから、協議会的なものというお話

がありました。うちのほうで行っております地域ケア会議、地域ケア推進会議につきましては、地域ケア会議のほうについては、個別のケースについての討論ということで鷗川地区、穂別地区それぞれで月に1回から2回行っておりまして、地域ケア推進会議につきましては、各事業所さん、それから医療機関の代表の方とかが集まりまして、年一、二回むかわ町における医療と介護の現状について話し合いをし、今後の方向性について検討をしているところです。

その中で、いろいろと介護人材不足につきましては、大きな話題として今も検討中でありまして、そちらのほうの一つの協議会的な役割として今担っているのかなというふうに思っております。その中で、いろいろと介護の人材不足に係る課題とかも出ておりまして、介護のイメージアップであったりとか、それから受け入れ体制であったりとか、そういうところについて課題が出ておりますので、その対策について今協議を進めているところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 協議会的なことをやっているというのであれば、それは継続してお願いしたいんですけども。ただ、事業者のほうからそういった人材不足についての提案があって、それじゃ、どう解決するのかというのがお互いの議論というのはどうなっているのか。行政として聞きとどめておきますよということなのか、行政としても、こういったいろんな方法があるんでないですかというふうに、いろんな逆提案をして人材確保のために向かっていくという、そういう状況なのか。大変失礼なんですけれども、聞くだけに終わっている協議会なのか、もう本当にお互い事業者と真剣に議論していますという、大変失礼な質問なんですけれども、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地域ケアの推進会議、これが佐藤議員の言う協議体とマッチするかどうかというのはちょっと置きながらも、現在のところ、その推進会議においては、人材の確保ということを重点にしながら、その現状と課題、これを把握した上で、今後の解決対策をどう持っていくのかといった議論が進められていることは事実でございます。項目数も人材確保においての項目というのが、私の知るところによるとかなりの項目数が出されております。これを具体的年次にどう事業化していくのかと。

先ほど言った課題解決から、その具体的な対応を図るための手だてというのはどうする

かといったところでの年次的なところの突き合わせも含めて、今議論がされているところと  
いうことでございますので、協議体の新たなというよりも、今ある地域ケア推進会議の中身  
そのものを充実させていければと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 新たな協議会というよりも、今ある会議の充実を図っていきたいとい  
うことですから、それはそれとしてひとつよろしく願いをしたいと思います。

それで出てくるのが、これだけこういう人材確保が行き詰まってしまうという状況を考え  
ると、外国人の労働者、こういったものを持ってこないと解決ができないのかなという、そ  
ういう感じをしていますので質問をしているんですが、人材確保の一つとして介護の認証評  
価制度、こういったものがあるんですけれども、これは、介護事業者を優良と認証すること  
によって職場選びに役立ち、人材が集まるという、そういった仕組みとされていますけれど  
も、これは北海道ではまだ導入がないようです。

こういった解決については、我々の団塊の世代が過ぎるとこの問題は解決すると思います  
けれども、我々の年代、まだまだ20年ぐらいは生きている可能性がありますので、20年以降  
でなければ自然的な解決というふうにはならないと思うんですね。それで、2025年には介護  
職34万人が不足しますよと厚労省も正式に発表していますので、今の特養の全ての原因が人  
材不足から来ていますので、介護職員の採用の見通しが立たない現在、この外国人労働の考  
え方ですね。これがもう一つの方法論としてありますよという行政の捉え方なのか、それと  
も真剣に考えなければならない外国人労働の状況にしているというふうに考えるのか、まず  
その辺の考え方の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今の御質問についてお答えいたします。

冒頭の答弁のほうでも外国人労働の今後の考え方につきましては御説明しております。こ  
の外国人労働につきましては、出入国管理法、これが平成31年、ことしの4月に施行されて  
おります。そういった中で、国のほうで在留資格を5年間まで認めるような特定技能1号と  
いうような外国人労働者の受け入れ体制を今後つくり上げていくという流れです。

まだ、これから始まったばかりですので、全国的にもまだ、ほぼこれからという状況です。  
町におきましてもこの外国人労働、支援も含めていろんな面でサポートしていくという部分  
も国のほうではいろんな方策を取っています。そういった意味では、そのような中の部分で、

むかわ町においても、そういうような外国人労働を受け入れる体制づくりが今後できるのか、今後、調査研究していく段階と思っております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 以前の報道の中ではこの4月から、今14種類ですか、労働条件。今それを広めてくれないかというような、そういう報道がされていますけれども、どちらかというとサービス業、観光、宿泊そういったところというのは、この技能検定、相当数百人の方、北海道でも受かっているみたいですが、さきの報道によると、この介護職、これについてはフィリピンの現地で何か試験をして、80人が合格したようなのですが、80人が全国に散らばると、正直言ってむかわ町は全然可能性がないのかなと。そうすると普通の技能検定でなくても通常の外国人労働、こういったものが、介護士でなくてもそういうものの脇役としての、そういったものというのは可能なか不可能なのかという、そういうことをちょっと考えるんですけれども。

いずれにしても、この環境整備の考え方なんですけれども、やっぱり一番心配なのは、職員とうまくやっていけるのか。それと住宅問題をどうするのか。あと地域のコミュニティ、これらがうまくやっていけるのかという。それからもっともいっぱいあるんですね、環境整備という心配事。これが、事業者本人がこの環境整備をするということは私は非常に無理があるなというふうに思っているものですから、行政がこういった環境整備にちょっと取り組むという方法が、外国人労働を本当にむかわ町が必要として採用するためには、そういう行政がどうしても絡まざるを得ないというふうに思っているんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 外国人労働につきましては、過去にも慶寿苑のほうでも実習生を受け入れたことは、3人ぐらい受けた経過があるというふうに聞いております。その際にも、やはり生活環境であったりとか仕事だったりとか、コミュニケーションの部分での難しさがあったという部分で聞いておりますので、そういうところを支援するような体制が整わないとなかなか受け入れというのは難しいのかなというふうに思っております。

国のほうでも4月にいろいろ改正された部分で、受け入れるための体制づくりというところをつくっていくような制度というところも考えているところがありますので、そういうところをうまく調査しながら、今後、体制づくりというものを考えていければと思っております。

す。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、4月からの制度化された新たな採用制度、こういったところは御案内のとおり、制度を活用してもその育成だとか、あるいは人員として配置できるまでの期間、こういったところもしっかりと見定めないとだめだと。

実際に採用するに当たって、どのような課題対応をしていかなければならないのかというところでございますけれども、いずれにしても、外国人労働者の受け入れ、これにつきましては、事業所にですね、例えばですけども、指導的な立場の者を配置するだとか、あるいは外国人労働者の仕事、そして生活を支援する体制というのもこれは必要とされてきているかと思います。

そういったところで、複数の事業所、そして広域的な体制、整備といった、先ほど申し上げました調査研究というのは引き続き必要とされているのかなと思います。

なお、今ある協議体とされる地域ケアの推進会議の中におきましても、先ほどから申し上げています介護人材の確保に向けた項目の一つに外国人労働者の受け入れ等についての頭出しはされて、今後に向け、また協議が進められるということでございます。

繰り返しますけれども、体制面もあわせた環境整備について、引き続きの調査研究、協議が必要と考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） いろいろ町長のほうからも御答弁いただきましたけれども、事業所のほうでもそれなりに動きはあるんですね。慶寿苑については、外国人介護人材受け入れ研修というのがありまして、そこには出席をして、受け入れるための条件といいますか、問題点、課題点、そういったものを研修するという場には行っているんですけども、愛誠園の場合には、まだそこまで議論していないんで、そういった受け入れの研修会には参加はしていないという、そういう状況ですけども、いずれにしても、人材不足がこのままいったら、正直自分自身もだんだん近づいてきましたので、どうなるのかなという、こういう心配もありますんで、ひとつ何とか行政の力をおかりしながら、普通の会社であれば企業努力で頑張るなさいということになるんでしょうけれども、特養については、やっぱり特殊な施設でもって老後の町民がお世話になる場所ですから、普通の会社とはちょっとやっぱり違うという

考えというのはあると思うんですね。

それで、道内でも正直、蘭越町がこの4月からでしたか、確か受け入れしているかと思いますが、その辺の情報収集もしながら、何か事業者に対してのアドバイスをしていただければというふうに考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問をしたいと思います。

防災についてお伺いをしたいと思います。

気象庁は平成30年、西日本豪雨による死者、行方不明者264人を受け、大雨警戒レベルの運用開始を5月末ですけれども、たしか29日に発表したと思うんですが、これに対してのむかわ町の対応の考え方、これをお伺いしたいと思います。

それと前段、受信機の質問と答弁がありましたので割愛をしますけれども、先ほどは身障者、老人等の一部の人の対象の質問でしたので、私は防災用補助金等を利用して各戸、正直、全戸への導入というのは考えられないのか、この1点だけをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 警戒レベルのお話ですけれども、5月13日に避難勧告に関するガイドライン改定の説明を受けてきたところでございます。7月の広報で、町民に対しては折り込みで周知を行いたいと考えております。また地域防災計画の中でも、この辺を位置づけてまいりたいと考えております。

この警戒レベルを目指す社会は、住民がみずからの命はみずから守る意識を持つことと、行政は住民が適切な避難行動をとるように全力で支援していくことを目指しているものでございます。先日の総合水防演習の中でも、この警戒レベルに関して活用し演習を行ったところです。警戒レベル4では、避難勧告、避難指示を行い、速やかな避難行動を行うこと。警戒レベル5では、災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとることとなっております。

先日のタイムラインの協定式も行いましたけれども、一級河川鶴川につきましては、試行版のタイムラインを作成しておりますので、できる限り早目の避難を促し、町民が災害で命を落とさぬよう、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど防災無線の関係ですけれども、先ほど副町長のほうから新スプリアス規格に適合した整備ということもお話をさせていただきました。この新スプリアス規格については、現在の規格ですと、余計な電波が出ているということなので、これは世界基準で直さなきゃいけないということで決まっておりますので、これに適合した整備を考えております。



また、戸別受信機につきましては、全戸にということですがけれども、先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、どのような、例えば携帯のアプリですとか防災ラジオとか、そういったものを複合的に使いながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を継続いたします。

4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） ちょっと昼休みしているうちに答弁の内容を少しかつ忘れた面もあるんですけれども、新たな防災情報の発信ということになると思いますし、また、数日先まで気象情報が示されますので、むかわ町としても発動の目安に大いに役立つのかなとは思いますが、住民がとるべき行動としての警戒レベルの発表、これは避難の情報だとか、雨の情報、河川、土砂災害、それぞれ5段階レベルでもって発表されますよね。ホームページでも気象庁発表するという中身になっているんですけれども、こういう状況の中で町が出す避難情報とのかかわりで、町民が混乱しないように周知徹底の方法というのが、7月の広報で警戒レベルの関係については公表をしますよということなんですが、その中身について、どのような中身で掲載されるのか、今回出された警戒レベルの1、2、3、4、5はこうこうこういうことですよ、こういうことでもってむかわ町民はこういうときには注意してくださいとか、そういう細かいところまで広報で出すのか、その中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 広報の折り込みのほうで掲載しようと思っておりますのは、一般的なレベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5で、先ほど言いましたけれど

も、レベル4であれば避難勧告や避難指示という形になりますので、レベル5であれば命を守る行動を優先してくださいという形になっていますので、例えば大雨特別警報が出れば当然レベル5ですので、命を守る行動を優先してくださいということになりますので、そういった一般的なところをお知らせまずはしていこうと思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、ちょっとタイムラインの策定をしていますので、タイムラインも微妙にそこがリンクする部分もありますので、例えば一級河川でいうと、水位が上がってくれば避難勧告や避難指示を出さざるを得ませんけれども、大雨警報だとか大雨注意報の段階でそこまで避難勧告を出すとかということになりませんので、その辺は気象庁のですね、気象庁の出す情報ですとか、そういったものをいろいろ鑑みた上で、町としては出すことになるかと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 以前のこういった防災の質問の中での答弁では、次回からの災害については携帯メール、こういったものも実施しますよという、そういう答弁をいただいていたんですけれども、今回の気象庁の警戒レベルの段階によって、それじゃ4は全員避難ですから、3ぐらいからメール発信というのは考えているのか、その辺もひとつ伺います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） レベル3で高齢者等避難開始というふうになってございますので、当然その辺はメール配信なり何なりして周知することになると思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。

それで、先ほど広報の中身をちょっと伺いましたんですけれども、なぜ伺ったかといいますと、6月から気象庁の運用開始の発表の正直わずか1週間後の6月7日ですか、西日本、長雨とか梅雨とかいろんな関係で警戒レベル4を発令したんですね。

ところが気象庁のほうはレベル4で全員避難なんですけど、ちょうどニュースで広島市の防災担当の職員が話をしていたんですけれども、運用直後のことであって、なかなか住民に気象庁のレベル5までの中身が通常の今までの避難指示、避難勧告、警報、こういった絡みが十分に理解されない状況での発令であったので、避難する住民にばらつきがあったと、そういう反省点を挙げておりますので、今回、まだむかわ町発動になってから被害というか、そ

ういうものはまだ起きていない状況なんですけれども、年々災害が大きくなって想定を超える災害が発生していますので、そこで防災情報の伝え方が変わるということを5段階の警戒レベルの内容、これは今答弁をいただきました。

いつ避難行動をとるのか、これも恐らく掲載されると思います。今までむかわ町もいろんなハザードマップだとか、あと津波の状況だとか、今お話しされましたタイムライン、こういったものを、私も持っていますけれども、1冊の冊子にまとめた、今回の気象庁の警戒レベルの運用開始、これらもまとめて、ちょっとした1冊の冊子あたりでもってわかりやすく提供するという、そういう方法はとれないものでしょうかね。

○議長（小坂利政君） 町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど担当のほうから、地域防災計画タイムラインというのを続けていくということですが、5月に協定が結ばれたタイムラインについては、これ全道でもそうですけれども、タイムラインの試行版でございます。

試行は御案内のとおり、字のとおり試行を繰り返しながら、かなりさらに熟度を高めていくということでございますので、これはどちらかというと進行型の水防災害という水災害についてのタイムラインの協定を一級河川鶴川を通じて行ったわけですが、今回9月6日の突発型災害というんでしょうか、地震だとか津波といったところもしっかりと想定した中で、むかわ町版の地域防災計画上のタイムラインの応用を突発型についてもしていこうじゃないかということで、今煮詰めているところでございます。

これには当然、開発等々の連携も必要となってきました。そして、地域防災計画の見直しはこれ全般でございますので、その見直した概要版というのをできれば作成し、町民の皆さんに配布できればなと思っております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。

よく言われるように、忘れたころに災害はやってくる。ではなくて、今はいつでも災害がやってくるという時代になっていますので、今後とも町民のためにひとつ御努力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

---

◇ 野 田 省 一 議員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 質問に基づき一般質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、アイヌ新法制定に伴う町の見解と今後の施策についてお伺いをいたします。

アイヌの人々が、誇りが尊重される社会を実現するために施策の推進に関する法律、いわゆるアイヌ新法が4月19日に成立し、5月25日に施行されました。法律は従来の福祉対策に加え、地域振興や産業振興などを柱とする交付金事業が目玉となる法律となりました。この交付金事業は各自治体において事業を計画して実施するもので、各市町村に委ねられているというものです。この交付金事業への取り組みや、町内に居住するアイヌ民族の伝統文化の振興や教育支援、雇用確保など拡充をどのように図っていくか、お伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） アイヌ新法に関する御質問にお答えをしたいと思います。

5月25日、アイヌ新法が施行され、法律におきましてアイヌの方々が先住民族であることの認識が示されたこと、そしてアイヌの方々が抱えるさまざまな課題を解決し、これまでの取り組みに加え、地域、産業、観光振興も含め総合的な中でのアイヌ対策を推進するものでございます。

アイヌ政策推進交付金の今年度の政府の予算でございますが、10億円が計上されているところでございます。事業を実施する場合には、国から示されている基本方針、これを踏まえながら、基本的には事業を実施する者の意見を聞きながら地域計画を作成し、内閣総理大臣に対し認定申請を行う流れとなっているところでございます。

今後につきましては、町内のむかわアイヌ協会の皆さんが大事にしている、大切にしている思いというのもできる限り寄り添いながら進めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 協会の意向も踏まえてというお答えでしたけれども、その中で町内には直接ということになるかどうか分かりませんが、生活の地域の活動拠点として生活館とか集会所とか、そういうものが点在しているわけですが、古いものでは40年から50年ぐらいたって老朽化していると思いますが、また町内で使用不能になっているような生

活館、集会所が現在もあるとお伺いしておりますが、これの辺どの程度あるのか、何箇所ぐらいあるのかお伺いしたい。

この話なぜかという、環境整備の一環ということで、老朽化している状況に加えて、昨年の震災によって悪化している部分もございますので、震災が優先されるということは理解できますけれども、こういった交付金事業を積極的に活用するべきと思いますが、改めて、そちらのそういうような使い方ができるのか、含めてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから質問にお答えしたいと思います。

今回、基本方針に基づいてということで、効果的な推進を図るために目標設定するということになります。これでアイヌ文化の振興、環境整備を図るための地域計画を作成することになります。

今議員がおっしゃいました生活館の関係、ちょっと今戸数は大変申しわけございません、押さえてはいないんですけれども、そういった生活館の耐震改修、今全てメニューのほうはちょっと出ていないんですけれども、そういった耐震改修も対象になるとのことです。

今後、地元の協会の方とも対話を積み重ねて、この交付金を有効活用できますように計画を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 今、お話もありました協会と話を進めるということでございますので、先ほど町長からもありますけれども、この交付金は初年度10億円ということで聞いておりますので、全国全道どこの市町村でも取り組める制度となつて、いわば早い者勝ちという制度なのかなという思いもあります。

ぜひ、アイヌ協会や地域住民の意向、これ十分に酌み取って、早急に意見交換などをしていただきたいと思いますと思いますが、その辺一定程度のめどはありますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 対象事業のイメージは大体もうつかんでいるかと思うんですけれども、あくまで地元のアイヌの方々のニーズ、これに沿いながら対応したものを市町村として提案していくんだよということでございます。

先ほども答弁で申し上げましたように、アイヌの方々が必要として、民族として誇りを持って生きられる、その中での尊重される実現というのが基本とされております。あくまでも

我々としても地域らしさというんでしょうか、これまでも培ってきている経験等々がございますので、地元アイヌ協会の皆さんとの情報交換の場、共有の場、こういったところを設けるなどして緊密な連携を図って事業の選択をし、そして取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） わかりました。

ぜひ、協会の皆さんと一度膝を交えていただいて、利用できるものは利用していくのがよいのかなと思っていますので、期待をしていきたいと思います。

次、続きまして2番目の質問に入りたいと思います。

むかわ町職員、管理手当の現状と課題ということなんですが、議長これ事前に目を通していただいたんですけれども、これは言葉で書いているんですけれども、一覧表にして議員の皆さんにもわかりやすく配付をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 事前にこの件については質問者から相談がありました。

質問の趣旨から、よく理解をしていただく見地からそれを許可いたしますので、配付お願いします。

〔資料配付〕

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 配付御承認ありがとうございます。

それでは、質問に入っていきますけれども、震災により職員の職責はより大きく、復旧・復興は町民により期待され激務が心配され、心身のケアは重要な課題でもあり、そのケアは言うまでもなく実施されていくものと期待をしていますが、その中で管理職の仕事に対するモチベーションとして報酬や手当もケアの一つであると考えられます。

近隣町村のいわゆる管理職手当を、ホームページ上で公開されている条例から比較をしてみました。お手元に配付しましたとおり、近隣町では厚真町、安平町、白老町、平取町、日高町の管理職手当の比較をしてみました。

市町長、会計管理者では、むかわ町では3万2,500円ですけれども、そのほかの市町村では2万3,500円から3万5,000円と比べてむかわ町は低く、課長職では、むかわ町は3万円ですけれども、他町村では1万6,700円から3万2,300円ほど低いという状況で、参事職では、む

かわ町は2万7,500円で1万7,100円から2万4,000円ほど低く、主幹職ではむかわ町では2万5,000円ですけれども、6,700円から7,400円と低い状況にあります。

このように管理職手当に大きな開きがあります。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 昨年9月6日の北海道胆振東部地震の発生以降、職員は応急復旧期の激務を乗り越え、現在は復興に向けました諸業務に誠心誠意取り組んでいるところであります。この間の職員に対する心身のケアにつきましては、道内外の多くの自治体から派遣職員を受け入れ、職員が休養できる環境整備に努めたほか、心の面談、ストレス相談を全職員を対象に実施をし、経過の観察が必要な職員については引き続き経過観察を行うほか、再度全職員を対象とした取り組みも計画をしているところであります。

管理職員は震災からの復興という難局を所属職員の先頭に立ち、かじ取りをしていくという重責を担っているところであります。行政経験豊富な年代が元気で働き続ける意欲を保つための方策は必要なことと考えております。

管理職として、次の世代を担う意欲を持った若い職員が増えていくことも大切であると考えております。一般職員も含め、今後も職員が意欲的に働けるよう配慮をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） もう少し単刀直入に最後の言葉だけ、管理職手当について大きな開きがあることに關してはどのように思っておりますか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 現行の管理職手当でありますけれども、旧鵠川町時代の第3次鵠川町行政改革計画におきまして、給与等諸制度の見直しというのがありました。その取り組みの一つとして当時位置づけられたというふうになっております。

当時、非常に逼迫した財政状況等もございまして、そういった地域的な事情を考慮する中で、平成15年の4月から現行の制度になっているんですが、以前は給料月額に定率、率を掛けて算出をしておりました。その15年4月から現行の定額制という形に移行をしているところであります。その後町の合併を経まして、両地区合わせての当然一つの職員ですから、現在に至っているというような経過となっております。

当時とそういった状況は相当変わってきているということにつきましては、私ども管理側

としても十分承知をしているところでございまして、本当に大きな検討課題というふうな認識を持っていたところでもございます。そういった中での昨年の震災という形になったところでございまして、その検討についてはちょっととまったところであります。

ただ、今、財政状況これからちょっと少し見ていかなきゃなりませんけれども、相当な開きがあるということは私ども承知をしておりますので、喫急の課題として捉えて今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 差異はある、大きな開きがあるということは認識しているということです。今後どういう手続を進めて考えていくのかということなんですけども、これする、しないは別として、再考するとしたらどういう手順でこれは、この話が進んでいるんですか。どういう、どこかで話し合いを報酬委員会みたいな形とするのか、町サイドでできるのか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私から検討内容についてお答えをしたいと思います。

この管理職手当の関係につきましては、今後、内部の会議の中において、他町との開きもあるという今の答弁でございましたので、そういった実態に鑑みまして検討していくということになろうかと思えます。

その会議体については管理職等の会議もございまして、また、町の特別な課題に対応する政策企画会議というのもございます。これは管理職で構成しておりますけれども、そういう中でまた検討させていただくということでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 何かつけ足したいことがあるのであれば。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁の中でほとんどと思いますが、平成18年ですね、合併から14年目ですか、合併というのが一つの行政の最大の改革というんでしょうか、最大の行政改革の一つとも捉えられているかと思えます。

そして現在、人口減少という経済も縮小してきている中に追い打ちをかけての震災ということでございます。言わずもがなでございますけれども、役場そのものが地域課題の解決の



専門家集団というんでしょうか、そういった中で持続可能な組織として、今、巷間言われておりますワークライフバランスでしょうか、こういったところの確保といった観点も含めながら、大切にしていかなければならないのかなと思います。

御承知のとおり、管理職になりますと責任も増えて、特殊な業務というのも発生するのみに加かわらず、管理職手当はそれに見合っているのかなというふうな御質問かと思います。今後に向けて、何年か前にこれを検討課題としながら管内の状況調査と比較して、職場環境の充実といった観点で、じゃどうしようかといった動きもありましたんで、さらに今回を契機にしながら一つの検討課題として捉え、職場内でまず充実に向けて進めていければなと思っています。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 復興優先ということでありますけれども、復興をするのは、やはりその先頭に立たなければいけないのは職員であり、管理職は重責もあると思いますので、ぜひ今言われたように検討して、よい結果を出していただきたいなと思っています。

続きまして、3番目に入ります。

消費税10%導入の影響、準備時期についてお伺いをいたします。

消費税10%が増税されるという10月1日が迫ってきましたが、増税で町民の生活に大きな影響が心配される中、行政サイドの準備、考え方、町民への影響について確認をいたします。

消費税の増税に影響を受けるものは行政ではどのようなものが想定され、町民生活にどのように影響するのか。

行政サイドでの導入の準備はどのように計画されているのか。

2019年度予算では消費税10%をどのように考えて編成していたのか。

この3点についてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 消費税の関係について、私から回答を申し上げたいと思います。

平成28年に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等が成立をしております。消費税率10%の引き上げ及び軽減税率制度の実施時期が本年10月とされたところでございますが、閣議決定を経ていない現状から、正式な決定はこれからなされると捉えております。

消費税の税率変更によりましては、町の大多数の取引に対し影響が出てくるものでございます。

歳入におきましては、地方消費税が現行1.7%から2.2%へ増加することから、地方消費税交付金は増加するものと考えてございます。また、平成26年度と同様の改定を行った場合は、使用料等におきましても増加するものと考えてございます。

歳出におきましては、物件費、維持補修費、補助費等が増加するものと考えてございます。

町民生活における具体的な影響は、各種施設の使用料、上下水道料金、学校給食負担金等がかかわってくるものと考えてございます。

行政サイドにおきましては、消費税率の引き上げに伴うさまざまな影響を調べるため、庁内検討会を立ち上げまして、考え方を整理した後に関係する組織での協議、あるいはパブリックコメントも含め、広報を通じ周知を行ってまいりたいと考えてございます。

改定する場合の転嫁時期につきましては、これまでの庁内検討会の経過から、来年4月から転嫁する考えを持っているというところでございます。

本年度の予算編成におきましては、法律の改定内容どおり本年10月から税率の引き上げがあるものと想定をしております。関係する歳出科目につきまして必要額を計上しているところでございますが、税率引き上げに伴う経過措置が設けられておることから、予算執行に当たりましては不適切な内容とならぬよう努めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 4月に検討会とかで、4月導入がいいんじゃないかというような今のところだというふうに今お聞きしたわけですが、それまでのその差額というのは、ただ実際には、例えばかかる経費というか、仕入れるものに関しては10%になってくるものもあるわけですが、その差額というのは単なる町の負担でやれという国の指示なんですか。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

例えば差額等が発生するというのは当然考えられるというところで、そこにつきましては国のそういった指導があるというものではございません。あくまでも現時点におけるむかわ町での考え方ということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） ということは、町負担になる可能性もあるということですよね。それがどのくらいあるのかちょっとつかめなかったんで、大きいものなのか小さいものなのかということ、まだ決定したわけではないと言い出すとそれまでなんですけれども、その辺の数字というのは何となくこうつかめる、4月に延期、10月1日でなくて4月からとした場合に一定程度、町の負担はどのくらいになるのかということ、もしわかればお伺いしたいと思っております。

それもそうですけれども、町民に対してこの話をいつ、10月1日にするべき、閣議決定した段階なのか、その辺町民告知というのは、例えば使用料上がりますよ、給食費も来年の4月にしますよとかいうような話の告知は、どのような予定で進めていけますか。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問ですが、あくまでも町の一般会計ということ、ちょっとお答えさせていただきたいんですが、こういった自治体につきましては課税団体ではないということで、実際、要は入ってくるものと出てくるもの同等というのはみなすというような考え方がございまして、そういった特例ということがありますので、実際そういう考えにはならないのかなというところでございます。

また、告知の時期というところなんです、先ほども答弁の中で来春4月からの転嫁というふうに考えた場合なんですけれども、逆算しまして、ことしの令和元年の12月議会においては、ある程度条例のその関係するところを一旦整理をして、議案という形でお示しをしたいというような考えがございまして。

また、それに合わせてということで、例えばこの7月以降ですね、先ほど申し上げました庁内検討会というものを立ち上げていって、ある程度その考え方を整理していくというような流れで考えてございます。ですので、ある程度町民への告知が発生するとなれば、12月議会以降というような形になろうかなというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 町民生活においても非常に影響のあるものがたくさん、先ほども出ていましたけれども、使用料というのは使う方があれですけれども、そのほかさっき出た水道料とか給食費とか、直接もう一般の方々に、みんなに関係してくるようなことが早い段階で

わかるように、4月まで、せめて4月まではこのまま延期しますのではなくてなんて言ったらいいかな、今までどおりですよというような告知だけでもしていただけると、町民の皆さんにとっても10月になって導入したけれども、あれさっぱりどうなるんだろうという、そういう思いがあると思うんですけれども、その辺だけでもやっていくというのは考えできませんかね。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ことし10月から消費税が上がるということは住民の方々も承知していることだと思います。町の料金等の改定については、10月から上がるということではないので、その前に広報等でもって来年4月からの消費税分の転嫁というものを予定しているという旨を広報していきたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） わかりました。

それでは、これで終わります。

---

#### ◇ 東 千 吉 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東 千吉議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 1番、東 千吉でございます。

何点かお伺いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

昨年の9月6日発災以来、ライフラインを優先として応急作業、また、現状への復旧作業が進められてきております。これまでの進捗状況について、これからまたどういう形で進んで行っていく予定なのかをまずお伺いをしたいということがあります。

そしてまた復興の計画でございますけれども、今月各関係機関において意見の交換、あるいはパブリックコメント等の作業を進められているということで、来月、議会特別委員会のほうにもその旨示されるということになっております予定でございますけれども、この復興計画、9カ月発災からたっておりますから、町民はそろそろ心の落ちつきを取り戻して、今後、自分たちのところがどういうふうになっていくかということで、非常に不安を覚えながらいるという状況でございますから、まずは一刻も早くこの復興計画を、多くの町民にぜひ

とも知らしていつていただきたいというふうに思っているところでございます。

この計画、あるいは方針、プランというものがなければ当然予算もつけられないということになりますので、これらをしっかりと組み立てていくということは当然大事なことでというふうに思っておりますし、計画を考えるに当たって、当然どうしようかということの考えは非常に大切でございますけれども、町民の有事の後ですから、いろんな町民がいろんなことを考えていると思いますので、そういう多くの町民の声をしっかりと聞いていただいて、復興プランに生かしていく、そのことがバックボーンとなってしっかりと実行、効果につながるものというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

まず、質問の趣旨の第1点でございますけれども、まちなかの関係でございます。

さきの議員さんも同じような質問をされておりますので、このまちなかの関係については、商工会穂別地区の商工会館が被害を受けて解体となりました。穂別の地区も今後この町の中について、どういうふうに復興していくのかということについて、どういうふうに考えておられるのか、また地域の町民の方との中で、どういうふうに話を進めていっておられるのかをお伺いしたいというのが第1点でございます。

それから第2点、農業関係でございますけれども、復旧・復興を起点にということでございませぬけれども、本町の基幹産業であります、この農業の復興について、いつもお話しさせてもらっている部分ですが、将来的に本町1本として、むかわ町として、どういうふうに農業振興を図っていくか、その計画についてどういうふうに将来像含めて考えているのか、お伺いしたいというのが2点目でございます。

それから、3点目については林業関係でございます。

さきのいろんな会議体の中で、胆振東部森林再生林業復興連絡会議の復興に対するいろんな協議がされているというふうに伺っておりますので、その進捗状況、それから町行政としてどういうふうに進めていこうと思っているのか伺いたいというふうに思っているところであります。

この林業関係の私の質問の趣旨というのは、非常にこの大きな被害がございまして、僕は農業やっているんで、1年先を見るのは農作物を植えるんですが、10年以上先を見るのは山をということになってございますから、長いスパンでこの計画をしっかりと取り組んでいかないと、非常に後々大変になってくるというふうな強い思いがございまして、ぜひその辺を踏まえてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問要旨に基づいてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、復興計画の原案につきましては6月中を目途に作成することとして、現在、重点的に取り組むそれぞれの分野の施策について協議をして、取り組みを進めているところでございます。基本的な考え方のみ質問の要旨に沿いながらお答えをさせていただければと考えております。

まず、1つ目のまちなかの再建についてでございます。

地域経済の復興はもとより、住民生活の利便性の向上、地域が一体となったコミュニティを促進するという観点から、町そして商工会が中心となって地域を再生していくことが必要であると認識しているところでございます。こういったところも復興計画にも位置づけていく考えでございます。

2つ目の農業の振興に向けての御質問につきましては、まず、これまでの応急から復旧、そして復旧対策としての通常の営農の再開というのをまず最優先にし、その対応を図りつつ、農業振興計画の目指す姿でございます、持続的に発展するむかわ農業の実現に向けた施策を復興計画にも位置づけをしているところでもございます。

3つ目の林業関係につきましては、既に御案内のとおり森林被害を早急に復旧して、地域林業の復興を図るための胆振東部森林再生林業復興連絡会議が昨年10月に設置されております。4月には被災森林の再生に向けた対応方針というのが策定されたところでもございます。それぞれの森林、林業に関係する関係者が相互に連携して取り組むこととしているところでございます。

対応方針の取り組み工程につきましては、この後担当のほうよりお答えをさせていただきますが、町としましては、これからも被災箇所の早急な復興を目指し、国や道への事業進捗を促進し要望、提案するとともに、本格的な森林の再生については、かなりの期間を要することから、国・道森林組合及び森林所有者と連携し対応方針に基づき着実に取り組んでいく考えでございます。いずれにしましても、作成後速やかに議会にお示しをしたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 先ほど町長から話のあった、被災森林の再生に向けた対応方針の中の取り組み工程及び町内における普及の進捗状況について、私のほうからお答えさせていただきます。

対応方針の全体としての取り組み工程では、今年度については災害関連緊急治山事業などの治山事業や、林道災害復旧事業などの林道や作業道の整備のほか、今後の効率的な森林の再生や緑化に向けた、試験研究機関による現地調査や植林の実証試験等も行うこととしております。

次に、むかわ町内における復旧状況ですが、治山事業は今年度は3箇所において事業を実施、ほかに被災を確認している9箇所を来年度事業として道に要望中です。

林道事業については、災害復旧事業の対象10路線のうち、法面の完了が令和3年となる春日旭岡線以外は全て今年度中に完成の予定。町単独復旧事業については対象21路線のうち16路線を復旧済みで、予定している残り全てについても今年度中に完了予定です。

また、新たに特定森林再生事業により、今年度、町が事業主体となり、有明地区と穂別稲里地区において被災した森林作業道の整備を予定しており、森林所有者による事業の促進を図り、復旧の進捗を目指してまいります。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） まず、①のまちなかの関係について、今のところどういうふうにご考えておられるのか、お伺いしたいと思っておりました。具体的な部分が出ないのかどうかちょっと、できれば具体的なところを教えてくださいという部分は、さきの議員さんの質問と同じでございますが、そこもう1回お伺いしたいというふうに思います。

それから農業関係、何度も聞いていることで非常に恐縮でございますけれども、私はやっぱりいろいろな考えながらも、どうしてもこの本町、むかわ町としてどういうふうな農業振興、それから農業者に対しての支援、施策、これらをしていくかということは非常に気になっておりまして、そして、このことは合併平成18年でございますから、もう既に令和の時代に入りました。非常に長い間かかっておりますけれども、それぞれの地区による振興計画というふうになっておりますけれども、これは本当にそのままずっとやっていくのかということについて、いま一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、今の林業関係でございますけれども、先ほど本年3箇所、来年9箇所というお話ございました。面積的にどれぐらいなんだろうという部分も含めながら、むかわ町の森林の全体のどれぐらいがそういう形で施行しながら、将来的に、もちろん私有林でもありますので非常に難しい部分はあると思いますが、この山の再生、あるいは山の整備というのが最終的には洪水だとか、あるいは水産業等に非常に大きな影響を及ぼすだろうというふうに

私は想像しておりますので、それらを踏まえた中でどういうふうにお考えか、いま一度伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、まちなか再生関係についてお答えをさせていただきます。

北海道胆振東部地震により、鶴川、穂別、両地区ともに中心市街地において大きな被害がありました。全壊や半壊などの被害により、取り壊しをせざるを得ない店舗等が多数あったことから、中心市街地の空洞化が顕著となっております。産業経済の再生と発展として、まちなか再生や商工業の支援は大きな課題と認識しております。

現在、地元商工会を中心とした有志により、むかわ商業懇話会が立ち上がり、地元商工業者が事業継続していくための今後の商工業のあり方や、まちなか再生について議論や研究を進めていくこととなっております。また、穂別地区においても有志による中心市街地の活性化や、まちなか再生を考えるグループが立ち上がっております。町としてもその懇話会等に参画をしていくこととなっております。

また、町主催で中心市街地の活性化や再生をテーマとした地域づくりセミナーを開催する予定であり、商工業者の皆さんはもとより、町民の皆さんと議論を深めていきたいと考えております。

まちなか再生や商工業支援の取り組みの具体的な内容につきましては、これらの議論を十分に踏まえたものとしたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 農業関係につきましてお答えしたいと思います。

農業振興計画につきましては、昨年の4月にむかわ町農業振興対策協議会で策定をしてきたところでございます。この間の10年計画というところでの評価、見直しということで、昨年、向こう10年の計画ということで進めてきたところでございますが、計画の初年度に震災があったということもございます。

この間の課題につきましては、人口減少、農業者の人口が減ってきているというのと同時に、高齢化の進行も進んできているところでございます。また、労働力不足や担い手の確保、それから農地問題等々のまだまだ課題が山積しているものというふうに思っておりますけれども、それぞれの地区の作柄につきましても、議員御存じのように違うわけでありまして



ども、やはり目指すところは一つかなというふうに思っております。この辺も踏まえて、今後の農業振興対策協議会等を通じながら、しっかりと議論を進めていきたいというふうに思いますので御理解願います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 治山事業による3箇所及び9箇所の面積ちょっと把握しておりませんので、それと後段の被害面積、あわせて後ほど示させていただく形でよろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 先ほど治山の関係ですけれども、それが施工して有効な手段として多くの実行がなされることを切に希望してございます。

それから、復興の計画でございますけれども、計画は状況によって当然変わっていかねばいけない部分が多くあるというふうに思っております。いわゆる走りながら考えて計画を変えていかざるを得ない状況が時々出てくるんだろうというふうに思っておりますけれども、この変えるときというのが非常にこの決断、あるいはまた実行について非常に難しいものがあるというふうに思っておりますけれども、先ほども言いましたように一番のバックボーンとなるのは、機関あるいは関係団体の意見交換等だけに限らず、多くの人の小さな声をしっかりと聞いて、それを反映していただくこと、それがバックボーンになって実践するときに、後ろの盾となって力強いものになっていくのではないかと、決してそういう人たちは裏切らないというふうに私は思っておりますから、しっかりとその人たちの声を聞いて、実行を求めていきたいというふうに思っております。

ものによってはなかなか回覧の前で足踏みする状況、あるいはまた石橋も叩いてもなかなか渡れないという状況が多くあるのかなというふうに思いますけれども、私なんかは性格上、対岸に目標があれば腐った橋でも渡ってしまうという性格しておりますけれども、職員はそういうわけにはいきません。しかしながら、そういうところも考えながらしっかりと実効ある行動で、町民あるいは町のためによろしくお願いしたいというのが私の願いです。

次の質問にいききたいというふうに思います。

本町の人口減と少子化対策についてでございます。

広報むかわの6月号で、人の動きということで4月30日現在の人口が示されております。

御存じのように8,049人というふうになっております。これが6月3日に発表されました、本町の有権者登録数でいきますと7,037ということで、約1,000名が登録されてない部分ということは、いわゆる18歳未満が1,000人ぐらいしかいない町だということでございます。したがってこの7,000人は18以上、18未満が1,000人しかいないということで、全国的にどこも同じですけれども、非常にこの少子化が進んだ地域というふうになっていることは既に御承知のことと思います。

先般、国会のほうで教育の無償化の2法案が成立をされて、早いものはこの10月からそれが実行に移されるということでございますけれども、これは全国的な話でございます。我が町の子どもたち、未来分を含めた、そういう後継人材の育成について、町として特色のある施策は打てないものかということが私の質問に対する本音でございます。

町民の話を聞きますと、年配の方、高齢者が多いものですから、高齢化対策には随分多く手を打っている行政だねというお言葉が多いんでございますけれども、少子化あるいは子育て世代への支援というものが、いかに大事かということはもう既にわかっていることと思いますので、その手法と具体策について、実効ある話をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の人口の推移でございます。

合併時期の平成18年4月、むかわ町の人口は合わせて1万468人、平成31年4月の年度当初の人口は8,025人。比較をしますと2,443人の減少となっております。減少率は23%、昨年の人口とこれを比較してみますと、1年間で274人が減少しております。マイナス3.3%は、これまで最大の減少率ともされております。議員御案内のとおり、とりわけ昨年につきましては、昨年度と言っているんでしょうか、9月6日からの半年間で200人が減少するといったような状況等もされているところでもございます。

一方、15歳未満の年少人口、加えてでしょうか、15歳未満です、合併時が1,283人。ことし757人、526人の減で減少率は41%となっております。

一方で出生数の関係でございますが、平成18年以降50人から70人生まれていた子どもの人口、これが平成27年度から2年間で30人台の数値となっているところでもございます。

平成27年にこういった状況も受けながら、子ども・子育て支援事業計画というのを策定し、子育て世代に対する支援が始まり、平成29年度には6年ぶりの出生数60人を達成したところでございましたが、昨年度は41名でありました。2年間ですけれども、若干の回復という言

葉が適切かどうかわかりませんが、こういった動きというのも見られているところでございます。

2点目の子育て世帯の応援についてでございますが、これまでの保育料の軽減対策、子育て応援の名の事業では、3歳未満の指定ごみ袋の支給事業、子育て家庭の負担を軽減する施策というのをこれまでも行っているところでもございます。また、両地区に放課後子どもセンターを建設し、穂別地区の認定こども園化など、子ども・子育て支援施設の充実を図っているところでもございます。

加えて地方創生人口減少対策では、平成28年に苫小牧信用金庫との地域結婚支援に関する連携協定を締結し、若者の出会いの場の創出、さらに結婚を望む若者を応援するため、住居費、引っ越し費用の支援にも取り組んできているところでもございます。

今後も引き続き事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 子育て世代の応援については、大きな施策はそんなに必要ないのかなというふうに私は思っております。ケース・バイ・ケースで小さなところの小さな悩みについてしっかりと行政が寄り添って解決していく、このことをやっぱり地道にやっていくことが一番大切かなというふうに思いますし、近隣町村と比べても、例えばむかわ町がこういうことで子育ての支援があるんだよということが口コミでも進んでいくような形になれば、また違った実効が出てくるかなというふうに思っておりますので、ぜひ、子育てについては、本当に人口がどんどん減って行って、高齢者の世帯が多くなってくるということを現実にありますけれども、それらを把握しながら、今町長おっしゃいました数字しっかりと押さえているようでございますから、それに対しての課題を整理して、実効ある施策をぜひよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

重ね重ねでございますけれども、復興計画については、まずは早目に多くの町民に知らしめて、その中でいろんなお話をちょうだいしながら、小さな声をしっかりと反映させた行政の施策をお願いしたいというふうに思いまして、よろしく願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

---

◇ 舞 良 喜 久 議員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良喜久議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 2番、舞良が質問させていただきます。

質問事項は各検診と診療についてでございます。

旧穂別町時代から穂別地区では、健康宣言の町としてやってきた歴史の経緯があります。そこで町民の高齢化も深まって、いち早くその健康を守るためにもそういう観点からにおきましても、検診というのは大変早く早期に状況を見つけていくっていうことは大切なことと思ひまして、診療機関と受診しているデータが、各検診等のデータとして提供することにより、各検診の受診率の向上と効率化が図れると思ひます。

そういうことになるために、現状の課題と対策についてお伺いしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 検診データに関する御質問についてお答えをいたします。

特定健診では、医療機関の検査データを提出いただくことをデータ受領と言ひます。健診を受診済みとしてカウントすることができます。

医療機関の検査データについては、受診者から町に提出いただくよう御案内してありまして、町の窓口に持参された際は、特定健診として満たすデータが全てそろっているかを確認してありますが、不足の項目がある場合は受診済みとしてカウントすることができません。その場合は医療機関で不足項目を検査して提出するか、または特定健診を受けていただくこととなります。医療機関からは直接検診データを町に提出する方法は、受診率向上のために有効な方法であります。

町としても推奨していきたいと考えておりますけれども、不足するデータを確認して追加検査をした上で町に提出するという作業が煩雑になります。実態として進んでいないのが実状であります。

なお、町内の2医療機関、厚生病院と穂別診療所でありましても、受診者からの申し出があつた場合にはデータ受領ではなく、特定健診の個別受診をお勧めし、結果を町に提出する体制をとっておりますので、御理解をお願いしませう。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 今のシステムよくわかりました。

特に町民から現在出されている問題で、特定健診を受けたときに、そのデータを診療所先

生にかかったとき、先生からデータ持ってきてくださいと言われていた。そういうこともちょっと後に職員のほうに聞いてみましたところ、職員の方は、そういう方は本人がなくなったり、または、忘れてきた場合は、健康センターに厚生連からのデータが入っていますので、コピーして先生にお渡ししていますという答弁がありました。そういうことで、状況をつくるためにその町民のお話の方によりますと、例えば特定健診のときに受付でもよろしいですし、案内のときにその私のデータを診療所のほうへ入れてもいいですよっていう、個人情報がありますから、本人の許可があれば、そういう項目があつたら大変便利じゃないかと。もしそれができないだったら、健診に行くときに受付やりますよね、そのときに、私のデータは診療所に送ってもよろしいですということで、本人の確認がとれれば、そういう手続をスムーズにやられたら、少なくとも1週間ぐらいずれちゃうわけですから、改めてまた診療所に行くわけですから、そういうことをやってもらえば大変便利だと。そういう御意見が多かったもので今回そういう質問させていただきました。

その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 菅原地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（菅原光博君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

特定健診の結果通知につきましては、議員おっしゃるとおり同意をとることにより、情報の提供が可能となりますが、これまでも診療所等、そういったお話の中では、直接情報の提供してほしいということで、診療所のほうから言われたことはなかったため、ニーズがどうか、そういった事例が少ないということで、直接御本人が結果をもらった情報を診療所のほうに提出していただいているというような形をとっております。

そもそも、この特定健診の結果診療所に提出する目的というのが、通常受診されている定期受診で血液検査等される方がいらっしゃれば、この特定健診がその月にもし実施されていれば、その定期検診の血液検査をやらないで、その特定健診に置きかえて、医療費軽減につながるということで活用されているということです。診療所としても、どうしてもその特定健診のデータが、必ずしもなくてはいけないというものではないということです。御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） そういう私は職員に質問されたときは、お医者さんのほうから、そういうデータくださいということで、ないっていうことで保健師さんのほうから聞かれたんで

すけれど。穂別診療所だけで言うと、保健センターともほとんど物理的には近いところにあるわけですね。そういうことで距離は近いんだけど、何か遠い、遠いところからって僕はそういう感じたんですけれど。先生がやはり保健師さんには言わなくても、患者さんに言うわけですね。だからそういう意味でそれを自動的にやれば、非常に私はスムーズにいくんじゃないかと思っていて。私にはそういうことをぜひやってくださいって言った町民の方もそういうことで、スムーズに行って、より早く検診のデータを先生にしてもらおうと、そういうほうにやってもらったほうが、大変便利でスムーズにいくんじゃないかと思いますので、もう一度その意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ちょっと私の解釈間違っているかもしれないですけども、特定健診を受けた方が必ずしも診療所の検診っていいですか、受診をするというふうには限らないと思うんですね。たまたまタイミングよく特定健診を受けた後に、すぐ受診をした場合に血液検査のデータが必要であれば、そのデータがあったときに便利ですっていうお話ですんで、もしそういったケースがあってお話されているんですけども、その場合については、同じ建物内にありますんでぜひ問い合わせをしていただければ、その都度対応ができるんじゃないかと思いますので、個別に合わせた対応をしていくということで御理解いただければと思いますけれども。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） そういう意味で、最低私は先ほど言いました個人情報がありますので、受付なり、あとそういう先生の書類、署名欄をつくっていただいたりして、そういうものがあってよろしいですと、私のデータがあればぜひ診療所のデータに入れても結構ですというような方法をとっていただければ幸いとして、お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

---

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第2回定例会に当たりまして、通告に基づいて質問をさせていただきます。

きたいと思います。

まず第1点目は、ＪＲ日高線ということで通告をいたしました。

これは、今、北海道全体で鉄路をめぐる、とりわけ地方線をめぐる問題が絶えず随分議論をされてきたところでした。この間、北海道も含めて、地方路線の問題がかなり動き出したということの中で、1つは本町にかかわって、あるいは日高線にかかわっても、利用促進費というふうな形で、関連地元負担という状況が報道されておりますが、これらの問題について伺うものでありますし、また、もう一つは、先日、ＪＲ北海道が、旅客運賃の引き上げ、値上げの申請をしたということが報道されております。

本町として高校の存続、高校生への支援ということを含めて、ＪＲ利用促進も含めて支援も行っている、そういう状況の中でこれらの状況になれば、大きなまた変化が出てくるといふ状況もあります。

そうした上に立って、このＪＲ日高線の問題について通告した内容で質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず第1点目は、高校生へのＪＲ利用支援での意義と支援内容を伺います。

2点目は、ＪＲ北海道が、10月から料金引き上げの提案を行っています。申請を行いました。これらは鉄路存続という状況から見れば、そうした流れに逆に、いわゆる逆行するものだなというふうに思うわけですが、町の考え方を伺います。

3つ目には、鉄路存続維持に管内で、1市4町で地元負担での合意という報道がありますが、その内容と考え方、負担等々についての内容を伺っておきたいというふうに思います。

4つ目には、日高線問題で、この沿線の自治体、住民の皆さんがこれまでも日高線を存続してほしいということできざまな取り組みをしてきているわけですが、その中で被害箇所がなく済んでいる、鵠川から日高門別、この間だけでも利用開始をしてくれないかという要望も出されているわけですが、これらについて、汐見駅を抱える我が町として町の考え方をこの際伺っておきたいというふうに思います。

以上、ＪＲ線については4つの点で伺います。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 1点目の高校生へのＪＲ利用支援での意義と支援内容という点についてお答えを申し上げます。

今年度から苫小牧市から鵠川高校に通う生徒に対し、ＪＲの定期券を給付しているところでございます。自宅から最寄りの苫小牧市内の駅から鵠川駅までの定期券を給付しており、

現在の給付対象生徒は74名でございます。

これは生徒の利便性向上、保護者の負担軽減を目的とした入学生徒確保対策、高校振興対策として行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうから、御答弁させていただきたいと思います。

2点目の料金引き上げに関する御質問についてでございます。

御承知のとおり、ＪＲ北海道につきましては、年400億円規模で営業赤字が発生してきております。消費税率の引き上げとあわせ10月1日から運賃改定を行うことが発表されているかと思えます。

町としましては、ＪＲ北海道による最大限の経営努力、経営自立、こういったところを引き続き目指した取り組みの推進を前提とした上で、安全の確保、鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区を守るために、今回やむを得ないものと考えているところでございます。

次に、3点目の御質問でございますが、繰り返しになりますが、まずはＪＲ北海道の主体的責任、ここにおいて経営努力というのを前提としながら、国が中心的な役割を果たす必要があると考えております。しかしこれまでどおり、ＪＲの取り組みや国の支援だけでは、持続的な鉄道網を確立することは困難である状況ともされております。国の支援を継続するための2年後の法改正に向けては、ＪＲと地域、これが一体となった取り組みが求められていることから、法改正までの2年間に限り東胆振1市4町としても、他の維持困難線区と同じく、定時性や利便性、快適性の向上など線区を維持するため、利用促進に資するものに限定した取り組みの方針、方向性について合意をしたところでございます。

負担の内容等でございますが、新聞報道にもありますように、北海道において関係者会議の結果や、他県の鉄道支援の例などを参考にしながら、年間の支援額を、北海道でございます、2億円として各線区の支援額も北海道が算出しております。北海道が、2億円の内訳は1億4,000万、沿線市町村が6,000万円とされております。

なお、各線区におけます沿線市町村個々の支援額につきましては、各線区の協議会等で今後決定することとされております。

次に、4点目でございます。

ＪＲ日高線、鵲川様似間沿線地域の公共交通に関する調査検討協議会が取りまとめた報告



書、ここにおいて鵜川日高門別間で運行を再開する場合、初期費用として復旧費や折り返し運転をするための設備、改修費でございますが1億6,000万円、また、維持管理や赤字対策の費用、ランニングコストとして年間3億2,000万円が必要であるとされております。

なお、鵜川様似間について、ＪＲ北海道が提案しているバス転換におけます支援策というのも考慮しながら、日高管内7町共通の鉄路の方向性というものを取りまとめる予定と聞いておりますことから、引き続き今後の開催される、予定されております、日高管内町長会議の議論、これを一つ注視しながら東胆振首長懇談会の中で、しっかりと情報共有を図って今後の対応を協議してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

若干再質問をさせていただきますが、1つは、鵜川苦小牧間で鵜川の支援、本当にこれは、子どもたちや、父母の皆さんにも喜ばれておるということも私も伺っておりますが、これが、70名を超える数で、現場のほうで、現場といいますか、学校側のほうのいろいろ情報を聞きますと、今後、部活等々の関係の中で、さらに、バスからＪＲのほうにシフトするというような子どももおるようだというふうに聞いております。

そういうふうな状況の中で、10月1日から消費税の増税っていうことを、前提にしてですが、運賃の値上げということになるわけですね。苦小牧鵜川間で110円上げるそうです。全体的には、大きいところで30%からの運賃値上げということも言われておりますが、こうした状況の中で、本町この支援をしているんですが、こうなるとどれぐらいの負担増になっていくのか、改めて計算すれば簡単なことですが、改めて伺っておきたいというのが第1点であります。

それから2つ目に、このＪＲ北海道の地方路線存続ということも含めて、日高線を含めて法改正が行われる、いわゆる路線問題に係っている内容が変わる、2年間に限ってというような状況でありますけれど、負担をすると。今、町長は400億円の赤字ということを言われました。しかし、この400億円の赤字をよく見ると、これはＪＲの地方路線ではないと思うんですね。私はその内容をどんなふうに捉えているのか伺っておきたいというふうに思います。

それから、3つ目ですが、そういう上に立って、いずれにしても負担を自治体や道民にかぶせるっていうこれ自体、今、町長は、ＪＲが主体的に責任を果たしていくというこ

とを前提にして、その上で国の支援も求めていくというふうにおっしゃいましたけれども、私は何よりも、これらの問題では、国の責任をしっかりと果たさせる、そういうものにしていくべきだというふうに思っているんですが、その点で改めて伺います。

なぜこういうふうなことを言うかということになれば、この問題の根本的な本質、ＪＲ北海道が、先に言いますけれども、新幹線を含めて400億円の赤字なんです。これらがなぜこうなってくるかという問題の中に、最も根本は、このＪＲ北海道をつくったときの、いわゆる国鉄の分割民営化問題があります。そして、そのときに赤字だったということはわかってい たんですから、それを安定化させるためにということで、運用益の益金支給というようなことを赤字対策とやってきました。これが半減して、もたなくなったという状況になっている。そして新幹線の赤字。こういういわゆる全てが国策絡み、これまでの政権が行ってきたこの 鉄路対策が全部失敗しているんです。

そういう状況の中で、今、北海道の地方の自治体、そして道民の皆さんに値上げという形で負担をさせるという。こういう、もう、本当に許されない状況なんです。通学で通う子どもたちは、高い人が1万円も負担が広がると言っています。こういうふうなことをやらしてはいけないんです。やっぱり、強く国にその責任をきっちりと求めていくということをしな ければならないと思いますが、改めてその点を伺っておきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 1点目の質問についてお答え申したいと思います。

高校生に対しましては、現在、6カ月定期を給付しているところであります。最長が6カ月ということでございまして、6カ月を年間2回ということになっております。

今回の値上げで、6カ月定期、駅がそれぞれ沼ノ端ですとか苫小牧ですとかいろいろありますので、一律ではないんですが、およそ9,000円強の値上げが予定されているところでありまして、現行74名という形で推移いたしますと、半年で70万円程度の負担増ということになると思います。年間2回ということになりますので、値上げ後は年間140万円程度の負担増になるというふうに予測しております。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ＪＲの収支見込みの中での400億円の内訳でござい ますけれども、内訳内容は特に押さえてございません。ただ、日高線に係る赤字分ということで、およそ4億円というふうに聞いてございます。

今後の見通しにあっても、向こう5年間約400億円台の赤字を見込むというようなことになってございまして、これは議員おっしゃるとおり、JR全体の経費に係る部分というふうに押さえてございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、基本とするところ、前提とするところはあくまでもJR北海道による最大限の経営努力、そして、経営自立を目指した取り組みの推進、これが前提とされるかと思います。加えて、この間の歴史的な経過といったところをたどるのであれば、本道の持続的な鉄道網の確立に向けては、先ほどのJR北海道の自助努力というのを前提にした中で、国の実効ある支援というのが、必要不可欠と捉えているところでもございます。これは、全道の町村会としても、こういったところを視点にした要請というのも引き続き行ってきたところでもございます。

議員御案内のとおり北海道鉄道活性化協議会というのが、国が責任をもって基本ですけれども、支援を行うべきといった基本方針をもとにしながら、公共交通の利用促進に向けてのオール北海道としての運動展開とともに、持続的な鉄道網の確立に向けては、先ほどの自助努力、そして国の実効ある支援、繰り返しますけれども、必要不可欠であるということの展開をこれからも進めていければなと思っているところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 基本的には、今、竹中町長が述べられた方向ね、これやっぱり、きちんと我々は、私どもともども追求していきたい、そういう方向を何としても導き出さなければ、北海道は大変なことになるというふうに私は思っております。

そこで400億円の赤字の問題ですが、詳しい中身は承知していない、仕方ないことかと思いますが、ちょっと述べておけば、この400億円と言われますけれども、この赤字の先日の北海道議会の交通部運輸委員会の中で出された資料を見ると、地方路線の赤字は年間160億円だそうです。そのほかに新幹線の赤字が年間100億円。さらに、新幹線にかかわる整備費用これが50億円。これらを含めて400億円というふうに言っているんですよ。ですから、この道民が、本当に多くが利用する地方路線については、こんな400という数字じゃないんですね。やっぱりここら辺のところもね、はっきりさせながらやっていかなきゃならないというふうに思いますし、さらに、この今度の料金改定の問題で中身を見れば、あれでしょ、札

幌までの新幹線の延伸、延ばすという状況の中で、それを5分間縮めるために新たな工事を120億円かけてやるっていうんですよ。こんなばかな話ね、要らないんですよ、道民には。そんな金があるんだったら地方の赤字に回してくれ。地方の鉄路を守れ、というふうに私たちは言っていかなければならないということをつけ加えておきたいというふうに思います。

そういうことを述べて、日高線問題を終えて、2つ目の災害対策に移りたいというふうに思います。

災害対策については、重なる部分等々もあろうかと思いますが、1つは、通告の内容ですが、住宅再建が最大要望と見られます。要望の把握対応を伺います。緊急復旧対応を含めて、改めて説明を伺いたいというふうに思います。

2つ目には、心のケアの取り組みについて伺っておきたいと思います。

この問題で、3月第1回定例会で私、質問させていただきました。るる取り組みの方向性、取り組み内容について、このときも伺いました。そして、今度の、あす審議されるであります補正予算の中で、それらにかかわっても出されております。

そこで、この間、どのような取り組みをされてきたのかということを改めて伺いたいというふうに思うのであります。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 住宅関係について、私のほうからお答えしたいと思います。

住宅再建につきましては、復興計画の中でも重要な課題とすべきことと考えております。

応急ではいち早く仮設住宅を整備するべく、北海道の冬という特性を踏まえまして、入居基準を半壊以上とするように要請活動を行いました。半壊以上の家屋はどれくらいあるのかを把握する前に、1期工事、2期工事と分けて発注するように働きかけ、早期の建設に努めてきたところです。

また、復旧につきましては、救助法での半壊以上の世帯の応急修理費のほか、町単独事業としまして、応急修理費補助金を活用いただいているところです。

以降につきましては、5番議員の御質問でもお答えさせていただきましたけれども、アンケートと町長との懇談会を通じ、把握に努めてきております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから心のケアの取り組みについてお答えさせていただきます。

震災後の心のケア対応につきましては、発災直後より北海道や臨床心理士会の協力を得て推進しています。個別相談のほか、子どもの心のケア講演会、心の健康アンケート、リラクゼーションルームの開設、広報掲載や折り込みによる周知などを実施しています。

今年度の対策としては、国の補助事業である地域自殺対策強化交付金事業のメニューにあります災害時自殺対策事業が、発災からおおむね3年間、10割補助に活用できることから、これを財源にして継続事業を予定しています。

内容としては、臨床心理士会の協力を受けて、巡回ドック時に心の健康アンケートを継続実施し、結果分析と個別の支援、心の健康相談日の開設、リラクゼーションルームの開設を予定しています。

また、啓発リーフレットの作成や関係機関研修会の開催も検討しています。

さらに、北海道の協力を得ながら、発災後から実施している支援者支援の継続として、町職員の心の健康についても面談等を予定しています。

被災後の心のケアにつきましては、単年ではなく、中長期的なかかわりが重要で、現在の訪問活動の中でも揺れに敏感であったり、睡眠不調が続いている方も見受けられる状況です。過去の災害においても、数年後に自殺者が多くなることも踏まえ、長期的な対策について考えてまいりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 議場内の気温が上昇しておりますので、上着の着用は自由といたします。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 災害対策の住宅対応について伺いますが、先ほどの質疑、議論の中で、町長も答えておりました国等々への要望等の問題について伺っておきたいと思います。

国の災害支援法に基づく対策というのが幾つかありますけれども、しかし、まことに残念なことに、国のほうは災害の規模によって、壊れた住宅の数だとか、亡くなった人の数だとかそういうものによってその対応が違ってくというのが実態です。やはり、ここら辺に国民一人一人にとってみれば、多数の被害が受けようが、被害の大きさが小さかろう、数が小さかろうが、国民一人一人の被害を受けたことは変わらないはずなのに、違うという問題、矛盾があります。そこで町として、これらについて、どういうふうな国等々への要望等をしているのかということについて伺いたいと思います。

例えば、災害公営住宅は、だめだよというようなものでありますね。これらについてどの

ような要望をし、その上で対応をどう考えていくかということになろうかというふうに思うんですけど、それは含めて伺っておきたいと思います。

それから、心のケアの問題で、1点だけ伺っておきたいと思います。

これは、詳細は補正予算等々もありますから、その中でまた聞く機会もあろうかと思いますが、この間、どのような、3月以降今言われた内容も含めて、住民との対応で具体的にどのようなことをやってきたのか幾つか伺って、あれば伺いたいというふうに思っています。

例えば、私も先日、仮設の皆さんとお話をさせていただきました。そうすると、ある人は最近になって、隣近所の皆さんともお話もできない、いわゆる引きこもりのような形でこもったような状況になっている。大丈夫なんだろうかというようなこともあります。聞いたら、保健師さんなども行っているようだというふうに伺っておりますけれども、そうした実態はどうつかまれているのかという内容を含めて伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 9月6日のもう発災から280日が、本当に、もう過ぎたんですね。この間、各国会議員の皆さんも含めて、いろいろと現地視察にも来ていただいて、都度要望を行ってきているところでございます。

そこで、今現在の、これからまた新たにということにもなりますけれども、今現在のまずは順番を追っていきます。少し長くなりますけれども、北海道から国に対してということでの関係でございますので、被災者住宅の再建、これはまず北海道として、まずは、応急仮設住宅の供与について、先ほど議員も述べられておりましたけれども、災害救助法に基づく応急救助として要した費用、これを全額国庫負担にしてくれというのが1つ。

それから、被災した住宅の修繕、再建に対して手厚い支援を行うとともに、生活福祉資金の災害援護費を無利子扱いにすること。今言っているのは、北海道から国に対してです。

そして3点目が、応急仮設住宅入居者の、先ほどのやりとりでも申し上げました供用期間終了後、自力で住宅を確保することが困難な被災者の方々のための恒久的な住宅確保に向けた災害公営住宅等の整備の予算を確保すること、これは町も道も同じでございます。

そして、被災者の生活支援では多くの災害廃棄物、これが発生している現状、被災自治体として財政基盤というのが脆弱であり、廃棄物処理事業についての補助率のかさ上げ及び特別交付税の拡充、さらには、一概に大きい、小さい被害等の程度というんでしょうか、そこを比較論評ではなくて、これまでの震災と同様に、大規模半壊、そして、半壊の家屋に係る

解体撤去費用というんでしょうか、こういったところについても補助対象とせよと、地方負担の軽減を図ることというのが、町と同様な趣旨のものも含めてですね、道から国に我々も含めた中で要望活動、提案が行われているところでございます。

そこで、町としてはどういうふうな、今の関係で要望しているのかということでございます。これはむかわ町もそうでございますけれども、被災3町として、国への要望提案ということでお含みを願いたいかと思います。

まず、応急仮設住宅等の、入居者が供用期間終了後も、安心して恒久的な住まいに入居できるよう、自力で住宅を確保が困難な方々のための恒久的な住宅、例えば災害公営住宅棟、こういったところの例も掲げながらその整備に必要な予算を確保するとともに、指定要件の緩和、さらには被害程度の区分、収入分位の緩和など、地域の今回の地震の実情に応じた柔軟な対応を引き続き、これまでも要望してきているところでもございます。

重ねて申し上げますけれども、我が町におきましても、住宅確保は喫緊の課題でございます。加えて人口減少、そして、流出というのが続くことが懸念されることから、被災地実情の合わせた国の向き合い方、柔軟な対応というのを要望提案しているところでございます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 3月以降の取り組みということでお答えさせていただきます。

まず、仮設住宅に関しましては、月1回の健康相談というものを継続してボランティアの看護師さんのほうに続けて実施させていただいております。あとは、ボランティアの方が入った中でのお茶会みたいな形での話の場であったりとかをもっております。あとは、見守り支援センターのほうで必要な方につきましては、たまに声かけを個人宅のほうにお伺いしてさせていただいているというところですが、なかなか仕事されていていらっしゃる方も多くて、会えないというところの実情もあるのは実際です。

やはり談話室のほうでたまに集まりがありますと、久しぶりに会ったねということで話ができてよかったという声が聞かれておりますので、仮設談話室での何か取り組みができないかというのは、今後考えていきたいというふうに私どもも思っているところです。

あと一般住民につきましては、今ボランティアのほうで入っております在宅支援訪問プロジェクトというのがあります。穂別地区のほうで6月までで訪問のほう実施を終了したところです。鵜川地区のほうにつきましては、7月から順次土日をかけながら10月ぐらいまでの間で訪問を実施しながら、ニーズとか健康状態について把握をしていきたいと思っております。

ますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 災害に係る住宅等の問題については、そういう方向で私どももともに努力をしなきゃならないだろうなというふうに思っておりますし、やっぱりそういうことを住民にも知っていただきながら、やっぱりそういう流れをともに作り出していこうという、そういう取り組みが必要じゃないかなというふうに思っているところであります。

改めてこれに関連して伺いますが、建物の関連で公費解体は既に4月末で受付が終わっていて、事業そのものも今月末が最終だよという案内をされております。

しかし、いろいろ聞きますと、町民の皆さんの中にはどういう形なのか、そういうことはなくていいと思ったのかどうかわかりませんが、罹災証明なりやっていなかったという人たちがやっぱりいました。そうした人たちを私も数件聞いておりますが、そうしたことについて今後、解体等含めて何らかの対応を図る、あるいは検討するという事はないのかどうか改めて伺っておきたいというふうに思いますし、こういうふうな中で、一部損壊の人たちを含めて、これから住宅リフォーム等々を行っていくということになるわけでありまして、今、我が町がある、いわゆる安心リフォームの支援事業、これだけではなくて、災害にかかわって、国への要望との関係もありますけれども、独自のやっぱりそういう方向性というのは何らかの形で、プラスもつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、そういう検討というのはなされていかないのか、考え方はないのか、改めてこの際、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 罹災証明の関係についてお答えをしたいと思います。

罹災証明の受付については、もう既に3月いっぱいまで終えているという状況でございます。これについては、基本的には延長する考え方はないということでございます。2月の余震によって被害拡大をしたということを受けまして、3月いっぱいまで延ばしてきたという経過がございますので、一定程度その中で対応してきたものというふうに考えてございます。

また一部損壊に係る住宅リフォームの関係については、これまで町独自の修理費助成という中で対応させていただいておりました。リフォームということになれば、またちょっと大がかりな話になりますので、この辺についても、どれだけ町民のニーズがあるのかということ、実際にはちょっと押えておらないという状況でございますので、そういう点におい



て、今後こういう声が大きくなるのであれば、またそれはそれで調査をしていかなきゃならないことなのかなというふうに思っていますけれども、今の中では具体的にやるということにはなっておりませんので、その点についても御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから公費解体の期日の関係で、一言説明させていただきます。

先ほどの中で3月末というお話だったんですが、公費解体の受け付けにつきましては6月末までの申請受け付けをしておりますして、解体については9月末まで完了という形でただいま動いております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） わかりました。

次に、3つ目の問題について質問をさせていただきます。

鵠川河口についてということで頭出しをさせていただきましたが、中身は非常に複雑なものがあろうかというふうに思います。

まず、鵠川河口にかかわっての問題ですが、御存じのように鵠川河口は本流とそれから、鵠川地区市街地と言われるところから出ている6線排水、さらには、鵠川川と言うんですか、この役場の横を通っている昔のナナシ川ですが、これらの小河川が河口付近で合流するという形になっております。

先日、住民の方から、その河口が下がったと、それによって水位が増して、その付近の牧草地が浸水しているというお知らせがあって、私もその現地を見に行きました。その折に、非常にこの河口の変化を改めて知ることになります。お聞きしますと、この数十年間でこの河口を中心とした付近の海岸線は400メートルほど陸地が削られているんだという状況でございます。潮の流れが変わって河口の閉鎖も続くというような状況にあるようでございます。これらについてこういう状況がやはり、我が町の大事な産業であります漁業資源、とりわけシシャモ等に非常に大きな影響を与えるんじゃないか、与えていると思うとこれまでも言われておりますが、そうした問題、あるいは私の記憶では、あの苫東開発が始まるころに、大きな話題を呼んだ干潟の問題ですね。これは非常に貴重な自然の宝であります。これもかなり小さくなって、わずか残るというような状況になっております。これらの問題をとこと

ん保存していくという必要があるかというふうに思っているんですが、これらについて、町としての直接的な問題ではありませんが、やはり、関係機関等との対応はこれまでも協議されていると言っていますが、それらについてどのように対応されてきたのか、改めて伺いたいと思うのであります。

2つ目には、河川にかかわってであります。本町として、鵜川の upstream 穂別川そして穂別川 upstream の穂別ダム、ここにこの upstream の国有林が乱伐されたという状況の中で、土砂が相当穂別ダムに流入するそれが流れ出て、むかわの養殖漁業として期待されていたホタテ漁が壊滅したというのが過去の被害の経験としてあります。

そういうことが、再び心配されるような状況が私にはくるのではないかというふうに、今、不安視をしています。それは、ことし国のほうで、国会で改正が進められたいわゆる国有林野法の改正であります。これは、この国有林野法の改正によって国有林の一定の部分、50ヘクタールぐらいと言われておりますが、そういう規模で特定の大規模な事業者がこの事業委託できるっていうのは、法改正が行われました。これについては森林関係者や専門家の皆さんからは相当危険な内容だという厳しい指摘も出されているんでありますけれども、しかし、法は通されました。残念ながら。こういうことになると私たちの町として、穂別ダムの upstream にある国有林で同じようなことが起きた場合に、さらに、川を荒らしていく、それがやがて海へというこの過去の苦い教訓も再びつくり出すような状況が心配されるわけであります。

これらの問題について、川を守る、清流を守るという立場から我々としてもいろいろとその対応を図っていかなくちゃならないんじゃないかと思っているわけではあります。その辺についてどのような見解を持っているか伺っておくものであります。

○議長（小坂利政君） 本来であれば、休憩を挟んで質疑がある予定でありますけれども、後の持ち時間の範囲からしてもそれほどかからないという見解があります。

よって、終了まで継続して一般質問を続けたいと思います。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ①の鵜川、過去についての関係機関との対応、この関係について私のほうからお答えをさせていただきたいかと思います。

②の山からの土砂流入につきましては、担当のほうに後ほどお答えということで御理解をいただきたいと思います。

現在、一級河川、鵜川河口につきましては、町魚のししゃもなど産卵のため海から川に遡上する上で重要な連絡路でございます。また、渡り鳥等の餌場として貴重な場所となっております。

ります干潟の形成箇所、そして鵜川市街地においての雨水排水路の放流口が接続している場所でもございます。

鵜川河口につきましては、河川管理者の室蘭開発建設部、定期的に河川パトロールを行っており、毎測、形状の変化の際は状況に応じて維持管理に対応してきているところでございます。また、町としましても、この箇所におきましては天候状況、定期的なパトロールを実施しておりまして、管理者である室蘭開発建設部と情報共有に努めてきているところでもございます。

関係機関との対応でございますが、鵜川漁協との情報の交換、共有、そして、鵜川河口干潟につきましては、御存じのとおり町内の自然愛好者による団体、さらには、国そして道、そして町とこの中での4者間での意見交換、勉強会を定期的に開催し、干潟での除草活動だとか自然学習による地域づくりの人材の育成など、さまざまな面にわたり活動に取り組んできているところでもございます。

また、国、北海道、町さらに、研究機関、この4者におきまして、鵜川周辺海岸の保全について意見交換というのをこの間継続しているところでもございます。海岸侵食、そして干潟などの情報の収集、今後の課題解決に向けた連携強化というのを図っているところでもございます。

今後の対応につきましても、それぞれの取り組みというのを踏まえ、状況把握をした中で、関係機関と連携を行い、鵜川河口部における機能、確保に向けた維持管理に努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） ②の御質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

御質問は、今月5日に国会においてその一部改正が成立した、国有林野の管理経営に関する法律についてのことと思います。この改正により、国は基準に適合した林業経営者に対し、10年を基本とし、50年を上限とした期間について国有林野内の指定した区域内の樹木を採取する権利を設定できることとなったところです。当面、全国で10カ所程度、計数千ヘクタールの区域を想定しているとのことですが、国有林を管轄する森林管理署に確認したところ、むかわ町内の国有林が対象となるかどうかといった情報は今のところ入っていないという情報です。

同改正の施行は令和2年4月1日であり、詳細については今後検討が行われるということ

から、森林管理署等との連携の中で積極的に情報の入手に努め、必要に応じ国に対して申し入れを行うなどの対応をとってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） まず、2つ目の国有林の国有林野法の改正に基づいてのことでありますが、私が危惧しているのは、確かに今のところ、当地域でのそういうものはないだろうというふうに思いますけれども、これがどんなふうになるかというの定かではないんですよね。それから、今答弁されたように、50年スパンにわたって、これらを特定の事業者に預けるっていうようなことができるという内容なんですよ。この地域でも山でそういう事業を行うのは大きいじゃないんです。みんな小さな業者なんです。特定の業者ということになれば、地元関係ではとらないと思います。そういう、その大規模な、大手会社といいますか、そういう事業者にあるということなんで、これらが本当にそのまま進められて我が町に関係するような国有林でやられたら、本当に大変なことになるというふうに思っております。太田さんは新しく来た人ですから、わからないかと思いますが、我が町として10数年前に、鵜川漁協が最大のこれからの漁場、漁業となるであろうというホタテ養殖事業、非常にすばらしいものになった、これが、あの大雨災害の土砂流入、海への流入で全滅した。漁業8,000万、飼料代だけでもこれはパーになったんです。大変な思いをしたという経過があるんです。これ、ぜひ学んでいただいて、そういうことが繰り返さないように、ぜひとも注意をして働きかけをお願いしたいというふうに思っております。それが第1点です。それは答弁はなくて結構です。

鵜川河口の問題についてでありますけれども、私も久々に行ってみて、現地を見てびっくりしたのは、干潟の部分が非常にこう小さくなって、ゴ貝はたくさんあるようなんで小鳥たちは寄ってくるということにはなっているんですけども、現状のままでいくと、もう、いわゆる、鵜川からの小河川が出ている部分が海岸とほぼ接しているという状況までになっちゃっているんですね。これでは早晩干潟のところまで削られていくような、そういうことも、心配されるという事態があります。やはり今、町長の答弁の中でいろいろ関係機関との情報共有等々がやられているということでもありますけれども、やっぱり、ひとつの今、この災害の中でいろんな課題はありますけれども、やはり将来的なものを見ながら、こういうものについてを関係機関等々、強くやっぱり働きかけをしながら、町としては大変なことですから

できませんけれども、やはりその対応を図っていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ぜひ、その点での努力をお願いしたいと、御答弁があれば伺っておきたいというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何度か、もう議会で鵠川河口等も含めてやりとりがあったかと思えます。

最初答弁で述べましたように、国、北海道、町そして研究機関の4者、この、鵠川周辺海岸の保全についての意見交換会でございますが、10年ほど前から継続して実施が行われております。鵠川海岸の侵食干潟などの情報収集、課題解決に向けた活動を行ってそれをもとにしながら、苫小牧地方総合開発期成会等々で国に現状と要望を行ってきているところでもございます。このような4者間での取り組みというのは、調べたところ北海道では唯一鵠川海岸だけであるというふうなことも情報提供されております。

また、自然愛護団体などとの連携している鵠川河口干潟に係る勉強会、こういった中にも国も積極的に意見交換の場に入っているところでもございます。こういった日ごろからの顔の見える関係づくりを通して、よりその環境保全に向き合うような活動に努めていければと思います。あわせて、今回、災害を受けた町として、震災前よりも災害により強い河川であり、そして海岸であるというんでしょうか、まちづくりの環境づくりに向け国土強靱化の観点からも海岸の保全対策の活動に今後も取り組みながらその推移というのを見定めて、国、北海道への要望提案に引き続き行っていきたいなと思っております。

御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） これからの課題として3つの点で今回質問させていただきました。

最初の日高線の問題でも、もっと力を入れてお願いしたいと思いますし、ただその中で、一つ質問するの忘れていた問題を最後につけ加えて終わりたいと思いますが、この負担、2年間に限ってということで、報道の中には全体として40億程度になるんじゃないかという報道すらあります。しかし、そうはならないだろうというふうに思っておりますが、きちっとその辺のところを明確にさせていただきたいというふうに思いますし、何よりも、やるにしても2年間ということを町長述べられました。しかし、今心配されているのは、これが2年だ

けではなくて、恒久化されてはかなわないぞというのが道内多くの皆さんの願いだというふうに思っております。

本当に、そういうだまし討ちみたいなことにならないように、ぜひとも頑張ってもらいたいということを最後に申し上げて終わりたいと思いますが、何か私のほうは、もうこれで質問終わりますが……

〔「なし」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） よろしいでしょうか。

では、終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時といたします。

散会 午後 3時12分

## 令和元年第 2 回むかわ町議会定例会

### 議 事 日 程 （第 2 号）

令和元年 6 月 2 1 日（金）午前 1 0 時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 7 号 平成 3 0 年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 2 報告第 8 号 平成 3 0 年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 3 報告第 9 号 平成 3 0 年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 4 報告第 1 0 号 平成 3 0 年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 7 同意第 2 号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 8 議案第 4 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件
- 第 9 議案第 4 1 号 むかわ町森林環境譲与税基金条例案
- 第 1 0 議案第 4 2 号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 1 1 議案第 4 3 号 むかわ町基本基金条例の一部を改正する条例案
- 第 1 2 議案第 4 4 号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 3 議案第 4 5 号 むかわ町穂別地球体験館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案
- 第 1 4 議案第 4 6 号 むかわ町穂別地球体験館サイエンスガイドの報酬及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案
- 第 1 5 議案第 4 7 号 むかわ町穂別地球体験館ギャラリーの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例案
- 第 1 6 議案第 4 8 号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 4 9 号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 5 0 号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 5 1 号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

第20 議案第52号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）

第21 議案第53号 動産の取得に関する件

第22 議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件

議員等提出事件

第23 意見書案第5号 消費税率10%の中止を求める意見書

第24 意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

第25 意見書案第7号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

第26 意見書案第8号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

第27 意見書案第9号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務  
教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤  
・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

第28 所管事務調査等報告の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

第29 閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

（恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

第30 議員の派遣に関する件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（13名）

|     |       |    |    |      |      |    |    |
|-----|-------|----|----|------|------|----|----|
| 1番  | 東     | 千吉 | 議員 | 2番   | 舞良喜久 | 議員 |    |
| 3番  | 山崎満   | 敬  | 議員 | 4番   | 佐藤   | 守  | 議員 |
| 5番  | 大松紀美子 | 議員 | 6番 | 三上純一 | 議員   |    |    |
| 7番  | 野田省一  | 議員 | 8番 | 三倉英規 | 議員   |    |    |
| 9番  | 星     | 正臣 | 議員 | 10番  | 津川   | 篤  | 議員 |
| 11番 | 北村    | 修  | 議員 | 12番  | 中島   | 勲  | 議員 |
| 13番 | 小坂利政  | 議員 |    |      |      |    |    |



欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                    |         |            |         |
|--------------------|---------|------------|---------|
| 町 長                | 竹 中 喜 之 | 副 町 長      | 渋 谷 昌 彦 |
| 支 所 長              | 齊 藤 春 樹 | 会 計 管 理 者  | 藤 井 清 和 |
| 総務企画課長             | 成 田 忠 則 | 総務企画課参事    | 大 塚 治 樹 |
| 総務企画課参事            | 上 坂 勇 人 | 総務企画課幹事    | 梅 津 晶   |
| 総務企画課幹事            | 柴 田 巨 樹 | 総務企画課幹事    | 西 幸 宏   |
| 町民生活課参事            | 飯 田 洋 明 | 町民生活課幹事    | 菊 池 恵 美 |
| 健康福祉課長             | 高 橋 道 雄 | 健康福祉課幹事    | 今 井 喜代子 |
| 健康福祉課幹事            | 藤 田 浩 樹 | 産業振興課長     | 酒 巻 宏 臣 |
| 産業振興課参事            | 太 田 剛 雄 | 産業振興課幹事    | 東 和 博   |
| 産業振興課幹事            | 松 本 洋   | 建設水道課長     | 山 本 徹   |
| 建設水道課幹事            | 江 後 秀 也 | 建設水道課幹事    | 相 澤 秀 彰 |
| 建設水道課幹事            | 佐 藤 琢   | 地域振興課長     | 石 川 英 毅 |
| 地域振興課参事            | 田 所 隆   | 地域振興課幹事    | 長谷山 一 樹 |
| 地域振興課幹事            | 菅 原 光 博 | 恐竜ワールド戦略室長 | 加 藤 英 樹 |
| 恐竜ワールド戦略室主幹        | 櫻 井 和 彦 | 地域経済課長     | 吉 田 直 司 |
| 地域経済課幹事            | 高 木 龍一郎 | 地域経済課幹事    | 西 村 和 将 |
| 国民健康保険<br>穂別診療所事務長 | 藤 江 伸   | 教 育 長      | 長谷川 孝 雄 |

|                      |         |               |         |
|----------------------|---------|---------------|---------|
| 生涯学習課長               | 八 木 敏 彦 | 教育振興室長        | 田 口 博   |
| 生涯学習課<br>主 幹         | 上 田 光 男 | 生涯学習課<br>主 幹  | 佐々木 義 弘 |
| 選挙管理委員<br>会事務局長      | 成 田 忠 則 | 農業委員<br>会事務局長 | 鎌 田 晃   |
| 農業委員<br>会事務局<br>支 局長 | 高 木 龍一郎 | 監 査 委 員       | 数 矢 伸 二 |

---

#### 事務局職員出席者

|         |       |     |         |
|---------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 今 井 巧 | 主 査 | 長谷山 美 香 |
|---------|-------|-----|---------|

---

### ◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

議事日程に入ります前に、昨日の1番、東議員の復旧の進捗状況に関する一般質問において、林業関係の被害状況等に係る再質問に対する報告の発言が求められていますので、これを許します。

太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 昨日の御質問に回答いたします。

質問の内容といたしましては、治山工事業について、ことし実施の3カ所と来年要望の9カ所の面積を教えてくださいというのが第1点。

第2点といたしましては、むかわ町内の森林のうち、被災した森林の面積を教えてくださいというのが第2点と思います。

まず、治山事業の面積につきましては、事業主体の北海道胆振総合振興局に確認しましたが、地すべり対策等の工事については面積であらわせますが、治山ダム等の設置については、工事面積としてはあらわせないとのことでした。

今年度の3カ所のうち、面積としてあらわせるのが2カ所、合計0.23ヘクタールです。来年度要望の事業につきましては、9カ所全てが治山ダムでありまして、工事面積としてはあらわせないとのことでした。

次に、むかわ町内の森林の被災面積についてですが、むかわ町の全森林面積約5万6,600ヘクタールのうち、被災森林の再生に向けた対応方針の中で示された林地崩壊面積は529ヘクタールです。この林地崩壊面積は航空写真等をもとに把握した数値となります。

この面積の所有別では、道有林が375ヘクタール、町及び民間所有の一般民有林が154ヘクタールとなります。国有林の被害はありません。林種別で見ますと、人工林が99ヘクタール、

天然林等が430ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

したがって、本件は報告済みとします。

---

#### ◎報告第7号から報告第10号の一括上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、報告第7号 平成30年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から日程第4、報告第10号 平成30年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件の4件を一括議題とします。

報告第7号から報告第10号までの4件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第7号 平成30年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から、報告第10号 平成30年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件まで、一括して御説明を申し上げます。

最初に、報告第7号 平成30年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書は1ページをお開き願います。

本件は、平成30年度一般会計歳出予算の経費のうち、一部を翌年度に繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、まず、2款総務費、庁舎間通信ケーブル用共架更新事業につきましては、北海道電力による変電所及び電柱移設工事が平成31年2月まで実施され、その後の共架は環境の変化に伴い再設計が必要なこととなりますことから必要額2,194万円を繰り越しするもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

支障光通信ケーブル移設事業につきましては、国営かんがい排水事業鶴川地区実施に伴い、平成30年8月に町有光ケーブルの移設工事を行いました。が、北海道胆振東部地震により作業が中断され、移設先の橋は現在もかけかえ中でありましてことから必要額356万5,000円を繰り越しするもので、繰越財源は工事移設補償費236万5,000円と一般財源120万円でございます。

町勢要覧製作事業につきましては、地震の影響により必要とする業務機関が確保できないことから必要額220万円を繰り越しするもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

3款民生費の被災住宅応急修理事業につきましては、被災者住宅応急修理助成等を行うものですが、罹災申請の再受け付け開始や再調査による対象世帯数が増加する可能性があり、応急業務委託料や被災住宅に係る修理業者の手配がつかないことにより年度内完了が見込めないことから必要額3,000万円を繰り越しするもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

4款衛生費の災害等廃棄物処理事業につきましては、損壊家屋解体事業が令和元年6月末まで継続されることから、これまで排出された廃棄物の処理に時間を要すること、また、解体作業を継続的に行うため必要額2億7,702万4,000円を繰り越しするもので、繰越財源は国庫支出金8,590万円、地方債1,710万円と一般財源1億7,402万4,000円でございます。

5款農林水産業費の被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、被災した農業機械施設等の補助事業でございますが、事業完了見込みが令和元年度となるため、必要額10億3,000万円を繰り越しするもので、繰越財源は道支出金7億40万円と一般財源3億2,960万円でございます。

強い農業づくり交付金事業につきましては、JAむかわ乾燥調製施設整備に係る交付金事業でございます。事業主体の整備年度が令和元年度となるため必要額8億2,828万6,000円を繰り越しするもので、繰越財源は全額道支出金でございます。

農業基盤整備事業につきましては、農地耕作条件改善事業関連、道営農村地域防災事業及び道営水利施設整備事業でございます。令和元年度に施工するための必要額2,718万4,000円を繰り越しするもので、繰越財源は道支出金1,135万7,000円、地方債920万円と一般財源662万7,000円でございます。

集落センター駐車場等整備事業につきましては、川東第1集落センター駐車場整備工事及び各集落センター内段差解消工事について年度内の施工ができないことから必要額148万8,000円を繰り越しするもので、繰越財源は全額一般財源となっております。

林業・木材産業構造改革事業につきましては、資材導入に日数を要し年度内完了ができないことから必要額3,859万6,000円を繰り越しするもので、繰越財源は全額道支出金でございます。

ししゃもふ化場整備設計事業につきましては、整備に係る実施設計に一定期間を要することから必要額2,792万円を繰り越しするもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

6款商工費の仮設店舗整備事業につきましては、開設後に必要となりました設備整備、また、外構の整備に時間を要することから必要額1,183万5,000円を繰り越すもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

7款土木費の都市計画区域マスタープラン改定事業につきましては、被災により都市区域マスタープランの改定内容の見直しが必要となり、今後策定する復興計画との整合性を図るため業務期間を延長し必要額59万円を繰り越すもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

8款消防費の空家対策計画策定業務につきましては、北海道胆振東部地震により計画策定業務がおくれ、協議会関連に係る業務の実施が令和元年度となるため必要額264万6,000円を繰り越すもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

9款教育費の三角点測量鵠川基点記念事業につきましては、モニュメント設置に合わせ記念事業を実施する予定でありましたが、北海道胆振東部地震により未開催となったため、記念事業を実施するための必要額138万円を繰り越すもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

10款災害復旧費は、いずれの事業も実施に当たり施工計画及び調査等に時間を要することから、補助対象事業を含み、年度内完了が困難なことから繰り越すをしますのでございます。

まず、さくら認定こども園災害復旧事業につきましては、必要額830万円を繰り越すもので、繰越財源は道支出金472万2,000円、地方債150万円と一般財源207万8,000円でございます。

グループホームみのり災害復旧事業につきましては、災害復旧必要額116万円を繰り越すもので、繰越財源は道支出金70万4,000円、地方債10万円と一般財源35万6,000円でございます。

環境衛生施設災害復旧事業につきましては、鵠川斎場災害復旧事業でございまして、災害復旧必要額1億6,565万円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金8,025万円、地方債4,010万円と一般財源4,530万円でございます。

農業施設災害復旧事業につきましては、農道災害復旧等において必要額5,973万2,000円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金2,690万4,000円、地方債930万円、受益者負担金212万5,000円と一般財源2,140万3,000円でございます。

林道災害復旧事業につきましては、災害復旧必要額2億8,646万8,000円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金2億7,107万1,000円、地方債680万円と一般財源859万7,000円

でございます。

道路橋りょう災害復旧事業につきましては、必要額 4 億 3,417 万 8,000 円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金 3 億 5,981 万 7,000 円、地方債 2,330 万円と一般財源 5,106 万 1,000 円でございます。

河川災害復旧事業につきましては、必要額 4 億 557 万 2,000 円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金 3 億 5,705 万 7,000 円、地方債 2,310 万円と一般財源 2,541 万 5,000 円でございます。

公園等施設災害復旧事業につきましては、中央緑道災害復旧において必要額 2,880 万円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金 2,458 万 2,000 円、地方債 150 万円と一般財源 271 万 8,000 円でございます。

公営住宅災害復旧事業につきましては、必要額 2,430 万 3,000 円を繰り越すもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

学校教育施設災害復旧事業につきましては、穂別小学校災害復旧において必要額 9,900 万円を繰り越すもので、繰越財源は国庫支出金 5,420 万円と一般財源 4,480 万円でございます。

庁舎等災害復旧事業につきましては、本庁舎書架の復旧において必要額 3,081 万 3,000 円を繰り越すもので、繰越財源は地方債 2,940 万円と一般財源 141 万 3,000 円でございます。

四季の館等災害復旧事業につきましては、四季の館、商工会館の災害復旧において必要額 1 億 3,936 万 7,000 円を繰り越すもので、繰越財源は地方債 7,770 万円と一般財源 6,166 万 7,000 円でございます。

以上で報告第 7 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第 8 号 平成 30 年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件について御説明を申し上げます。

議案書 7 ページをお開き願います。

本件は、平成 30 年度むかわ町上水道事業会計歳出予算の経費のうち、一部を翌年度に繰り越しを行いましたことから、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づきまして報告するものでございます。

8 ページをお開き願います。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、資本的支出の 1 款水道事業資本的支出、3 項建設改良費の支障水道管移設事業につきましては、北海道胆振東部地震により国営配水

路整備事業が延期となったため、支障水道管移設事業も延期することとなりましたことから必要額2,440万円を繰り越すもので、繰越財源は負担金1,640万円と自己資金800万円でございます。

配水管漏水補修事業につきましては、配水管本管の水道橋の年度内に発覚した漏水による補修工事でございます。完了が年度明けとなることから必要額480万円を繰り越すもので、繰越財源は全額自己資金でございます。

災害復旧事業につきましては、春日浄水場建物災害復旧事業において応札者がいなかったことから、再度施工するに当たり設計内容の見直しに時間を要するため必要額400万円を繰り越すもので、繰越財源は全額企業債でございます。

2款簡易水道等資本的支出、3項建設改良費の災害復旧事業につきましては、事業実施に当たり施工計画及び調査方法検討等に時間を要することから年度内完了が困難なため必要額1,880万円を繰り越すもので、繰越財源は国庫補助金、企業債ともに940万円でございます。

以上で報告第8号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第9号 平成30年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

本件は、平成30年度むかわ町下水道事業会計歳出予算の経費のうち、一部を翌年度に繰り越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

10ページをお開き願います。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、いずれも事業実施に当たり施工計画及び調査、工法検討等に時間を要し、年度内完了が困難なことから繰り越すものでございます。

1款公共下水道事業資本的支出、3項建設改良費の災害復旧事業につきましては、必要額2億5,000万円を繰り越すもので、繰越財源は国庫補助金2億3,475万円、企業債1,520万円と自己資金5万円でございます。

2款農業集落排水事業資本的支出、3項建設改良費の災害復旧事業につきましては、必要額1億5,000万円を繰り越すもので、繰越財源は国庫補助金1億2,000万円と企業債3,000万円でございます。

以上で報告第9号の説明を終わらせていただきます。



続きまして、報告第10号 平成30年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本件は、平成30年度むかわ町病院事業会計歳出予算の経費のうち、一部を翌年度に繰り越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

12ページをお開き願います。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、1款病院事業収益的支出、3項特別損失の災害復旧事業につきましては、事業実施に当たり施工計画及び調査、工法検討等に時間を要し、年度内完了が困難なことから繰り越すものでございます。必要額3,500万円を繰り越しするもので、繰越財源は国庫補助金1,859万円、企業債1,500万円と自己資金141万円でございます。

以上で、報告第7号から第10号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑の順序は報告番号順とします。

まず、報告第7号について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 4ページの、4項の土木災害復旧費のところの公営住宅災害復旧事業の具体的な内容と、それから同じく4ページの2項の環境衛生施設災害復旧費の斎場の部分なんですけれども、12月中にはということでお話がありましたけれども、この予定は早まることはないのかどうか、2点について伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、土木災害復旧費における公営住宅の復旧事業におきましては、公営住宅内における単独の復旧費の繰り越しでございまして、年度内に完成の見込みがちょっと間に合わないということから繰り越している内容でございます。

もう一点の斎場のほうの、現在発注して施工しているんですが、今のところの情報でまだ、早く完成するという情報はもらっていませんので、ちょっと今後の工事の進行の中では早まる見込みはあるかとは思いますが、現在のところはちょっと予定どおり進んでいるというところ

ころでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 公住なんですけれども、具体的にどの団地でというのがわかったほうがいいんですけれども。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） どの団地といいますか、あちこちの団地で窓枠壊れたりの小さな工事の積み重ねとか、床が落ちたのを修繕の積み重ねという形の内容でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 洋光団地なんですけれども、34戸が住んでいらっしゃるということなんですけれども、周辺の草刈り等は先日行われたようなんですけれども、その辺の例えば洋光団地に入っている方の復旧とかという部分は、この中にはあるんでしょうか。そういう対象にはなっていないんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 今回の公営住宅の災害復旧費につきましては、全域の公営住宅の部分で拾っております。その中で詳細の部分については、今ちょっと数字持ち合わせていませんので、御了承いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私もちょうと幾つかお伺いしたいと思うんですけれども、まず第1点は、この繰越明許の判断基準の問題なんです、財源の関係でいえば、国庫支出金、道支出金の絡みがあって、年度内難しいという状況で繰り越しというのは単純にわかるんですが、中身を見ますと一般財源だけで、いわゆる町単独での事業についても相当数この中に含まれております。

例えば空き家対策なんかでいえば、これはできない、おくれたぞということもあるんでしょうけれども、そこら辺のところの繰り越しという判断、単純に考えれば、いろんな一般財源の事業については翌年度の事業計画の中に入れていいんじゃないかという、そういう判断もできるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこら辺のところをお聞きしたいというふうに思うんです。

考えられるのは、一般財源とはいえ、その内訳財源等々の交付税等とのかかわりがあると

か、そういうものもあるかもしれませんが、そこら辺含めて明らかにしていただきたいというふうに思います。

私も改めて2つ目に、この三角点測量の問題で、これを繰り越しに指定ということなので、今の説明では、その記念事業との関係というような話もありましたけれども、お聞きしているところによると、これはなかなか発見が厳しいという状況もあるやに聞いておりますが、そこら辺の関連を含めてどうなっておるのか、改めて伺っておきたいというふうに思いますし、もう一つ火葬場の問題が今質疑されましたけれども、年度内早めという話も今、課長のほうからございましたけれども、私が現場で関係者に伺っているのではなかなか厳しいと、逆の方向もあり得るかなというような状況なんですけれども、その辺よく聞いていらっしゃるのか、あるいはあんまりせかして不備な形になってもいかなので、その辺のところをよく見ておられるのかどうか、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 御質問に、三角点測量鶴川基点記念事業に係る部分について御説明したいと思います。

こちらの部分については、事業について調査事業とモニュメントの作成は終わりました。11月18日、土木の日だったんですが、これに合わせて記念碑も作成できたということで除幕式を行いました。残念かな、実行委員会体制、そういった部分がちょっと取りまとめできなく、肝心のその記念事業ができなかったということで、この事業総体については地域づくり総合交付金の中で進めておりましたが、この部分について、今年度改めて記念事業について行いながら、記念碑の部分について御説明しながら、後年度、この探索についてはどうかというのはまたこれからの協議というふうになると思いますけれども、探索についても、遺構もまだ見つかっていない、確実にないとは言いきれないということもありますので、進めていければなというふうに、今のところは考えております。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、繰り越しの基準の考え方というところにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、その財源が伴うものにつきましては、議員おっしゃるとおり非常に判断がつきやすいのかなというふうには思います。基本的には、やはり今回の繰り越しにつきましては、ほぼ災害関連というところが大きいかなと思うんですが、やはり30年度中に起きた事業ということもございますし、そういったものにつきましては、30年度の予算の中である程度消

化をしたいという考えもございます。

また、財源につきましても、結果、一般財源のみの充当というところも確かにございますが、やはりその事業の継続というところも、やはりその年度内で30年度である程度手をつけたりというところもかなりあるかなというふうにも思いますので、やはりそういった流れの中で事業を実施していくということも考えまして、ある程度やはり30年度の繰り越しとして事業を実施したいというふうな考えでの予算計上をさせていただいたということでございます。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから、斎場の建設現場のお話をさせていただきます。

今現在、契約して工期竣工まで定期的に定例会議ということで、監督員それから現場代理人等で会議をしております。今現在の情報といたしましては、議員のおっしゃっている、おくれるかもしれないというような進捗状況の話は、今現在は上がってきておりません。今後、現場定期的に定例打ち合わせの中で、進捗状況等が出てきます。その時期を見ながら、また竣工時期等のお話ができればと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この繰り越しにするかどうかという、その事業判断というか、基準の問題なんですけど、確かに、30年度の事業計画にしたものについてはその年度を中心に継続してやりたいと、それはそれでわかるんですが、こういう災害、中身は災害が多いんですけども、この災害時のような、こういう事態になった中で、ほとんどの事業、できなかった事業を繰り越しというふうにしているんですよね。それらを合わせると、31年度のこの事業予算というのは相当ボリュームが大きなものになるんです。実際問題、今災害の問題でも業者の不足の問題だとか、そういうことでなかなか進まないという状況が見られます。

後段質問したいと思っておりますけれども、プールなんかもそうですが、そういう事態が生まれている、そういうふうな中で、何が何でも計画したのだからこうやってしまうという考え方はどうかなという感じもするんですが、そこら辺のところ、その辺を含めて、どういう判断でこうなったのか、いま一度お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 災害復旧関係につきましては、30年度に基本的に急ぐもの、緊急度の高いものはまず30年度に組んでございます。そういった中で発注の時期等々の問題、また

設計等の問題で年度内に終われないというものは当然ながら繰り越しをしているところでございます。

31年度にもともと予定しているものにつきましては、緊急度の幾分低いものを翌年度に予定しております。ですから、30年度に予定をしたということは、できるだけ早期にやっていくということで、ほとんどの事業は一部手をつけているというのが実態でございます。そんな中で、取り急ぎ急がないというものであれば、一旦おろして31年度組み替えということもあるわけでございますけれども、今回載せているのは、そういった事情で早急に緊急度の高いものというふうに御理解をしていただけたと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第7号の質疑を終わります。

次に、報告第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第8号の質疑を終わります。

次に、報告第9号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第9号の質疑を終わります。

次に、報告第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第10号の質疑を終わります。

これで報告第7号 平成30年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から報告第10号 平成30年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みとします。

---

#### ◎諮問第1号から諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、諮問第1号から日程第6、諮問第2号までの人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を一括議題とします。

諮問第1号から諮問第2号までの2件について、提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、鶴川地区委員1人の任期が本年9月30日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問をするものでございます。

候補者は、平成25年から人権擁護委員として活躍されております、むかわ町花岡293番地の3、田口秀吉さんでございます。田口さんは説明資料にございますとおり、社会教育委員、北海道青少年育成運動推進指導員、苫小牧警察署管内少年補導員などを長く務められた経歴や、平成25年7月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験、高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への対応が期待できる適任者でございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、鶴川地区委員1人の任期が本年9月30日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問をするものでございます。

候補者は、平成28年から人権擁護委員として活躍されております、むかわ町美幸4丁目43番地、前田幸男さんでございます。前田さんは説明資料にございますとおり、保護司、民事調停委員等を務められた経歴や、平成28年10月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への対応が期待できる適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は諮問番号順とします。

まず、諮問第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで諮問第1号の質疑を終わります。

次に、諮問第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで諮問第２号の質疑を終わります。

これから、諮問第１号から諮問第２号までの２件について討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

まず、諮問第１号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで諮問第１号の討論を終わります。

次に、諮問第２号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで諮問第２号の討論を終わります。

これから諮問第１号から諮問第２号までの２件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

まず、諮問第１号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は、原案のとおり適任と認めることについて御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任と決定しました。

次に、諮問第２号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は、原案のとおり適任と認めることについて御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任と決定いたしました。

---

#### ◎同意第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第７、同意第２号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第２号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件

につきまして御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。同条第5項の規定に基づき、認定農業者である者から任命する委員として1名の任命同意を求めるものです。

むかわ町穂別安住239番地28、田代英孝氏は認定農業者であり、鶴川土地改良区理事として農業に関する識見を有する方でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。



西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の19ページと別冊配付してございます議案説明資料の7ページをお開きください。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、旭岡地区の辺地総合整備計画の策定について北海道知事との協議が整いましたことから、議会の議決を求めるものでございます。

辺地の総合整備計画は、地方交付税におきまして元利償還の80%が算入されます辺地対策事業債の発行条件として策定するものでございます。

議案書の20ページをお開き願います。

旭岡地区につきましては、人口71人、面積25.3平方キロメートルで、辺地の概況の辺地度点数は179点でございます。

今回、整備計画を策定する事業は旭岡1号橋橋梁整備事業及び林道専用道芭呂沢支線整備事業を5カ年の計画で行うものでございまして、事業主体は町でございます。

事業費は3億5,700万円で財源は国庫補助金1億8,629万6,000円、北海道補助金3,315万円、一般財源1億3,755万4,000円のうち1億3,750万円を辺地対策事業債として計画するものでございます。

辺地の区域及び事業の施工箇所につきましては、別冊議案説明資料7ページに図示しているとおりでございます。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 大変経年劣化等があるというような状況で、5年間の事業をもって実施をするという内容ですけども、この1号橋の橋梁の整備事業の中で、具体的にその工事の内容というのはどういうふうになるのか。例えば橋の舗装も全部入れかえとかそういう状況の事業になるのか、その中身だけちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

旭岡1号橋の橋梁の点検後の損傷のぐあいといったところでございまして、まず、橋脚と言いまして橋を支えている下のコンクリート、あれがこう形あるんですけども、角が凍上とかで欠けたりして、そのまま置いておくと崩れていってしまいますので、その断面を直すという形の補修を考えております。

また、あと顕著なのが、ガードレールといいますか、高欄といいますか、防護柵、あれがさびによる損傷がございますので、その交換という形も考えております。

先ほど議員がおっしゃられました舗装の関係なんですが、舗装は平成21年に舗装やりかえまして、そういう防水処理していますので、橋梁の点検の結果においては防水性は保たれているという判断でございますので、今回の計画としては、ちょっと舗装のやりかえは入っていない状況でございます。大きな点でいきますと、橋を支えていますコンクリートの断面修復、また、橋梁の脇の高欄といいますか、ガードレールの修復が大きな点ということでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） この橋の工事に関して、それぞれ強度だとかいろんなものを調べる業者等がいるんですけども、そういった業者等でその危険ぐあいだとか危険度数だとか、そういったものも発注しているという状況はあるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 工事内容というか、強度についてということなんですが、5年に一度今、橋梁につきましては、長寿命化計画の中で調査診断をしております。その中で、委託業者の中でチェックした今回の補修等は、旭岡1号については、その橋をそのまま維持していくという部分で、今回工事をする予定であります。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第41号 むかわ町森林環境譲与税基金条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第41号 むかわ町森林環境譲与税基金条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

また、あわせまして別冊配付してございます議案説明資料9ページもごらんいただきたいと思います。

本件は、パリ協定におきまして、気候変動の脅威に対する世界全体での対応の強化が図られ、我が国においては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたところでございます。

本件は、森林環境譲与税を森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、また、後年度における事業に要するため、地方自治法第241条第1項の規定により条例を定め基金を設けるものでございます。

基金の充当におきましては、間伐や林業における人材育成、担い手の確保、木材利用の促

進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものでございます。

なお、森林環境譲与税の使途につきましては、今後インターネット等の利用方法により公表するものでございます。

それでは、主な条文につきまして御説明をさせていただきます。

第1条では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定に基づく森林の整備を担うべき人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、むかわ町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

第2条から第5条は、他の特定目的基金条例との整合性を図り、その管理及び運用について定めるものでございます。

第6条は基金の処分に関する規定でございます。第1条の事業のために基金の全部または一部を処分できることとしておりまして、積立基金原資の処分を可能としているものでございます。

なお、施行日は公布の日からとし、別途提出議案の令和元年度一般会計補正予算第1号で森林環境譲与税のうち、当該年度における関連事業充当分を除き614万1,000円を計上しておりますが、今後は、毎年度の森林環境譲与税から関連事業充当分を除く額を積み立てる考えでございます。

以上で議案第41号 むかわ町森林環境譲与税基金条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この条例について若干の質疑をしたいと思います。一つは、これは森林環境譲与税、いわゆる森林環境税ということで一般国民の皆さんから税をいただくということで、そこの地方への応分負担分のお金を基金に積むということだというふうに理解しますが、そこで聞きたいのは、今、本町には森林基金造成条例というがあります。これは、町有林等の造成のための基金というふうに理解しておりますが、ですからかぶることはないのかなと思うんですけれども、これで2つの森林関係の基金ができるわけなんですけれども、その整合性について区分け等も含めて、まず第1点伺いたいというのが一つであります。

そこで、それにかかわって、町のやつは町有林造成ということになっているわけなんですけれども、しかし、今度のこの条例の中でも、これの用途については間伐や林業の人材育成等々というふうになって、間伐ということも入っているんですが、間伐ということになると、これは造成の一部かなというふうに思ったりもするんですけれども、細かなところですけども、そこら辺の使い分け、整合性についてどのように判断されるのかということをおわせて伺っておきたいというふうに思います。

それと、この中に積み立て等々の中での対応の問題の中で、2つ目に後年度における事業に要する費用に充てるためというふうになっているんですが、これは1が今申し上げたように、間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進啓発等々ということに使いますよと、2つ目に、後年度の事業に要する費用ということになっているんですが、これはどういうふうに理解したらいいのか。いずれにしても、今ではなくて、ことしから入ってくる、後で補正予算には600万ほど見ていますけれども、今入ってくるんだけれども、今使うんじゃないくて、それらの事業はいつの時点か後年度にやるという意味なのか、そういうことなのかという、その点についてもうちょっと明確にしていきたいというのが2つ目です。

それから3つ目には、これ条例のほうに戻るんですが、運用益金の処理というのがございます、第4条。これの中では、発生する収益を一般会計に繰り入れして云々というふうになっています。これでどんなふうな収益が出るというふうに見込んでおられるのか。基金の積み立て金利から出るという、この低金利時代に益なんか出るのかなという感じもするんですけれども、そういうことを含めて、これらの内容について3点伺っておきたい。

以上です。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） それでは、私のほうからまず1点目の既設の基本基金条例、今回新規提案させていただいたこちらの基金条例とのすみ分けについて御説明をさせていただきますと思います。

まず、基本基金条例につきましては、議員から御指摘のとおり、平成18年の合併時からむかわ町として設置をしている基金でございまして、町有林の管理、貴重な町の財産として適正に造成管理し、そしてそこから生まれた益金を基金のほうに積み立て、むかわ町の財政に寄与していくというような目的で設置されているものでございまして、こちら基本基金を管理している町有林から生み出された益金を積み立て、そして、そういった財産をふやしていこうというような趣旨のもので内容でございます。

一方、今回新規に提案させていただきました、こちらの基金条例につきましては、新たに創設しました森林環境税、これは国内の森林の持つ広域的な機能、こちらの災害防止であるとか、そういった部分の保全のために、適正にそれを維持していくために国民の皆様から税というものをいただき、それを森林に近い各市町村に配分し、そしてそれを、そういった広域的機能を維持していくための取り組みということで、担い手の育成あるいは適正な管理のために必要な路網の整備ですとか、そういったものに充てていくということでございまして、当然運用に当たりましては、町有林の造成につきましては、こちらの従来からある基本基金の造成ということ、そして、新たに生まれたものにつきましては、現在課題になっておりますのが、担い手の高齢化ですとか、あるいは不在山林所有者などで、森林の管理意欲が減退されている方たちがたくさん国内でいらっしゃるということで、それらの部分の管理に充てていく、こういった原資を使いながら適正に管理していくというような趣旨もございまして、そういったところを主たるものとして活用していくというようなところでのすみ分けが想定されているところでございます。

それと、2点目につきましては、事業に要する費用に充てるためということで、後年度におけるといいますのは、まず譲与税として市町村に交付された金額につきましては、まずその譲与税を財源としてその年の収入として収入し、そしてその年の目的に沿った事業に使うということが認められている一方で、それ以外に使わなかった譲与税につきましては、それを積み立て、後年度の事業に充てていくというような部分がございまして、当該年度に充てるものは当然、当該年度の予算で収入基金に積み立てることなく、活用し、残った分については基金に充てて後年度に備え蓄えていくというような内容でございまして、こういった条文になっているというところでございます。

3点目につきましては、運用益金の部分でございまして、こちらの基金に積み立てて、これに現在、一般的には有利な定期預金のほうに積み立てまして、その利息というものを毎年予算のほうに計上させていただき、そして基金に積み立てをすると。基金で出た利息はまた基金のほうに積み立てていくというような形をとってございます。そういった益金というものの積み立てが想定されているということで、そういった条文というふうになっているものでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 何となくわかりました。

それで、もう1回お尋ねしますが、細かい話になるかもしれませんが、もともとの我が町

の町有林の基金条例というのは、お話ししたように、町有林の造成ということなんですが、今度のこの譲与税に関連する中でも間伐というのをを使って、間伐というのはある意味で造成の部分とかぶるのではないかという感じもするんですけども、なぜここで間伐ということだけにしているのか、そもそもがいわゆる災害防止等々、特に二酸化炭素の発生等々の問題があって、そういう中から森林を守るぞと、こういうことの一応名目だというふうには思っておりますが、そういう中であるのに、この辺の同じような、単に災害防止という形でやるという、またそれにかかわるものというんじゃないかと、そういう事業全体にもという誤解も招くんじゃないかというのも考えることもあろうかなというふうに思うんですけども、そこら辺のところ改めてもう1回伺っておきたいというのが一つ。

それから、この今、担い手確保等々の問題に町としては進めていきたいという話がありましたけれども、それらを含めて、個々による啓発等あるいは利用促進等々ということになると、幾つかの事業メニューが考えられるんじゃないかと思っているんですけども、その辺ではどのようなことを今検討し、今年度で、あわせて聞きますけれども、今年度出てくる補正の中での600万等々というのはどういう、単なる基金に積むということだけなのかどうかを含めて、改めて伺いたい。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 森林環境譲与税の目的の一つ、必ずしも直結しているものではないんですが、林野庁が並行して進めている施策といたしまして、森林経営管理制度による新たな森林の管理というものがございます。これは私有林の人工林について、手入れがされていない、要は適切に経営管理を実施していない森林の整備、これに多くを充てようという流れがございます。これは基本的に私有林になりますので、間伐というのは主にその間伐というイメージを持っていただければ、町有林の間伐と区別されるかと思います。

それと、担い手ですとか利用促進とかという言葉の要領上で、前のほうに出てきているのでこっちが先となっていますけれども、基本的には譲与税の目的は森林の整備、しかも先ほど言いました森林経営管理制度に基づくそういった未整備の森林の整備を町としても考えております。

これにつきましては、所有者が特定して、所有者と町が委託契約を結んだ上で町が整備するという流れになりますので、こういった手の入っていない森林については、所有者が相続で不明になっていたり、あるいは道外に住んでいたり、そういったものがありますので、所有者の特定などを行いまして、意向を確認した上で事業を進めることになります。

今年度につきましては、その意向確認の準備作業と委託事業というのを、後ほど説明があるんですけども、発注する形になります。今年度はその委託事業の残といいますか、委託事業で使わなかった分について基金に積み立てするということになります。それがこの金額となります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 補正で聞こうかどっちで聞こうか迷っていたんですけども、今の森林環境譲与税の関係、1,700万ぐらい入ってきて、1,100万が委託費、残り基金が600万ということなんですけれども、町のこれから続けて譲与税として入ってくるわけなんですけれども、今回のその委託1,100万円、もうどうしてかけるのかなと、どういう内容で、どういう根拠でこれ1,100万、1,700万来るうち1,100万も委託費にかかるという、どのようなことを進めていくのか、あるいは今後の考え方について、もう少し町の主体的なこの譲与税の使い方というものを検討していくという、期間とか、町が簡単に決めていけるものなのか、それともその関係者で合意しながら、町民で合意しながらということになるんですかね、進めていくのか、ちょっとその2つの部分、1つは先ほど言った1,100万の根拠というか、どうしてこんなにかかっているのかなということと、今後の進め方について若干説明をいただきたい。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） まず、森林経営管理制度について、もうちょっと詳しく説明した上で説明いたします。

この制度につきましては、先ほど言いましたように、適切に運営管理を実施されていない個人所有の人工林につきまして、市町村が所有者から経営管理の委託を受けまして、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理を採択いたします。また、採択を行わない森林等は、市町村みずからが管理等を実施する仕組みとなっております。

所有者から市町村への委託に当たりましては、所有者の意向確認が必要となりますので、その意向確認のために、今回は委託の発注となります。

具体的には、情報収集や既存資料による対象となる森林の抽出、また、適切な管理されていない森林の所有者、先ほど言いましたように地元にはいない方ですとか、相続等により台帳の所有者が異なっている方などが多いということで、所有者の情報の確認、それと、所有者の意向を確認するためには森林の状況等を説明を行うことが必要なために、現況の調査、または資料の作成などを行うというのが発注する委託の内容となります。



今回の委託の内容、とりあえず業者に見積もってもらって最大組んでいますけれども、今現在、森林経営管理制度等について市町村を指導する振興局の森林室等と相談いたしまして、委託費の絞り込みを行っている状況でございます。

○議長（小坂利政君） 補正の関係については、補正の予算の中で質疑をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 むかわ町森林環境譲与税基金条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法の一部改正及び改元に伴い所要の改正を行うものがあります。

説明の都合上、別冊議案説明資料11ページをお開き願います。

地方税法の改正等に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

初めに、改元に係る改正につきましては、平成31年4月1日に元号法の規定に基づき元号を改める政令が公布され、平成31年5月1日から元号が平成から令和に改められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、条例中、平成31年度以後の年度表記及び平成31年5月1日以後の日付表記の元号につきまして、平成を令和に対応しているものにそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、軽自動車税環境性能割に係る改正でございます。

本年10月から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割の課税が始まります。環境性能割の創設に伴いますむかわ町税条例の改正につきましては、これまで定例会等で御審議いただき、所要の改正を行ってきたところでございます。

今回の改正につきましては、環境性能割の賦課徴収につきまして当分の間、市町村にかわり北海道が行うこととなっておりますことから、非課税及び減免の取り扱いにつきまして道・市町村間の事務負担の増加を少なく、また、事務手続の煩雑による納税義務者等の混乱を生じさせないため、北海道において全道統一した取り扱いとすることとされたため、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料12ページから31ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の25ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定、軽自動車税の環境性能割に係る改正規定につきましては、令和元年10月1日から施行することと規定するものでございます。

以上、議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第43号 むかわ町基本基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第43号 むかわ町基本基金条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

本条例案につきましては、町有林の処分に伴いまして基本基金条例の一部を改正するものでございます。

説明書を別に配付してございます議案説明資料33ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

基本基金条例の別表の一部改正でございます。現行の別表の中段にございます穂別稲里地

区の町有林でございまして、このたび佐主の沢川の砂防工事を実施するに当たり、行政財産である基金山林の用途を廃止し、普通財産として事業実施主体であります北海道に対して売却するものでございます。

穂別稲里421番地の1の史跡の面積の一部を道へ移管するため分筆し、741万1,998平方メートルを739万5,380平方メートルに、計の欄3,990万6,517平方メートルを3,988万9,899平方メートルに改めるものでございます。

議案に戻りまして、条文の改正内容につきましては、ただいまの説明で省略をさせていただきまして、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 今回、防災工事に伴う町有地の売買という、そういうことなんですけれども、今までもこういった防災工事、砂防工事、こういったものはあると思うんですけれども、これ、その都度こういう売買が発生するものなのか、今回は何か売買が発生する特別な理由があってこういう状況になったのか、その点だけお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 同じ災害関連でも、振興局の林務課等が行う治山事業については、売買を行わずに使用承諾のみで行っております。

今回につきましては、北海道ですが、建設管理部が行う砂防工事です。この場合は、その底地を道が買い取って工事を行うというふうに聞いております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それじゃ事業の発注する中身、所管によって違うということで、これはそれでは民間の土地も当てはまるということになるんですか、もしこういった場合は。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えします。

道建設部のほうで進める砂防工事、これが個別の中でも行っていたんですが、その砂防指定地を設定するに当たりまして用地買収を行って、そこが民地でありましたら、民間の方が

ら土地を買って砂防指定地を設定いたします。今回の案件につきましては、そこが町有林でございましたので、このような形で基金の条例を並行いたしまして、それで北海道に売買して砂防指定地に指定するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 むかわ町基本基金条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第44号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第44号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書29ページ、議案第44号をお開き願います。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の

規定に基づき、災害救助法が適用される災害が発生した際、住居や家財に被害を受けた場合や世帯主が負傷した場合に、生活の立て直しを支援することを目的として必要な事項を定め、町が350万円を上限として貸し付けを行うものでございます。

平成31年4月の法改正により年3%と定められている災害援護資金の貸付利率が年3%以内で条例を定める利率と改正され、あわせて保証人の有無、償還方法の選択についても当該条例の基準となる施行令が改正されたことから、本町においても基準の運用に支障が生じないよう条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、恐れ入りますが議案説明資料の35ページ、議案第44号資料の新旧対照表をお開き願います。

第14条の見出し、利率から保証人及び利率に改め、第14条第1項で災害援護資金の貸し付けを受けようとするものは保証人を立てることができるものとしております。これは、保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸し付けが行えるよう、資金の貸し付けについて保証人を立てなければならないこととしている現在の規定を見直したものであります。

第2項では、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合、据置期間中は無利子、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1%とするものとし、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化のため、貸付利率について現在の3%から引き下げるものであります。

第3項では、第1項の保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は違約金を含むものとするものであります。

第15条第1項では、貸受人の償還を容易とするため、償還方法を年賦と半年賦償還に月賦償還を加え、第3項では保証人を前条に規定されたことから保証人を削除し、施行令で条項が削除されたことに伴い条ずれが生じたため、第12条を第11条に繰り上げ改めるものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行するものとしております。

また、経過措置には、この条例による改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた諸災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例とするものであります。

恐れ入りますが、議案書29ページにお戻り願います。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の

一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る利率を改定するとともに、保証人及び償還方法について所要の規定の整備を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。

御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） この制度を活用された方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 現在はゼロ件でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） ちょっと確認だけさせていただきます。

3%から1%ということでありますけれども、据置期間というのは通常3%というふうに理解しているんですけども、特別な場合は5年というような1項もあります。この場合はどのような措置されるのでしょうか。そこだけ確認したいと思います。

○議長（小坂利政君） ちょっと時間をいただきたいと思います。

藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 失礼いたしました。

ちょっと今内容を確認はできないんですが、通常は償還期間は10年ございまして、据置期間は3年でございますが、今、議員おっしゃるとおり特別の場合は5年間というのがございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第45号から議案第46号の一括上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第45号 むかわ町穂別地球体験館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案、日程第14、議案第46号 むかわ町穂別地球体験館サイエンスガイドの報酬及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案を一括議題とします。

議案第45号から議案第46号までの2件について提案理由の説明を求めます。

加藤恐竜ワールド戦略室長。

〔加藤英樹恐竜ワールド戦略室長 登壇〕

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 議案第45号 むかわ町穂別地球体験館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案並びに第46号 むかわ町穂別地球体験館サイエンスガイドの報酬及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案を一括して提案いたします。

議案書31ページをお開きください。

議案第45号 むかわ町穂別地球体験館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について御説明いたします。

この条例案は、平成30年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震とその後の余震により、穂別地球体験館の施設内部及び各種設備に大規模な損傷が生じ、当該施設の使用を廃止したことから条例を廃止するものです。

なお、附則のとおり、この条例案は公布の日から施行することとして提案をいたします。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

議案第46号 むかわ町穂別地球体験館サイエンスガイドの報酬及び勤務時間等に関する条



例を廃止する条例案について御説明いたします。

この条例案は、さきに御説明いたしました議案第45号と同様の内容であり、サイエンスガイドの職場である穂別地球体験館の使用が廃止となったことから条例を廃止するものです。

なお、附則のとおり、この条例案は公布の日から施行することとして提案いたします。

以上、穂別地球体験館の廃止に係る条例案について一括して提案させていただきましたので、御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

まず、議案第45号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第46号の質疑を終わります。

これから議案第45号から議案第46号までの2件について討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第45号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第46号の討論を終わります。

これから、議案第45号から議案第46号までの2件について採決します。

なお、採決の順序は議案番号順とします。

まず、議案第45号 むかわ町穂別地球体験館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 むかわ町穂別地球体験館サイエンスガイドの報酬及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、議案第47号 むかわ町穂別地球体験館ギャラリーの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高木地域経済課主幹。

〔高木龍一郎地域経済課主幹 登壇〕

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） 議案第47号 むかわ町穂別地球体験館ギャラリーの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の35ページ、議案第47号をお開き願います。

本改正条例案は、平成30年9月6日発生した北海道胆振東部地震により、むかわ町穂別地球体験館を廃止することに伴い、条例の全部改正を行うものでございます。

むかわ町穂別地球体験館ギャラリーは、北海道胆振東部地震後も施設の使用が可能であることから、これまでどおり観光や地域活動の施設として広く一般の休憩などに利用していただくものでございます。

当該施設は、むかわ町穂別地球体験館の附属施設として条例が制定されていた経緯から、むかわ町穂別地球体験館設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、施設単体として名称をこれまで略称でありましたアースギャラリーへと改名し、利用内容はこれまでどおりとし、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

主な条項について御説明いたします。

35ページをお開きください。

趣旨の第1条につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置及び管理について制定しています。

第2条、設置につきましては、設置の内容を広く一般の休憩に利用するためのギャラリーと定めております。

第3条、名称及び位置につきましては、新しい名称、それから位置、これは変更ありません。

第4条から36ページの第9条までは、これまでどおりと利用に関するものを定めているものでございます。

なお、附則のとおり、この条例の施行は公布日から施行するものでございます。

以上で議案第47号について提案の説明を終わります。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 地球体験館があったときには、その附属のような施設として、来た方も含めて無料で使っていたということなんでしょうけれども、今度、地球体験館が廃止されて、廃止された上でもなおかつ無料でその施設を使うことができるということになると思うんですけども、ほかの例えば町民会館とか、全て利用料というのはかかりますよね。その辺での、そういうものとの兼ね合いとか、その辺はどういう解釈というか、ことで、整合性というかそういうものを図って、このギャラリーをこのまま、料金のところを無料、これをいじらないで、このままで。これちょっと難しいというか、後々いろんなことで弊害が起きてこないのかなという心配があるんですけども、結局その借りる時も、どっかに貸してくださいというふうにして、きょう貸していただくということになるのか、それとも自由にいつでも使える、無料ということであれば、ちょっとその辺の考え方が理解ができないんですけども、御説明ください。

○議長（小坂利政君） 高木地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） 今の利用料金について御説明いたします。

これまでどおりということで、一般に来町される方の休憩場所としては無料のままということで、議案書の36ページの第8条の（4）のところ、許可なくギャラリー内において、例えば寄附金の募集、物品の販売という制定がございます。例えばこれまでの経過としましては、例えばそこでイベントをするだとか、そういう場合には、まずはむかわ町の財務規則に定めている行財産の使用に基づきまして、町のほうに団体様から申請をいただきまして、それで許可をした後、今度は徴収の部分なんです、むかわ町行財政財産使用料徴収条例に基づきまして算出して徴収するということになります。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） そうなんでしょうけれども、ただ、ここにこの条例の中に、料金が無料というふうに、5条で決めてしまうということが、例えば今説明された対応なことがあるのでしたら、例えばただし書きがあるとか、そういうことにしていかないと、ちょっと困るんじゃないんでしょうか。

この条例の中だけでは、例えば8条の許可なくギャラリー内に云々というところがあったとしても、ちょっとわからないですね。もうちょっと詳しくこの中の料金のところに書かなければ、まずいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから御説明させていただきます。

ギャラリーの無料ということの、こちらのほうの条文に関しましては、一般にエリアに、今、博物館等もあります。あと、中村記念館、うちの穂別地区のあそこのエリアに来ていただいたお客様を一般の方が休む場としては無料ということを書かせていただいております。

それ以外の、先ほどうちの高木主幹のほうから御説明ありましたとおり、利益を求めるようなイベント等、物品等の販売、そういうものに関しましては、ほかの条例の規則にのっとって申請をいただき、そして使用の許可をし、そちらの料金を徴収するという流れに今までどおり変更せず、皆さんに今までどおり地域を活性化をしていただくために利用していただくと考えておりますので、御理解のほう、御協力をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） わかっているんですよ。わかるんですよ、言っていることは。けれども、条例として改正するという条例が出たときに、これだけざっと読んだときに、その料金のところに今お話しされたような説明文が1項目なり入らないと、条例としては不備に

なるのではないかということをお願いしている、今までそういうふうにして使っていた、それは何も悪くもないし、だけれども、一応条例としてこういうふうに出されたときに、そういうことがあるのに全て無料じゃないわけですよね。そしたら、そのことがこの中の条例の中に入っていなかったら、とるのはおかしいとなりますよ。

8条の（４）の許可なく云々のところに、ただし書き入れるとか料金のところにただしというふうに入れておかないと、このギャラリーを使う人は全部無料なんですよと言っておきながら、許可なくギャラリー内、イベントをやったときにはわずかでも料金を払うわけ、その別な条例かなんか知らないけれども、だからそれはそれでいいんだけど、この条例の中にもそういったものがないと変ですねと私は思って、町長もうんうんと言っていますけれども。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） 今、御質問のあった点について再度お答えをさせていただきたいと思います。

第2条の設置のところで、この施設の設置目的は広く一般の休憩に利用するために設置するということでございます。その部分に関しては無料というこの条例の趣旨でございますので、その目的を外れる部分については従来どおり、そういった方法でということなんです。若干わかりにくいというところはあるかと思いますが、今後もそういった申請に応じてそういう料金設定というか、明確にしなければいけないということでございます。検討の余地はございますけれども、今は従来の形でそのまま移行という条例改正でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 若干つけ足しさせていただきたいと思うんですが、今申し上げたように、結局ギャラリーの利用目的というのも決められておりまして、そこからそれをまず充実しようというのが原則であります。占有するということは基本的に認めていない行為であります。それを特に認めるということでございますので、これを財産条例を使って特例として認めているということでございますので、これ有料と一部入れますと、料金表を新たに作成をしてやっていくということになります。そうすると、一般貸し出しをある程度前提としたような施設になってしまうということですので、この施設としてはそれはかなり例外的な扱いというふうに捉えておりますので、料金表は定めておりません、ということで御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 むかわ町穂別地球体験館ギャラリーの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり決定されました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ各議員に申し上げますが、午後から議場内の気温が上がることが予想されます。したがって、上着の着用は自由とさせていただきます。

それからもう一点です。午前中審議をさせていただきました平成30年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書の質疑の中で、大松議員から質問がありました土木災害復旧費の公営住宅災害復旧工事業に対する質問に対する答弁漏れがありましたので、改めてここで答弁をさせていただきたいと思います。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 午前中報告 7 号の中での公営住宅災害復旧事業の中においての公営住宅の件数等の報告をさせていただきます。この繰り越しの中で計上しています公営住宅の数としましては、鵠川地区 6 団地 53 件、穂別地区 5 団地 26 件、合計 79 件の修繕という形で公営住宅の補修が必要という形で繰り越しの予算を計上している形でございます。

また、修繕の中身としましては、部分的な床落ち、また内部の建具の修繕、天井剥離の修繕、煙突のひびがクラックが入ったところの修繕、また倒壊外壁の部分的な修繕といった内容でそれを修繕する内容で計上している形でございます。

以上でございます。

---

**◎議案第 48 号から議案第 52 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（小坂利政君） 日程第 16、議案第 48 号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 20、議案第 52 号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 5 件を一括議題とします。

議案第 48 号から議案第 52 号までの 5 件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第 48 号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第 1 号）から議案第 52 号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）まで一括して御説明を申し上げます。

最初に、議案第 48 号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案書の 37 ページをお開きください。

元号を改める政令の施行に伴い、平成 31 年度むかわ町一般会計予算を令和元年度むかわ町一般会計予算とし、年度表記につきましては、平成 31 年度を令和元年度に読みかえ、平成 32 年度以降も同様に読みかえるものでございます。

第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4,137 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 4,234 万 2,000 円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

7ページ、歳出より御説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費60番、庁舎等管理事務の30万2,000円につきましては、本庁舎執務室の修理不能となりましたストーブ2台を更新するものでございます。

5目財政管理費200番、基本基金積立金の283万7,000円につきましては、北海道が行う穂別稲里の佐主の沢川砂防工事に伴いまして基金山林売払いによる土地及び流木の収入分を原資として積み立てるものでございます。

6目財産管理費210番、公有財産管理事務10万4,000円の追加につきましては、旧富内小学校、教職員住宅敷地賃貸の協議を行うための必要経費及び旧春日小学校教職員住宅解体に関し、起債を充当し財源を振り替えるものでございます。

225-01、地域情報施設管理運営事務本庁分の259万2,000円につきましては、道営農業農村整備事業である米原宮戸地区用水路整備に係る光ケーブルの移設工事を行うものでございます。財源としましては、資産減耗分を除く移設補償を一部見込むものでございます。

225-02、地域情報施設管理運営事務総合支所の169万2,000円につきましては、稲里地区北電中の境界変更に伴う修繕料の増、備品購入につきましては、特定地域サービス設備においてテレビ電話等インターネット等のデータ通信を行うエルツススイッチの更新を行うものでございます。

8ページ、9目企画費274番、恐竜プロジェクト事業の53万3,000円につきましては、6月29日、30日に四季の館で行われますむかわ竜大公開に向けた準備及び公開日に必要となる各種経費を計上したものでございます。

2項1目賦課徴収費450番、税務一般事務の還付金及び加算金600万円につきましては、平成30年度北海道胆振東部地震被災者災害免除に係る住民税等の還付が元年度に行えなかったことから今後の見込み分も含め、増額するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費460番、戸籍等一般事務の備品管理費80万4,000円につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムで使用している総合端末のOS更新に伴い、町村会の共同調達により機器を購入するものでございます。

9ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費640番、障害者福祉事業の負担金104万5,000円につきましては、障害者自立支援給付審査支払い等システムの改修でございまして、内容としましては、消費税改定及び就学前障害児の発達支援無償化に対応するものでござい



まして、財源につきましては前者は費用の2分の1を、後者は全額国庫支出金によるものでございます。

660-02、国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）の29万1,000円につきましては、診療所におきまして、ペレットボイラーを修繕することから財源の一部として繰出金を充てるものでございます。

666番、プレミアム付商品券事業の6,504万6,000円につきましては、消費税及び地方消費税引き上げにより低所得者子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、プレミアム付商品券を販売するものでございます。

事業概要は、議案説明資料37ページをごらんいただきたいと思います。

購入対象となる住民税非課税者及び子育て世帯の対象者は2,400名、プレミアム率は25%で販売価格は1冊当たり4,000円で1,000円分のプレミアムがつき最大5冊までの購入が可能となっているものでございます。

続きまして10ページになります。

2目老人福祉費810番、介護保険特別会計繰出金の618万2,000円につきましては、制度改革に伴うシステム改修及び低所得者保険料の軽減強化に伴い繰り出しするものでございます。

財源としましては、保険料軽減拡大分に対し国庫2分の1、道支出金4分の1を措置するものでございます。

2項1目児童福祉総務費910番、児童福祉一般事務の299万1,000円につきましては、宮戸地区の上水道整備に伴い児童遊園地である宮戸遊園地において引き込み工事を行うため、また接続後の水道料金等を計上するものでございます。

また19節につきましては、幼児教育の無償化に伴い、関係システムの改修を行うための費用でございます。

なお、システム改修におきましては全額国庫支出金を充てるものでございます。

3項1目災害救助費975番、被災者支援事業の456万6,000円につきましては、むかわ町観光協会からWAKUWAKU協議会での事業により20万2,000円の寄附採納があり、被災者支援ネットの意向がありましたことから、むかわ復興支援ネットワークで行います世帯訪問時のグッズを購入するものでございます。

また、被災住宅応急修理制度におきまして、既に500万円を繰越予算として対応しておりましたが、申請期限を6月まで延長したことにより追加分として434万4,000円を増額するものでございます。

11ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1010番、精神保健推進事業の122万9,000円につきましては、震災後の心のケア事業としまして、昨年度の巡回ドックにおいて実施した心の健康アンケートの結果、多くの方に音や揺れへの不安や睡眠不調などの過覚醒状況が見られることを受け、被災後の心のケアについて中長期的なかかわりを継続実施することが重要であることから、心のケア対策の充実を図るものでございます。

議案説明資料の38ページをごらんください。

ただいまの事業につきましては概要をまとめてございます。なお、こちらの財源につきましては全額道支出金とするものでございます。

続きまして2目予防費1040番、予防接種事業の56万3,000円につきましては、当初予算におきまして風疹の抗体検査、ワクチン接種につきまして計上していましたが、財源及び実施方法が決定されておりませんでしたので、内容により必要額の追加と財源を計上するものでございます。

また、予防接種助成金につきましては、乳幼児期に予防接種法に基づく定期予防接種を実施しておりますが、疾病治療により抗体が失われ再接種が必要となった場合に、特別な理由による予防接種の再接種としまして、自己負担となる再接種費用の助成を行うものでございます。

続きまして12ページ、5款農林水産業費、2項1目林業振興費1340、林業振興対策事業の1,130万円につきましては、議案第41号で御説明させていただきました森林環境譲与税を目的により充てるものでございまして、森林の状況確認と森林所有者に対し意向調査を行う準備のためその業務について委託するものでございます。

また、集落周辺の荒廃した森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者や地域住民等が協力して行う森林保全活動や山村地域の活性化に資する取り組みを支援する目的で、森林山村多面的機能発揮対策負担金を計上するものでございます。

1410番、鳥獣対策事業の1,987万5,000円につきましては、全額が道補助金となるエゾシカ緊急捕獲活動支援補助金とヒグマの出没や入山への注意喚起、啓発を行う標識を整備するものでございます。

1419番、森林環境譲与税基金積立金の614万1,000円につきましては、議案第41号で御決定をいただきました基金へ積み立てするものでございます。積立額の内容は、森林環境譲与税収入額から林業振興対策事業充当分を除く残額としてございます。

13ページにかけましての6款商工費、1項4目ふるさと振興費1595番、地域おこし協力隊

活動支援事務の200万円につきましては、起業支援等補助金でございまして、本年3月31日まで地域おこし協力隊員として活動されておりました2名が町内で起業することから、要綱に基づき補助するものでございます。

7款土木費、1項1目土木総務費1610番、土木一般事務の85万円につきましては、業務において必要となる土木建築設計製図ソフトであるCAD13ライセンスを購入するものでございます。

5項1目住宅管理費1750番、町営住宅維持管理事務につきましては、当初予算で計上しておりました文京ハイツ、旧緑ヶ丘会館の解体につきまして、過疎対策事業債のソフト分を充当することにより、財源を振り替えるものでございます。

8款消防費、1項2目災害対策費1780番、防災対策事業の217万1,000円につきましては、北海道市町村振興協会40周年記念特別支援事業交付金、209万6,000円を活用するもので、避難所用プライベートテント12張りのほか、発電機4台、ドローン2台、情報発信端末タブレット2台を防災対策備品として整備するものでございます。

14ページ、9款教育費、4項4目青少年健全育成費2250番、鶴川高等学校生徒寮管理運営運営事業につきましては、昨年度北海道日本ハムファイターズ様から寄附金の採納があり、生涯学習推進基金へ積み立てしておりましたが、意向に基づき当初予算におきまして計上済みのトレーニングセンターの災害復旧に充てるため基金より繰り入れするものでございます。

また、同じく計上済みの生徒寮の解体につきまして、過疎対策事業債のソフト分を充当することにより、財源を振り替えるものでございます。

2260番、穂星寮管理運営事務の188万円につきましては、食事の提供方法を直営方式から委託方式へ変更することに伴う予算の追加及び支出科目を組み替えるものでございます。

15ページにかけましての10款災害復旧費、3項1目2540番、農業施設災害復旧事業の910万円につきましては、農業用施設において新たに生田排水路2カ所、花岡水路2カ所を追加し、土地改良施設におきましては、春先に発覚しました取水口の復旧工事を追加するものでございます。財源につきましては、町債のほか分担金を充て残りは一般財源でございます。

4項1目2560番、道路橋りょう災害復旧事業の2,070万円につきましては、単独災害分としまして新たに15路線16カ所を追加し、財源につきましては、全額町債とするものでございます。

2目2570番、河川災害復旧事業の430万円につきましては、単独災害分としまして新たに1河川2カ所を追加し、財源につきましては全額町債とするものでございます。

別冊議案説明資料39ページと41ページに本年度実施する公共土木等単独災害復旧事業分の箇所図を添付しております。当初予算時にも資料提出しているところではございますが、復旧を要する箇所の変更及び増加により予算の増額が必要であること、また実施箇所が確定したことから提出するものでございます。

なお、今回は増額補正する単独災害箇所のみを掲載させていただいております。

5 項 1 目2620番、学校教育施設災害復旧事業の旅費28万1,000円につきましては、災害査定を受けるに当たり文部科学省において事前協議が必要なことから、必要経費を計上するものでございます。

6 項 2 目2590番、その他公共施設災害復旧事業の3,900万円につきましては、四季の館の修繕でございまして、施設利用再開後に発覚した箇所につきまして計上するものでございます。財源につきましては、災害修繕の一部につきまして、町債を充てるものでございます。

16ページ、12款諸支出金、1 項 1 目2515番、公営企業支出金の2,700万円につきましては、上水道事業会計及び下水道事業会計に対する災害由来となる整備及び復旧工事に係る出資金を計上するものでございます。

続きまして3ページの歳入に移らせていただきます。

2 款地方譲与税、3 項 1 目森林環境譲与税の1,741万1,000円につきましては、議案第41号で御説明でも触れさせていただきました。今年度新設の譲与税でございます。

計上に当たりましては、森林資源現況調査の項目であります私有林人工林面積、林業就業者人口をもとに案分したもので、計上額につきましては、北海道により試算されたものでございます。使途が限られた目的財源ではございますが、譲与のため一般財源扱いとするものでございます。

12款 1 項 2 目農林水産業費分担金の農業災害復旧事業分担金86万円につきましては、土地改良施設災害復旧に係る受益者負担金でございます。

14款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、介護保険料軽減負担金289万5,000円につきましては、消費増税に伴い軽減額及び対象者を強化し、保険料の2分の1を計上するものでございます。

2 目民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業等補助金85万2,000円につきましては、障害者自立支援給付審査支払い等システムの改修に係る補助としまして、消費増税対応分の2分の1及び就学前無償化対応分の全額を計上するものでございます。

また、プレミアム付商品券事務費補助金504万6,000円及び事業費、事業費補助金1,200万

円は、商品券販売等を行うため計上するものでございます。

子ども・子育て支援事業費補助金252万7,000円は、幼児教育無償化に伴いシステム改修にかかる費用分を計上するものでございます。

3目衛生費国庫補助金の疾病予防対策事業費補助金60万2,000円につきましては、当初予算及びこのたびの補正予算で計上しております緊急風疹抗体検査等事業に係るものでございます。

7目災害復旧費国庫補助金の公立社会教育施設災害復旧事業補助金496万8,000円につきましては、穂別図書館の移動棚等災害復旧に係る補助金でございますが、前年度事業に係る補助金のため一般財源へ振り替えるものでございます。

4ページ、15款1項1目民生費道負担金の介護保険料軽減負担金144万7,000円につきましては、先ほどの国庫負担金同様保険料の4分の1を計上するものでございます。

2項2目衛生費道補助金の自殺対策強化事業費補助金122万9,000円につきましては、震災後の心のケア事業に係る補助として事業費の全額を計上するものでございます。

3目農林水産業費道補助金の農村環境保全対策事業補助金1,976万円につきましては、エゾシカ緊急捕獲活動支援に係る補助でございます歳出額と同額を計上してございます。

6目災害復旧費道補助金の社会福祉施設災害復旧事業補助金878万4,000円につきましては、グループホームふきのとうの合併処理浄化槽災害復旧工事に係る補助金でございますが、前年度事業に係る補助金のため、一般財源へと振り替えるものでございます。

16款財産収入、2項1目不動産売却収入の町有地売却収入303万8,000円につきましては、議案第43号で御決定いただきました穂別稲里の基金山林と町有地及び立木補償分を合わせたものでございます。

17款1項1目寄附金の一般寄附20万2,000円につきましては、WAKUWAKU協議会内DMOを構築する3町観光協会で実施した事業による収益から寄附採納があり、移行により復興支援ネットワーク訪問時のグッズ購入に充てようとするものでございます。

5ページにかけましての18款1項6目生涯学習推進基金繰入金の151万5,000円につきましては、昨年度、北海道日本ハムファイターズ様からの寄附金を野球普及振興を目的とした施設改修に充てるため生涯学習推進基金へ積み立てたところですが、本年度実施する三気塾トレーニング施設災害復旧事業に充当するため、原資を繰り入れるものでございます。

20款諸収入、5項1目雑入の北海道市町村備荒資金組合支消金7,500万円の減額につきましては、公共施設解体分を過疎対策事業のソフト分を充てる等により縮減するものでござい

ます。

北海道市町村振興協会助成金の209万6,000円につきましては、協会設立40周年特別支援事業助成金でございまして防災資機材の購入に充てるものでございます。

土地移転補償費の204万円につきましては、道営農業農村整備事業における光ケーブル移設工事に係る移設補償費でございます。

プレミアム商品券売払収入の4,800万円につきましては、商品券の販売収入を計上したものでございます。

21款町債、1項4目土木債の公共施設解体事業債3,150万円、8目総務費の公共施設解体事業費370万円及び9目教育費の公共施設解体事業債7,970万円につきましては、過疎対策事業債のソフト分を充てるもので財源を振り替えるものでございます。

6目災害復旧費の公立学校教育施設災害復旧事業債1,200万円、公立社会教育施設災害復旧事業債の220万円、そして、高齢者福祉施設災害復旧事業債170万円につきましては、昨年度に事業を実施したものまたは繰越明許費としたものでございまして、補助金と合わせ本年度に借入れ申請を行うもので財源充当はせず、一般財源とするものでございます。

その他の町債につきましては、事業の内容により財源として計上するものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の37ページへお戻りください。

第2条地方債の補正につきましては、42ページと43ページに第2表地方債補正としまして追加及び変更後の地方債限度額としてございます。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第49号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の45ページをお開き願います。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度むかわ町国民健康保険特別会計予算を令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計予算とし、年度表記については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものでございます。

議案第49号につきましては、令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の直診勘定補正予算（第1号）でございまして、第1条では、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万1,000円を追加し、直診勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,222万7,000円とするものでございます。

こちらで説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町国民健康保険特別会

計補正予算（第1号）に関する説明書直診勘定補正予算（第1号）により御説明を申し上げます。

4ページの歳出から御説明させていただきます。

1款総務費1項1目一般管理費120010-02、診療所施設維持管理費109万1,000円につきましては、平成19年の施設建設時から使用しておりますペレットボイラーの送風部分の経年劣化により正常に燃焼しなくなったことから、冬季使用前に修繕を行うものでございます。

続きまして3ページ、歳入の説明に移らせていただきます。

4款前年度繰越金から80万円を計上し、3款繰入金で財源不足分29万1,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第50号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書の47ページをお開き願います。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度むかわ町介護保険特別会計予算を令和元年度むかわ町介護保険特別会計予算とし、年度表記については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものでございます。

議案第50号につきましては、令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億722万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出から御説明をさせていただきます。

1款総務費1項1目一般管理費50010-01、介護保険一般事務78万4,000円につきましては、介護保険制度改正に伴うシステムの改修費でございます。内容としましては、介護保険料軽減強化の対策、介護報酬改定への対応、特定個人データ標準レイアウト改版などでございます。

2款保険給付費1項1目介護サービス等給付費につきましては、低所得者保険料軽減強化に伴い一般会計からの繰り入れにより財源を振り替えるものでございます。

続きまして、3ページの歳入に移らせていただきます。

1款介護保険料575万4,000円の減額につきましては、消費増税に伴う軽減額及び対象者強

化による再算定の結果に基づくものでございます。

3 款国庫支出金の介護保険事業費補助金39万2,000円につきましては、介護保険システム改修に係る費用の2分の1を計上するものでございます。

7 款繰入金の一般会計繰入金618万2,000円につきましては、介護保険システム改修に係る費用の2分の1と低所得者保険料の負担軽減のため、一般会計において歳入のあった国庫及び道負担金に町負担分を加え繰り入れするものでございます。

介護給付費準備基金繰入金の3万6,000円の減額につきましては、介護保険料の再算定に伴い基金の取り崩し額を減ずるものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の49ページをお開き願います。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度むかわ町上水道事業会計予算を令和元年度むかわ町上水道事業会計予算とし、年度表記については、平成31年度を令和元年度に、平成32年を令和2年に読みかえるものでございます。

第2条は、令和元年度むかわ町上水道事業会計収益的收入と収益的支出にそれぞれ120万円を追加するものでございます。

第3条は、資本的収支の不足額1億404万8,000円に対し、過年度損益勘定留保資金6,879万3,000円、当年度損益勘定留保資金2,651万4,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額874万1,000円を充てる内容となっておりましてございます。

こちらでも説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明の都合上、1ページの水道事業収益的支出から御説明をさせていただきます。

収益的支出は、1款水道事業費用、1項営業費用としていすゞ寮へつながる水道管の撤去を行うものとして210万円を計上するものでございます。

収益的收入は、米原地区の拡張に伴い、水道料金120万円を計上するものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

資本的支出は、1款水道事業資本的支出、1項建設改良費の4,100万円につきましては、地震以降安定的な水の確保が難しくなった米原地区において配水管を新設するものでございます。



2 款簡易水道等事業資本的支出、1 項建設改良費の500万円につきましては、穂別平丘地区配水池ルートに係る地権者協議が整ったことから、実施設計を進めるものでございます。

これに対する資本的収入ですが、1 款水道事業資本的収入、1 項出資金2,000万円につきましては、米原地区水道拡張に係る配水管新設に対し地震由来の整備となることから費用の約2分の1を出資するものでございます。

2 款簡易水道等事業資本的収入、1 項企業債490万円につきましては、穂別地区簡易水道第6次拡張工事実施設計に係るものでございます。

議案書の50ページへお戻りいただきたいと思います。

第4条では、予算第5条の表中企業債の限度額を3,040万円に改めるものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の51ページをお開き願います。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度むかわ町下水道事業会計予算を令和元年度むかわ町下水道事業会計予算とし、年度表記につきましては、平成31年度を令和元年度に、平成32年を令和2年に読みかえるものでございます。

第2条は、令和元年度むかわ町下水道事業会計の収益的支出に350万円を追加するものでございます。

なお、その財源に充てるため、企業債350万円を借り入れるものでございます。

第3条は、資本的収支の不足額1億2,011万9,000円に対し、既定予算である過年度損益勘定留保資金3,365万9,000円のほか、当年度損益勘定留保資金7,017万3,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額428万7,000円を充てる内容となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

1 ページの公共下水道事業収益的支出から御説明をさせていただきます。

収益的支出は、1 款公共下水道事業費用、3 項特別損失として余震の影響によりマンホール突出の被害が拡大したことにより復旧工事を行うものでございます。

なお、収益的収入としまして、議案本文におきまして企業債350万円の借り入れを記載しているところでございます。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費の604万円及び2款農業集落排水事業資本的支出、3項建設改良費の900万円につきましては、補助災害対象外路線の舗装補修支障水道管の布設替を行うものでございます。

これに対する資本的収入ですが、1款公共下水道事業資本的収入、3項出資金300万円及び2款農業集落排水事業資本的収入、2項出資金の400万円につきましては、北海道胆振東部地震に係る災害復旧であることから、復旧費用の約2分の1を一般会計出資金として計上するものでございます。

議案書52ページへお戻りいただきたいと思います。

第4条では、予算第5条の表中企業債限度額を9,720万円に改めるものでございます。

以上で、議案第48号から第52号までを一括して御説明をさせていただきました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第48号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の7ページ3歳出、2款総務費から11ページ4款衛生費までについて質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 7ページの210番、公有財産管理事務についてなんですが、富内小学校の跡地のことでというお話だったんですが、もうちょっと詳しくお聞かせください。

それから、14ページの……。

はい、すみません。それだけです。

11が14に見えたんです。すみません。

1010の精神保健推進事業についてなんですが、事業説明にもあって、きのうもそんな議論になったんですけども、非常に難しい、実際にやっぱり精神的にちょっと落ち込んでいるのではないかなというような人もどんな様子かというのも聞いたりしているんですけども、この対応する方は、ボランティアではなく業務委託をすると。こういった方々に委託するのかということもありますし、それから、一番は、ちょっとお医者さんに診ていただいたほう

がいいんじゃないかなというふうなことはあると思うんです。

でもなかなかそこにつながらないということのほうが多いような気がするんです。そういうときに、これは非常に難しいことなんですけれども、どんなふうな対応をされていくお考えでいるのかお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、公有財産管理事務におきます旧富内小学校の教員住宅の関係を答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、現在教職員住宅の底地の部分が一部借地という形で借りているような状況でございます。現在、住宅のほうも使用していないというところもございまして、一旦こちらの借地について整理をかけたいというふうな内容でございます。

ただ、地権者の方が地元におられないという、かなり遠方にいるという状況でございまして、やはりちょっとそちらの方と直接お話をさせていただきたいということで、その必要経費ということで旅費等そちらのほう計上させていただいているような内容でございます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 心のケアについてお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、昨年度の震災直後から北海道臨床心理士会の方がボランティアという形で協力をいただいております。そちらのほうを引き続きまして、今年度も臨床心理士会の方々に御協力をいただく予定になっております。ただし、そのときに長期にわたるものですから、無償ではなくしっかり有償という形で委託をしながら実施をしていきたいというふうに考えております。

それに対処につきましては、臨床心理士さんというところでは専門家でありますので、アンケートの結果等で気になる方につきましては、臨床心理士さんの面談等を経ながら医療が必要なかどうかというところも判断をしていきながら、必要な方につきましては医療のほうに結びつけていくような支援を考えております。なかなか結びつきづらいという部分もありますので、保健所等の協力も得ておりますので、保健所の精神保健相談等も利用しながら、結びつけていくような方法を考えているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 富内小跡の教員住宅なんですけれども、町としての方向性というのが何もなかったもので、町はどうしたいということでお会いするのかというところがないので、

ちょっとその点お聞かせください。

それから、今の精神保健推進事業のことなんですが、これまでもボランティアで続けてこられたということで、これまでの中でそういう医療機関に結びつけられた、お医者さんにかかるのは私は一番だと思っているんです、そのところまでいけばそれはそれで本当に回復も早いんじゃないかと思うんですけれども、こういうことというのはなかなか御本人がそうだと思って受診するというのは難しいんです。でも受診まで結びつけられたらその後は本当によくなっていくというふうに私は思っているものですから、その辺が今まではどう、これからは同じく臨床心理士さんが対応することだけれども、これまでの中でそういうふうなことができた方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの富内小学校の関係お答えしたいと思います。

町の方角性としましては、現在使われていない旧教職員住宅がありますので、そちらを解体したいと。

それと、底地であります土地につきましては、今借りているような状況でありますので、そちらを返却したいというような考えでございます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 震災後から心のケアにつきましては、巡回でお医者さんとかが回ってきたりというところに面談につなげたり等でいろいろ個別の支援も行ってきました。その中で医療のほうにつながってきた方も複数名おるところです。ただちょっと今何名かというところまでの資料、手持ちにありませんので、今ちょっと人数についてお答えできないところなんですけれども、複数名の方は医療のほうにもつながって治療のほうにもつながっている方はいらっしゃいます。

ただ、なかなかやはり医療にすぐにというところは難しいので面談を重ねながら、やっぱりじっくり進めていくということが大事なのかなというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今、精神保健推進のことなんですけれども、例えば尋ねても会っていただけないというそういう方もいらっしゃるのではないかとこのように私は思っているんですけれども、そういうことはありますか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 確かに日中に働いていらっしゃるとかでなかなかお会い

できない方もいらっしゃる部分ありますけれども、その方につきましては、例えば土日の対応であったりとか夜の対応というところも含めながら、できるだけ会えるような、なかなか直接会わないとお話のほうも進まない部分がありますので、そのような形のところの対応はとらせていただいております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、佐藤議員。

○4 番（佐藤 守君） 10ページの975番の被災者支援事業、これについてお伺いをしたいと思います。

住宅の応急修理58万4,000円ですから半壊以上の方だと思いますけれども、金額によって最高額の58万4,000円までいかなかった方もいて434万4,000円かなと思うんですけれども、実際に見積もりをとると思いますんで、その背景といいますか、実際に半壊以上でどのぐらいの修理代がかかるものか。200万なら200万かかるけれども、58万4,000円しか見れませんよとかいろんなその辺、数字がわかればちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから、応急業務委託料434万4,000円の補正の関係で説明させていただきます。

これにつきましては、満度額58万4,000円の補助金ということで出しております。

平成30年度予算につきましては、21名の利用者がおりまして、支出については1,056万7,000円ほどの額になっております。4月以降の部分につきましては、繰越額と今回の補正額が該当するんですが、5月末までの申請者につきましては6名の申請者がおります。

これの今回の申請については6月までの申請期日になっていますので、10名ほど見越しまして16名、58万4,000円の16名で、934万4,000円という試算をしまして、繰越額が500万ありましたので、その差額の434万4,000円の補正となっているところです。

○議長（小坂利政君） 4 番、佐藤議員。

○4 番（佐藤 守君） その内容はわかりました。

そこで見積もり、先ほど言ったとおり見積もり多分取って、それに対しての評価していると思いますんで、大体その辺でどのぐらい平均で半壊で被災金額というのはかかるのかなということがちょっと知りたかったんですけれども、わからなければ結構ですけれども。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それぞれの方によって多々補修部分が違いますので、金額に

についてはなかなか難しいですが、ほぼ満額の方が多いいことは、それ以上の見積もりをいただきまして、そして満額を払っているというのが実態だと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

8番、三倉議員。

○8番（三倉英規君） 11ページの衛生費の事業番号001040で、予防接種事業で風疹にかかわる再検査に伴う予算だということなんですがこれ非常に今流行ってますし怖いことなので、年齢によって恐らく接種を受けてないだろうと思われる方が主に対象になるのかなというふうに思うんですが、当然町報等を通じての周知徹底を図るんでしょうけれども、おおむねこの年代からこの年代のこういう方だろうというところは、もしめどがついているのであればどういう方法で周知徹底を図るのか、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 風疹の予防接種につきましては、国のほうから出された施策として3年間にわたって実施することになっております。年齢につきましては、風疹の抗体化が低いと考えられる年齢ということで、昭和32年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方ということで限定されております。それで、1年目にはこの年という形での対象年齢の方がおりますので、その方々にはもう既に個別通知をさせていただいているところです。

○議長（小坂利政君） 8番、三倉議員。

○8番（三倉英規君） 主に男性の方ということだったんですが、女性の方は大丈夫なんですか。

特に妊娠していると非常に怖いというふうに伺っているものですから、そこは注意しなきゃならないのかなという気がしたものですからお聞きしているんですけども。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） すみません、まず訂正させてください。

対象年齢のほうですけれども、昭和32年と言いましたが、昭和37年の間違いでしたので、すみませんでした。

女性のほうにつきましては、法律の改正によって中学1年生の段階で、風疹の予防接種を受けるというような改正の中で接種を受けておりますので、ほとんどの方が抗体を持っているというような形で対象から外れております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、12ページ5款農林水産業費から16ページ12款諸支出金までについて質疑はありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 一点確認させていただきます。

14ページの穂星寮の管理運営事務の関係なんですけれども、説明資料には食事提供の方法変更に伴うものということなんですけれども、8月以降は3食の提供可能な事業者へ委託すると。そういう内容なんですけれども、これまでは2食だと。これまでの実態と、なぜ8月からなのかというところをもうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 私のほうから説明させていただきます。

平成31年の3月まで直営による食事提供を実施しておりましたが、これまで調理相談業務を担っていました担当者の方がやめたことによりまして、4月からは一部直営の部分とそれから委託の部分とをまぜまして3食提供している状況でございます。それで、8月からは完全に委託業者さんをお願いするような形で試算をしまして、補正を行っている状況でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 12ページの1595の地域おこし協力隊活動支援事務なんですけど、これ、お二人の方ということなんですけど、事業内容が詳しくわかればお知らせください。

それから、これは起業力促進補助金のようなものがありますよね。そういったものの中から支出するのではないのでしょうか。ふるさと振興費になっているんですけど、ここから出すことになったのはなぜなのかをお聞きします。

○議長（小坂利政君） 高木地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の具体的内容2名につきましては、1名の方につきましては、ことしの3月31日まで隊員でありました産業グループの隊員が今、いわゆる定住しながら起業化して、いわゆるカフェみたいなものを作りたいということでございます。

ただ、今年のちょっと9月6日の震災で実は物件が消失してしまいまして、今まだ探して

いる状況なのですが、引き続き探すということで意思確認をしておりますので、計上させていただきます。

それから、もう1人なんですが、恐竜ワールドにおりました隊員でございます。その方につきましては、今恐竜グッズのいわゆる作成販売です、オリジナルのということで今計画をつくっているというところで、この2名の方の予算計上させていただいています。

その根拠としましては、むかわ町地域おこし協力隊定住支援事業補助金というのがありまして、これにつきましては、いわゆる地域おこし協力隊の方が任期から前もって1年前もしくは終わってから1年以内の足かけ2年間のうちに定住して企業を起こすために、上限額100万円が補助になりますよという事業を活用していますので、ここで予算化をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

答弁しますか。

西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの関係でちょっと補足をさせていただきたいと思っています。

財源の部分としまして、こちらの地域おこし協力隊に係る部分ということで、一応特別交付税措置もされているというような内容でございます。そういったこともございまして、別な事業立てというような内容で考えているというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっとさっきの森林譲与税の関係ですけれども1340番00、これ委託調査費、さっきもちっと聞いたこととダブるんですけれども、何でこの委託調査費を最初にするのかというか、町独自の考えなのか国が示してきたメニューなのか。

その中からこれを今回は選んだものなのかということが1つと、その委託費に関して、メニューの中にあつたから金額これどうやってはじき出てきたのか、一定程度の競争の原理が働いた中でこういう金額になったのか、その2つだけちょっとまずは。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） この委託につきましては、森林環境譲与税の使い道として示されている国のメニューの一つではあります。



見積金額につきましては、この取り組みまだ新しいものですからあまり扱っているコンサルがないようでございます。今のところは1社の見積もりをいただきまして、その内容を精査しているその金額でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ということは、1社見積もりでちょっと例えば、道内道外全国でこの手の事業を起こすところで同様の事案で見積もりを比較するというようなことは必要ないんですかね。もらったお金だからそのままだ右から左、これはやはりどうも委託料というのは私はなかなか根拠がつかめないところで、その辺の比較するような方法はないものかというふうに思うんですが、いかがですかね。

今後とも来年度においても国からのメニューから選んで進めていくというような形になってくるんですか。

その2つをお聞きしたいと思います。

それとページが変わって、3回しか質問できないんで、ここで違う案件、今さっき質問するの忘れたんで、15ページの2570番の中の公共土木等の単独災害復旧の関係の説明をこのでっかいやつもらったんですけれども、その中の道路災害復旧事業町道山手線の中に入っているかと思うんですけれども、ちょっと確認しておきたかったんで単純な確認ですけれども、さっきから出ているアースギャラリーの裏手のところ、当然何か測量したような跡あったんで、水路の幅がもう1メートルぐらいしかなくなっているような細くなって水害に水が出たときに必ず詰まるところの後ろなんで、地元の方も大変気になさっているんですけれども、これの完成時期というのが、補修工事というのはいつごろになるのかちょっと確認しておきたい、大きく2つです。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 見積金額の精査でございますけれども、本来であれば十分精査した上で予算計上すべきところではありますが、新しい制度ということで今、先ほどちょっと言いましたけれども、森林指導機関の森林室等と協議しながら絞り込めるところは絞り込んでいくような作業を行っております。

状況的に前後しますけれどもその辺は御了承願いたいかなと思っております。実際にはもうちょっと絞り込んだ金額で発注できればと考えております。

それと、来年度以降なんですけれども、国のメニューといいますか、森林管理制度の国が推す流れみたいなものがありますので、その流れの中で必要に応じて、今回の委託が一番最

初にありまして、その後必要に応じて町がアンケートを補足するなり、あと必要に応じてまた委託を出すなりといった流れの中で必要に応じた委託なり職員が実行するなりという中で事業を進めていくような形になると思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 若干の補足させていただきたいんですけれども、午前中の議論にもありましたけれども森林環境譲与税のもともとのといいますか、目指すところというのが全国的に森林の荒廃というのは非常に進んでおります。不在地主的な小さな森林等がたくさんありまして非常に荒廃をしているということで、そういった森林について適切な維持管理をしていく必要があるだろうというところで、この環境税というのができまして、市町村そして道のほうにも来ておりますけれども、そういった費用を使ってそういう荒廃した森林を適正に今後管理をしていこうというのが基本でございます。

そういったところで、今アンケート調査するとか現地調査というのがありましたけれども、荒廃している森林、特にそういったところを中心にまず抽出をしながら所有者を調べる、そして意向を確認すると。山をきちっとやっていく意向があるのかできないのか、そういったところを含めて、まずは下準備としてこういった調査をかけていくということで、この動きとしては全国的にほとんどの市町村が1回目の譲与税でそういったところに活用しているのが実態でございます。残ったものについては、基金に積んで後ほどのさまざまな活動に役立てていくというのが実態のようでございますので、つけ加えておきたいと思います。

それと、委託の関係でございますけれども、予算計上上1社見積もりということでやっているわけでありまして、発注に当たっては今申したように、北海道のほうとも協議したり他社に見積もり合わせするところがあればそういったところとも参考見積もりをとるなりして、できるだけ競争原理の働いた形の中で進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 2点目の山手線付近にございます河川災害復旧工事の点についてお答えしたいと思います。

議員御指摘の河川は、恐らく春日の沢川というアースギャラリーの裏を流れている普通河川でございます。

この河川、昨年災害査定を受けまして、今実施の手続踏みまして7月をめどと考えているんですが、工事を発注して冬までに完成を目標としておりますので、御理解くださいますよ

うお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 7 番、野田議員。

○7 番（野田省一君） 森林譲与税のほうは、趣旨は新聞報道等しかちょっと知識はないので、今両名からの説明である程度は理解しておりますし、趣旨自体は全国で同じような趣旨でやられるのかなということは理解できているんですけども、最終的に鵜川地区はそれなりの森林所有しているという部分からそれでもこれだけの金額がかかってという、どうも根拠が見えてこないんで。その辺落ち度のないように、他町村とよく比較しながら金額を、委託料は本当に見えづらいので、ぜひそういう形で実施していただければなというふうに思っております。

それと、河川のほうですけども、あれで夏場乗り切れるのかどうかというのはちょっと水出るときに、それまでの応急なんかするのか、本当に1メートル、もともと2メートル近い川幅ありましたよね。それがもう1メートル切っているんじゃないかなという、こういう形になってきれいに片側から押されて幅がもう1メートルないんじゃないかなという状況、素人目ですからわかりませんが。

ただ、今までの経験からいうと、あそこは大きな水が出るたびに上流が詰まって、あの辺から水出ると下のほうまで高いところですから、かなり広範囲にわたって影響があるんじゃないかなという心配があるんですけども、それまでの措置というのは何か考えはあるんですかね。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 御指摘の河川でございます。

今夏場の発注でございまして、これから、水が出てくる時期に対しまして現状でいきますと工事期間中に入っていきますので、そこでまだ最終的な川幅を確保するまでは、施工中のパトロール、また、そこでもし閉塞が生じたときには応急的な対応という形で、今は重点としましては異常気象時には河川での重点箇所としてパトロールするという形で何かあったときには対応するという考えでいるところでございます。

○議長（小坂利政君） 7 番議員に確認しますが、1 点目については意見ということでよろしいですか。

答弁要りませんね。

〔「要らない」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、佐藤議員。

○4 番（佐藤 守君） 13ページの1780防災対策事業、これについてお伺いをしたいと思います。

ここでドローン2台を購入することになっているんですけれども、恐らくこの目的というのは上空からの現場調査だとか、今は記録にも載せられるんで、そういったものに使うのかなと思いますけれども、改めてその目的等についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） ドローンにつきましては、議員おっしゃるとおり、災害が起きたときに上空からそういう現場の様態ですとかそういったものを撮って早く対応するために実施したいと考えています。震災のときも応援に来ていただいたところからドローンを持って来ていただいて撮影していただいた経過がございますので、今後は町の中でもやれるような体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 4 番、佐藤議員。

○4 番（佐藤 守君） わかりました。

それで、今このドローンも飛ばすのには確か資格が要と思うんです。それで資格、職員の方何人ぐらい想定しているのか。資格がないというんであればいいんですけれども、もし資格が必要だというんであれば、その免許費といえますか、そういったものがちょっと計上されていないのでその辺どうなのか。資格要らないのか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 人口集中地域とか空港の近くですとか、そういった部分については資格がいるそうです。ただ、むかわ町の中で飛ばす部分については、資格が要らないということを確認していますので。

ただ、今後職員には数名については、資格を取るような体制を来年度以降の予算の中で考えていきたいと考えています。

〔「あそこは住宅街でも資格は要らない、はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11 番（北村 修君） 、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

1 つ目は、13ページの住宅管理費であります、ここで、財源の振り替えで一般財源を地

方債ということになっているんですが、この住宅管理費の事業全体は1億で、今の説明だとこの財源振分分の3,100万程度は、文京ハイツ等のようなんですが、その他の事業を含めてこれらがどういう割合でなってきたのかというのが1つと、地方債に向けられたという状況はどういうことでそうなったのかということをお教えいただきたい。

あわせて、これは当初予算の関係なんですけれども、住宅管理費の中における文京ハイツ等々のこれらの需用額というのはどのようなになっているのか、あわせてお示し願いたいというのが1つ目です。

2つ目は14ページになりますが、青少年育成のところでは先ほども出ておりました生徒寮の問題で、私は鷗川高校生徒寮の事業費が、これも一般財源から地方債等に振り替えるということなんですが、この寮の管理運営事業でいえば、そもそも、一般財源として当初見込まれているのは1億4,000万ほどなんです。そのうち8,100万が地方債ということなんですけれども、これらもどういう財源の流れでこうなったのか、改めて説明をお願いしたいというのが2つ目であります。

それから3つ目には、教育災害復旧費にかかわってお尋ねしたいと思いますが、これは今回の予算の中では学校にんですが、教育施設災害復旧ではもう一つ、保健体育関係がございます。これについてあわせてちょっとお伺いしておきたいんですが、当初穂別のプールの問題がありました。これ途中で入札が不落札になってできてないという状況がありました。その経過はどうなってきたのか、この際説明をお願いしたいというふうに思います。

あわせて、6番目のその他公共施設なんですが、ここの補正内容についてちょっと聞き漏らしましたので改めてお願いします。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、先ほどの公営住宅の取り壊しの部分の財源振り替え、それとあと関連しますので、国保料の借りがえ部分というところの財源振り替えの関係ちょっと御説明させていただきたいと思います。

今回起債に振り替えるというようなものでございまして、起債というものが今回過疎対策事業ソフト分というものを、予定してございます。これ今までなかなかこの事業での起債での借入れということがむかわ町のほうではなされてはいなかったんですが、内容としましては、経費の対象というところではかなり幅広く考えられているような起債でございまして、ちょっと規則的にちょっと申し上げますと、産業の振興でありますとか、保健福祉、交通通信、情報化教育の振興などかなり幅広い分野での活用、ソフト事業に対して起債を起こせ

るというようなものでございまして、目的として将来にわたってその過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象というような、ちょっと大ざっぱなんです、こういった内容の起債でございます。

今回解体の部分につきましては、当初予算成立後なんです、いろいろ調べていく中で、この起債でもって解体部分が賄えるというような判断に基づきまして、こちらについては振興局を通じてその起債でいけるよというような確認を得ているところでもございまして、一般財源通して見ていたところ、起債充当というのはないようにした部分でございます。

また、額の考え方の部分については、当初予算におきましては解体事業、当初見ていた部分の50%程度が起債充当できるだろうということで総額について今回計上させていただいて振り替えるというような。交付税措置も当然ございまして、ハード系の過疎対策事業と同じように、うちの元利償還70%が後年度措置されるというような内容でございます。

鵜川高校についても考え方は同じでございまして、解体の部分についてその50%を起債充当できるというような判断に基づいての今回の計上ということでございます。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 前回プールの発注に際しまして、不落という状況を御説明しましたけれども、そのプールにつきましても、今月の26日に再入札という形で発注する予定でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、その他公共施設、災害復旧事業の中身について私のほうから御説明をさせていただきます。

大きなものにつきましては、四季の館の埋設給管ということで、重油の燃料タンクの配管の関係にふぐあいが生じたことが新たに発覚いたしまして、そちらの修繕対応になります。

それと、雨漏りが多数徐々に発生してきておりまして、デイサービスの女子トイレですとか図書室ですとか、ちょっと何カ所か雨漏りが生じてきておりまして、原因究明について、春以降じゃなければ詳しい内容が調査できないということで、春を待ってから中身を精査して、今回修繕対応させていただきたいということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） すみません。

プールの問題でもう1回伺いたいと思うんですけども、4月に不落札になったと。これまで、今月ということなんだけれども、どうしてこういうふうに関まで延びてきたのかなというのがひとつ感じるんですが、やっぱり穂別の場合のプールというのは、子どもたちも教育関連として使うものなんです。年に1回とか2回とかという話もありますけれども、しかし時期は来るんです。そういう点で、そのような状況はどうしてここまで引っ張ってきたのか、もう一回その内容を含めてお願いしたい。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 穂別プールの関係であります。

最初の入札から今月の26日水曜日の入札の流れになった経緯としましては、やはり各公共施設等で災害工事等を発注しております。その業者の関係の協力といいますか、業者を集めるのにどうしてもやはりなかなか難しい条件が重なっていたものだと思います。

今回もう一度入札をかけている経緯に関しましては、再度、何とかことし中にでも復旧できればという思いで工事発注しております。

今後、プールのほうですが、26日水曜日の入札に関しまして落札業者とできるだけ早い段階で完成を調整していきますが、どうしても工事の量からしますと、ことしの夏に間に合わすことのできない工事になっております。ですので、来年の夏には穂別地区の子どもたちにも使えるようにという形で今、計画しております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 先ほどの11番議員の質問とちょっと重なるんですが、2250の鶴川高等学校の管理関係につきまして、先ほど申し上げましたように一般財源から8,100万をマイナスして、これでいくと地方債の欄に7,900万が移っていると、プラスになっていると。その差額151万5,000円はその他ということになっているんですけども、まず、その他というこの資金面は何かということと、地方債の資金面は何かということ、これが1つと。

それから、2つ目は、この補正の組み替えによって、この寮の管理面にどういう影響が出るのか、あるいは出ているのか。

それからもう一つは、幸いにして仮設寮をつくっていただきまして、非常に助かっているわけですけども、この仮設寮との関連。管理の方法と仮設寮との関係。もう一つは、生徒への影響。これはもう帰ってきてからの私生活というのですかね。

この三つ四つについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの鶴川高校生徒寮の管理運営事務の財源の関係は私のほうからお答えさせていただきます。

まず、その他とあります151万5,000円の関係でございますが、こちらにつきましては、昨年度寄附を受けております日本ハムファイターズ様から、こちら野球施設の改修にということで寄附金を受けてございました。それを一旦昨年度においては、生涯学習推進基金のほうへ積み立てをさせていただいて、本年度そちらの原資のほうから充てるというような内容でございます。

また起債につきましては、先ほどの解体部分に充てるというような内容でもございまして、こちらも過疎対策事業債を充てるというようなものでございます。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 議員の部分の関係ですけれども、まずこの部分についてはあくまでもその解体に関する部分なんで、生徒等への影響というのは、現段階では直接関係はないというふうに思われます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから6ページまでの1総括全般、2歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり37ページから43ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

再開は15時20分とします。

休憩 午後 3時02分



再開 午後 3時20分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第49号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第1号）、事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3歳出全般と議案書つづり45ページから46ページまでの予算総則第1表、直診勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3歳出全般と議案書つづり47ページから48ページまでの予算総則第1表、歳入歳出予算補正全般について質疑はありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 4ページの介護保険の一般事務の78万4,000円の関係なんですけれども、本年度予算案には計上されていなくて、今回補正ということなんですけれども、負担金なので当初予算でもよかったのかなという気がするんですけれども、協議会自体に前から入っていたのかどうだったかなと思って、今、不思議で見ているんですけれども、その辺、ちょっと説明してください。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） この度の道自治体情報システム協議会負担金、これにつきましてはこれまで、こちらのほうのシステムを使っていまして、今回消費税増税の部分の関係もございまして、低所得者の負担軽減という部分のシステムの開始もございます。そういったところの補正措置という形で、今回補正させていただいております。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 自治体単独で、こういうシステムを使うということは、なかなか人件費だとか、いろいろな部分で大変だということで協議会に加入してということなんだよね。

ちょっと調べてみると、北海道でも40市町村しか入っていないというか、加入していない。

170市町村の中で、それしかこの協議会には入っていないというふうに調べてみたんだけど、胆振管内では、むかわ、安平町だけなんですよね。

目的からいくと、全市町村が加入しても、当然不思議ではないということなんですけれども、何でそういう未加入自治体がたくさんあるんだろうかなと、この負担金自体がどうなのということで、ちょっと素朴な質問なんですけれども、答えられる範囲でお願いします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 道自治体情報システム協議会の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、現在その数というのは承知しています。

今、加入拡大に向けて動いているような状況もありまして、基本的にはそういった行政のシステムを共同で使って、安く使えるということで動いておりまして、結構、単独でやっていた市町村なんかも加入してきているような状況もありますので、最終的には全体ということを考えているとは思いますが、ほかの団体もあって、10市町村でやっているような団体もありますので、そういう形でやっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの事項別明細書全般と議案書つづり49ページから50ページまでの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの事項別明細書全般と議案書つづり51ページから52ページまでの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第52号の質疑を終わります。

これから議案第48号から第52号までの討論を行います。

討論の順序は、議案番号順とします。

初めに、議案第48号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第49号の討論を終わります。

次に、議案第50号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第51号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第51号の討論を終わります。

次に、議案第52号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第52号の討論を終わります。

これから議案第48号から第52号までの5件を採決します。

採決の順序は、議案番号順とします。

初めに、議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号を採決します。

お諮りします。

議案第49号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号を採決します。

お諮りします。

議案第50号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号を採決します。

お諮りします。

議案第51号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号を採決します。

お諮りします。

議案第52号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第21、議案第53号 動産の取得に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第53号 動産の取得に関する件につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

このたびの財産の取得につきましては、北海道市町村備荒資金組合からの防災資機材譲渡事業を活用するものでございます。

備荒資金組合が一旦購入し、その後に市町村が譲渡を受け、その代金と利息を付して5年間で支払う事業でございます。

取得財産につきましては、鶴川中学校校務用及び教育用コンピューター、取得金額は2,946万3,500円に、備荒資金組合が設定する利率で計算された利子相当額を加算した額、取得の相手方は北海道札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長菊谷秀吉でございます。

取得金額につきましては、備荒資金組合の取り決めにより、消費税率改定後の10%を加算しているところでございます。

別に配付してございます議案説明資料の43ページ、議案第53号資料をごらんいただきたいと思います。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、指名競争入札の結果、むかわ町末広2丁目149番地、ジョイフルショップ有限会社オオエ、代表取締役大江啓一に決定したものでございます。

予定価格につきましては、税抜き2,710万円、消費税10%込み2,981万円で、落札率は98.84%となったものでございます。

以上、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まず、単純な疑問点だけ先にお聞きしますけれども、5年間に分割して返していくということなんですかね。そうすると、今年は1年分を払うということになるのかな。ちょっとそこがはっきりわからなかった。

それと、納入は一旦この市町村備荒資金組合が町内業者から買ってということなんだけれども、何台、今回学校側に納品する予定なのかということと、例えば、メンテナンスとかそういう部分は、どこがやるのか。メンテナンスできる業者がこの3社だったのかということ、そこら辺ちょっと含めて単純にお聞きしたい。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、こちらの支払いの関係につきまして御説明させていただきますと思います。

まず、今回、備荒資金組合でもって一旦、こういった今回でいきますとコンピューター等を購入していただいて、それを町が譲渡を受けて、町につきましては備荒資金組合に対してその元金に利息分をプラスしたものを償還していくという流れになります。

本年、令和元年度におきましては、利息分のみ発生するというような流れでございまして、こちらにつきましては、年半年ごと、今回でいきますと、次でいきますと3月末と、あと来年度につきましては9月末というような形で、年2回支払いしていくような形になってございます。

これにつきましては、一応支払いの方法としては、元金が一応均等での支払いというような流れになってございます。

支払い方法等については、以上になります。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 今回、納入の内容について御説明したいというふうに思

います。

パソコンの台数でありますけれども、パソコン教室用のパソコン、生徒用40台と先生機、先生が使うパソコンの41台ということと、これはパソコン教室用のパソコンです。それと、そのほか校務用、先生が職員室で使うパソコンが10台ということでございます。主なものがありますけれども、パソコン生徒用、先生用で41台、校務用で10台ということでございます。

それと、業者の件でありますけれども、納入からメンテナンスまで含めたもので、対応できる町内業者がこの3社ということでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 鵜川中学校ということなんで、建ってから何年経つのかな。その間に、今まで更新はなかったのかと、それと古いマシンはどういうふうに処分したのかということと、それと実際に年幾らくらい払っていくもの、トータルで最後どのぐらい、全額これ払うもの、ちょっとそこら辺の仕組みがはっきりわからなかったんで、その2点について。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 町内小中学校5校ございます。そのパソコンの整備でありますけれども、整備計画に基づいて整備をしているというところでございます。

今年度につきましては、鵜川中学校と、あと、議決契約金額が議決の金額に満たないもので今年度鵜川中央小学校の校務用パソコンというものも整備する予定になっておりまして、耐用年数を5年という形で定めておりますので、この前は5年前ということになります。

したがいまして、今度の、例えば鵜川中学校になりますと、今度の整備は令和6年の計画というような形で、5校で何といいましょうか、計画を立てて、順序をつけて整備をしているというような状況でございます。

〔「古いのは」と言う人あり〕

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 古いパソコンにつきましては、実は前は、リースでやっておりましたので、今回5年経ったということで、一旦お返しするようになろうかと思えます。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 支払いの関係でお答えしたいと思います。

今、手持ちのほうで、今回の契約額に基づく償還の表というものがちょっとないんですが、大体という形でちょっとお答えさせていただければと思います。

実は、ちょっと備荒資金組合との資料がございまして、そちらで税率は今までのとおりの

8%の消費税という形にはなるんですが、例えば3,000万円のものを購入した場合なんですが、償還元金としてはトータルで約3,300万下回るぐらい、3,240万ほどの額にトータルとしてはなります。償還利子については、トータルでほぼ10万ぐらいの形になります。備荒資金組合のほうでいきますと、支払いの利率というのが0.1%と、かなり下がると思いますか、民間の方での利息等と比べるとかなり低い設定にはなっているという状況でございます。

実際のところ、購入価格については、消費税の増税後の10%が適用されるということになりますので、これよりは若干数字が上がるというような形にはなりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 古いやつの話は、リース会社が持っていくんだろうけれども、そこにも本当なら経費かかりますよね、返還するのにね。引き取るときは、たいがいのリースの場合は、そのリース会社まで返してくださいという契約になるはずなんですけれども、そこら辺もしわかれば、リース会社に返す経費はどうやって捻出するのかなと。数が数なので、それなりにかかるんじゃないかなと思うのですけれども、まず1点。

それと、今回は買い取りというか、備荒資金組合からの借入れで返済すると、前回はリースということだったと。リースだと恐らく月額2%、年率にしたら、どのぐらいになるかわからないですけれども、リースで借りるよりは、安いという判断でよろしいんですか。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問ですが、議員おっしゃるとおり、リースで借りるよりは、かなり経費的に抑えられるというような……

〔「処分しろということなの」「公だもの」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 5年前のときは、リースということでお答え申し上げましたけれども、リースの契約の中に処分料は含まれているということで、今回処分に当たっては新たな費用は発生しないという形になっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号 動産の取得に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第22、議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の3ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

買入動産につきましては、国民健康保健穂別診療所におけます電子カルテシステム機器等でございます。

別に配付してございます議案説明資料の44ページ、議案第54号資料をごらんいただきたいと思います。

指名競争入札の結果、入札金額で2,737万円、税込みで2,955万9,600円をもちまして、札幌市中央区南1条東3丁目10番13号、株式会社アイパス、代表取締役高澤幹雄に落札、決定となりましたことから当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き2,876万7,900円、税込み3,106万9,332円で、落札率は95.14%となりまして、令和元年6月14日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 動産買入契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第23、意見書案第5号 消費税率10%の中止を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 意見書案第5号 消費税率10%の中止を求める意見書案について説明を申し上げます。

3月の毎月勤労統計調査でも、物価変動の影響を除いた実質賃金が、前年同月比2.5%減と3カ月連続のマイナス、下げ幅では2015年6月以来、3年9カ月ぶりの大幅減となりました。

内閣府発表の景気動向指数（3月）でも、2月までの下方へ局面変化から、6年2カ月ぶりに悪化に転じました。消費の不振や輸出の落ち込みで、政府も景気悪化を認めざるを得なくなったものです。

既に、景気の悪化から、与党幹部さえも、消費税増税の見送りの可能性に言及せざるを得ない状況です。

安倍首相が12年末に政権に復帰した後、経済再生を最優先すると言いながら、14年4月に消費税を増税したため、14年4月から6月期は大幅なマイナス成長となりました。家計の消費支出では、増税前に比べ、年間25万円も落ち込んでいます。

こうした経済情勢の中で、10月からの消費税率10%への引き上げは、消費をさらに落ち込ませ、経済に打撃になるばかりか、低所得者ほど負担が重い消費税を増税すれば、暮らしを一層悪化させることは目に見えています。

直ちに、消費税率10%実施を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、東 千吉議員。

○1番（東 千吉君） 反対の意見を述べさせていただきます。

この意見書は、過去にも出されておりますけれども、この意見書にあります重税感については、既に軽減税率を検討、実施の運びとなっておりますし、先月の国会でこの消費税の増税分を財源とした教育無償化の法案が成立をしております。早ければこの10月、消費税の増

税とともに、幼児教育の無償化、本町においては、こども園の無償化が実施されるというふうな予定になっていて、子育て世代の応援に非常に役立つものと思っておりますので、反対といたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 消費税率の10%の中止を求める意見書案は、この間、勤労者実質賃金が連続マイナス、さらにこの間の景気動向調査でも2カ月連続悪化と発表されるなど、政府が言う景気が回復した中で行うという事態になっていないことです。さらに、100年安心の年金の仕組みが崩れ、年金の減少に歯どめがかかっていません。

むかわ町で見れば、地震災害で被災者の多くは、今後の生計、住宅問題をどうしたらよいのか不安の中にあります。公共料金への転嫁が議論されていますが、行政も住民も不安があります。こんな中での10%増税はすべきではありません。

大企業への優遇増税をやめ、中小企業並みにすること、富裕層優遇の証券税制などを改め引き上げること、さらに1機110億円の戦闘機の爆買いをやめることなどをすれば、消費税に頼らないでも財源はつくれます。

そのことを強く求めて、賛成の討論といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第24、意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案について提案説明をさせていただきます。

むかわ町は、2017年に非核平和の町宣言をいたしました。それに基づきまして、昨年から8月6日のあの広島での原爆記念集会に子どもたちを派遣し、ことしもその事業が竹中町長のもと、取り組まれようとしております。

こうした我が町の状況を受けて、私は今回議会としても何らかの対応ということも考えながら、この意見書案を提案するものでございます。中身については、朗読をもって提案にかえさせていただきます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法となりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものになっています。

また条約は、核保有国への条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり、熱望してきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70カ国、批准国は21カ国に広がっています。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書として提出するものであります。

どうぞ、御賛同いただきますようお願いを申し上げて、提案説明といたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1 番、東 千吉議員。

○1 番（東 千吉君） 私の意見を述べさせていただきたいと思います。

核については、国際社会において非常に重要な案件でございます。

ただいまの意見書につきましては、2017年7月7日の核兵器禁止条約の案件であると思われます。この核兵器禁止条約については、国連加盟の193カ国中、124カ国が出席した中で投票がされたものでございます。投票の結果、122カ国が参加、NATOに係るオランダは反対、シンガポールは棄権をいたしました。日本は、不参加でございます。

この内容、署名、手続は、2018年、昨年9月20日から始まり、先ほどの意見書にもございましたように批准国は21カ国以上になってございます。この批准国数が50カ国に達した後、90日を経て発効するという内容になっておりまして、しかしながら、批准しない国には効力がないという条約でございます。

現在、核保有国と核のない世界の国々の溝が非常に深まっている中、被爆者にもたらされた苦痛を持っている唯一の被爆国であるこの日本国の立ち位置をしっかりと明確にしていかなければならないのだというふうに私は思っております。

そうした中で、この核を保有する国とその他の国の橋渡しをしっかりとしていく日本政府を支持する立場から反対をいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

2017年7月に核兵器禁止条約というのが国連で採決されたんですよね。その同じ年の10月

にノーベル平和賞が授与されたんですが、その授与されたのは、I C A Nという皆さん御存じだと思うんですけども、101カ国からなるN G Oの連合体、核兵器廃絶国際キャンペーン、I C A Nという団体なんですが、ノーベル平和賞に選ばれています。すごく私も喜んだことを覚えているんですけども、しかし、このときに日本政府は、ノーベル平和賞を受賞したという、私は快挙だと思ったんですが、一切のコメントも出さなかったんですよね。で、7月の国連の会議にも出ていませんし、採択にも参加していない。本当に、今、東議員が述べたように、唯一の被爆国の政府ですよ、日本政府は。それなのに、会議にも出なければ、署名すらしないと、で、I C A Nのこの日本政府の態度に対して、I C A Nの事務局長が国連本部で日本政府の姿勢を批判する演説をしたんですよね。私は、これ、同じ思いであります。

ぜひ、先ほど趣旨説明で述べられましたけれども、むかわ町は非核平和の都市宣言をした町です。で、平和の記念式典、平和記念式典、毎年の式典には、子どもたちも参加して、本当にこの核兵器というものが、どんなに悲惨なものかということを学んで、後世に伝えたいというそういうことで参加させていますし、そういうことを町としても実践している町ですので、ぜひ、署名、批准をするようにということは、言っていくべきことだというふうに思っておりますので、そういう立場から賛成といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小坂利政君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第25、意見書案第7号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第7号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について簡単に提案説明をさせていただきます。

この意見書は、本町の働く団体の皆さんから提出されたものでございまして、それを経済文教常任委員会の中で審議をして、提出させていただくことになりました。

内容について簡単に申し上げます。

内容は、まず、今言われております、そして、2010年に政府や労働界、経済界がつくりました政府の雇用戦略対話において、早い段階に、2020年までに全国的に1,000円にするという状況、そういうことを本当にやってほしいという内容のものであります。さらに、そのために中小企業等に対する支援等の拡充もしていくべきだということを述べているものでございます。

最低賃金の問題が毎年のように出されてくるわけでありましてけれども、本町のことで考えてみれば、今、地方で働く人々がいない、とりわけ若者がいなくなるという状況があります。これの一つに、最低賃金が例えば18年度で言えば、東京都で995円であるのに、1番低い鹿児島県では761円、北海道でも800数十円であります。こういう差があります。やはり、賃金の高い地域へということで東京などに若者が流れていく、こういうことも地方に担い手、働き手がいらないということにもなっております。

したがって、全国一律の最賃、それから、一刻も早く1,000円に引き上げる、さらに1,500円というふうな願いが出るのは当然かと思えます。そういう要望に立ってこの意見書を提出させていただくものでございます。

どうぞ、御審議、御決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第26、意見書案第8号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

事前に印刷、配付をしておりますので、一部朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療、介護など社会保障への対応、地域交通維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災、減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、2019年度の地方財政計画では、一般財政総額は62兆7,072億円（前年度費プラス1.0%）となり、過去最高の水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化など国の政策に対する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財源の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サ

ービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

そのために、政府に以下の事項の実現を求めます。

配付しておりますように、1番から10番までございます。省略させていただきますが、以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

御審議、御決定、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第27、意見書案第9号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第9号について提案理由の説明をさせていただきます。

相当長い文章でございますので、要約し、要点を説明し、提案にかえさせていただきます。

表題にありますようにこの意見書は、子どもの権利、解消など教育予算の確保、拡充と就学保障をまず求めています。そして、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元を求め、さらに、教職員の超勤・多忙化の解消、「30人以下学級」の実現と、こういう内容でございます。

最初に、冒頭部分に、義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中というように述べられていますが、私も先日学校をお訪ねした際に、先生方から今出されている働き方改革をどうするかと、教員の超勤等々をなくしていくためにどうするのか、悩みだというお話を伺いました。

さらに、今年度から、中教審の方向性になって、小学校にも英語教育の授業が持ち込まれたということで、ますます授業時間が足りない、その上に働き方改革、どうするのかということで、運動会の内容も削減をして、その分練習量などを減らしてそういう時間に充てるとかいろいろな努力をしているということをお聞きしました。

本日の新聞にこういう報道がございました。これはOECD、経済協力開発機構が19日発表した内容であります。日本の教員は、このOECD加盟国の教員と比較してみると、中学校の先生の勤務時間で3カ国平均が38.3時間なのに、日本はその1.5倍の週56時間になっている。こういうことを改善しなければならないという報道がございましたけれども、そうしたことを含めてこの改善を求めていく。その中心に、冒頭に読み上げました国庫負担の負担率を3分の1になったものを、せめて2分の1にというのが主たる内容だというふうに思っております。これも、町内労働団体から出されたものを、経済文教常任委員会として取り上げ、意見書として提出するものであります。

どうぞ、御審議、御決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎所管事務調査等報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第28、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長、経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 追加する報告はありません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） ここに書かれているとおりでございます。

ただ、この報告の中に、委員会の中で各委員から積極的な意見が出されておりますが、それらについては、まとめとして書かせていただいたというのが1つであります。

災害後の教育施設の内容について指摘もございました。ぜひ、この点に基づいて進められますようお願いを申し上げます。

なお、農業復旧と農業振興については、中間報告させていただき、継続調査とすることをお認めいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） これから、各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第29、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会及び議会広報委員会並びに恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第30、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件について、全道議会議員研修会、新任議員研修会及び全道議会広報研修会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に係る件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第2回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時22分